

旧基準と会計基準の勘定科目比較表

資金収支計算書

別紙①

【旧基準】		【会計基準】			備考 (A欄の科目に対するB欄の科目等)
勘定科目【A】		勘定科目【B】			
科目区分		科目区分			
大区分	中区分	大区分	中区分	小区分	
<経常活動による収支> 【収入】		<事業活動による収支> 【収入】			
介護保険収入	介護保険収入	介護保険事業収入	施設介護料収入	介護報酬収入 利用者負担金収入(公費) 利用者負担金収入(一般)	社会福祉法人が行う事業ごとに大区分を設定
			居宅介護料収入 (介護報酬収入) (利用者負担金収入)	介護報酬収入 介護予防報酬収入 介護負担金収入(公費) 介護負担金収入(一般) 介護予防負担金収入(公費) 介護予防負担金収入(一般)	
			地域密着型介護料収入 (介護報酬収入) (利用者負担金収入)	介護報酬収入 介護予防報酬収入 介護負担金収入(公費) 介護負担金収入(一般) 介護予防負担金収入(公費) 介護予防負担金収入(一般)	他の会計の基準の内容を踏まえ追加
			居宅介護支援介護料収入	居宅介護支援介護料収入 介護予防支援介護料収入	
			利用者等利用料収入	施設サービス利用料収入 居宅介護サービス利用料収入 地域密着型介護サービス利用料収入 食費収入(公費) 食費収入(一般) 居住費収入(公費) 居住費収入(一般) その他の利用料収入	
経常経費補助金収入	経常経費補助金収入		その他の事業収入	補助金事業収入 市町村特別事業収入 受託事業収入 その他の事業収入	介護保険事業収入に係る補助金事業収入等を計上。なお他の大区分に係る補助金事業収入等はそれぞれの区分ごとに計上。
			(保険等査定減)		
利用料収入	利用料収入 利用料負担金収入	老人福祉事業収入	措置事業収入	事務費収入 事業費収入 その他の利用料収入 その他の事業収入	本科目の他、児童福祉事業収入、生活保護事業収入にも設定
措置費収入	事務費収入 事業費収入		運営事業収入	管理費収入 その他の利用料収入 補助金事業収入 その他の事業収入	
			その他の事業収入	管理費収入 その他の利用料収入 その他の事業収入	
		児童福祉事業収入	措置費収入	事務費収入 事業費収入	運営費については、保育事業収入の中に保育所運営費収入を設定
			私的契約利用料収入 その他の事業収入	補助金事業収入 受託事業収入 その他の事業収入	
運営費収入 私的契約利用料収入	運営費収入 私的契約利用料収入	保育事業収入	保育所運営費収入 私的契約利用料収入 私立認定保育所利用料収入 その他の事業収入	補助金事業収入 受託事業収入 その他の事業収入	
		就労支援事業収入	〇〇事業収入		
自立支援費等収入	介護給付費収入 訓練等給付費収入 障害児施設給付費収入 サービス利用計画作成費収入	障害福祉サービス等事業収入	自立支援給付費収入	介護給付費収入 特例介護給付費収入 訓練等給付費収入 特例訓練等給付費収入 地域相談支援給付費収入 特例地域相談支援給付費収入 計画相談支援給付費収入 特例計画相談支援給付費収入	
			障害児施設給付費収入	障害児通所給付費収入 特例障害児通所給付費収入 障害児入所給付費収入 障害児相談支援給付費収入 特例障害児相談支援給付費収入	
			利用者負担金収入 補正給付費収入	特定障害者特別給付費収入 特例特定障害者特別給付費収入 特定入所障害児食費等給付費収入	
	特定障害者特別給付費収入 特定入所障害児食費等給付費収入 利用者負担金収入		特定費用収入 その他の事業収入	補助金事業収入 受託事業収入 その他の事業収入	
		生活保護事業収入	(保険等査定減)		
			措置費収入	事務費収入	
			授産事業収入	〇〇事業収入	
			その他の事業収入	補助金事業収入 受託事業収入 その他の事業収入	
		医療事業収入	入院診療収入 窓口差額収入		



旧基準と会計基準の勘定科目比較表

【旧基準】		【会計基準】			備考 (A欄の科目に対するB欄の科目等)
勘定科目【A】		勘定科目【B】			
科目区分		科目区分			
大区分	中区分	大区分	中区分	小区分	
<経常活動による収支> 【支出】		<事業活動による収支> 【支出】			
人件費支出	役員報酬 職員俸給 職員諸手当 非常勤職員給与 退職金 退職共済掛金 法定福利費	人件費支出	役員報酬支出 職員給料支出 職員賞与支出 非常勤職員給与支出 派遣職員費支出 退職給付支出 法定福利費支出		会計基準では「職員給料支出」と「職員賞与支出」に分けて整理 派遣職員費支出を追加 退職金と退職共済掛金は、会計基準では「退職給付支出」に統合して計上
事業費支出	給食費 保健衛生費 医療費 被服費 教養娯楽費 日用品費 保育材料費 本人支給金 水道光熱費 燃料費 消耗品費 器具什器費	事業費支出	給食費支出 介護用品費支出 医薬品費支出 診療・療養等材料費支出 保健衛生費支出 医療費支出 被服費支出 教養娯楽費支出 日用品費支出 保育材料費支出 本人支給金支出 水道光熱費支出 燃料費支出 消耗器具備品費支出		*旧基準では勘定科目の順は事務費支出、事業費支出の順番だが、ここでは比較しやすいように会計基準の事業費支出、事務費支出の順番に合わせている 消耗品費と器具什器費は、会計基準では「消耗器具備品費支出」に統合して計上
事務費支出	賃借料 教育指導費 就職支度費 葬祭費 〇〇費 雑費	事務費支出	保険料支出 賃借料支出 教育指導費支出 就職支度費支出 葬祭費支出 車輦費支出 管理費返還支出 〇〇費支出 雑支出		消耗品費と器具什器費は、会計基準では「消耗器具備品費支出」に統合して計上
事務費支出	福利厚生費 旅費交通費 研修費 消耗品費 器具什器費 印刷製本費 水道光熱費 燃料費 修繕費 通信運搬費 会議費 広報費 業務委託費 手数料 損害保険料 賃借料 租税公課 〇〇費 雑費	事務費支出	福利厚生費支出 職員被服費支出 旅費交通費支出 研修研究費支出 事務消耗品費支出 印刷製本費支出 水道光熱費支出 燃料費支出 修繕費支出 通信運搬費支出 会議費支出 広報費支出 業務委託費支出 手数料支出 保険料支出 賃借料支出 土地・建物賃借料支出 租税公課支出 保守料支出 渉外費支出 諸会費支出 〇〇費支出 雑支出		*旧基準では勘定科目の順は事務費支出、事業費支出の順番だが、ここでは比較しやすいように会計基準の事業費支出、事務費支出の順番に合わせている 消耗品費と器具什器費は、会計基準では「事務消耗品費支出」に統合して計上 損害保険以外の保険加入のケースもあるため、他の会計の基準の内容も踏まえて変更 賃借料は、会計基準では「賃借料支出」と「土地・建物賃借料支出」に分けて計上
借入金利息支出	借入金利息支出	借入金利息支出	借入金利息支出 利用者等外給食費支出 雑支出		他の会計の基準の内容を踏まえて追加 他の会計の基準の内容を踏まえて追加
借入金利息支出	借入金利息支出	借入金利息支出	利用者等外給食費支出 雑支出		他の会計の基準の内容を踏まえて追加
経理区分間繰入金支出	経理区分間繰入金支出	流動資産評価損等による資金減少額	有価証券売却損 資産評価損 為替差損 徴収不能額	有価証券評価損 〇〇評価損	他の会計の基準の内容を踏まえて追加
経常支出計(2)	経常支出計(2)	事業活動支出計(2)	事業活動支出計(2)		
経常活動資金収支差額(3)=(1)-(2)	経常活動資金収支差額(3)=(1)-(2)	事業活動資金収支差額(3)=(1)-(2)	事業活動資金収支差額(3)=(1)-(2)		

旧基準と会計基準の勘定科目比較表

【旧基準】		【会計基準】			備考 (A欄の科目に対するB欄の科目等)
勘定科目【A】		勘定科目【B】			
科目区分		科目区分			
大区分	中区分	大区分	中区分	小区分	
<b>&lt;施設整備等による収支&gt;</b> <b>【収入】</b>		<b>&lt;施設整備等による収支&gt;</b> <b>【収入】</b>			
施設整備等補助金収入	施設整備補助金収入 設備整備補助金収入	施設整備等補助金収入	施設整備等補助金収入 設備資金借入金元金償還補助金収入		他の会計の基準の内容を踏まえて追加
施設整備等寄附金収入	施設整備等寄附金収入 施設整備等借入金償還寄附金収入	施設整備等寄附金収入	施設整備等寄附金収入 設備資金借入金元金償還寄附金収入		
固定資産売却収入	車輛運搬具売却収入 器具及び備品売却収入 ○○売却収入	設備資金借入金収入 固定資産売却収入	車輛運搬具売却収入 器具及び備品売却収入 ○○売却収入		
		その他の施設整備等による収入	○○収入		
施設整備等収入計(4)		施設整備等収入計(4)			
<b>&lt;施設整備等による収支&gt;</b> <b>【支出】</b>		<b>&lt;施設整備等による収支&gt;</b> <b>【支出】</b>			
固定資産取得支出	建物取得支出 車輛運搬具取得支出 ○○取得支出	設備資金借入金元金償還支出 固定資産取得支出	土地取得支出 建物取得支出 車輛運搬具取得支出 器具及び備品取得支出 ○○取得支出		他の会計の基準の内容を踏まえて追加
元入金支出	公益事業会計元入金支出 収益事業会計元入金支出	固定資産除却・廃棄支出 ファイナンス・リース債務の返済支出 その他の施設整備等による支出	○○支出		他の会計の基準の内容を踏まえて追加
施設整備等支出計(5)		施設整備等支出計(5)			
施設整備等資金収支差額(6)=(4)-(5)		施設整備等資金収支差額(6)=(4)-(5)			
<b>&lt;財務活動による収支&gt;</b> <b>【収入】</b>		<b>&lt;その他の活動による収支&gt;</b> <b>【収入】</b>			
借入金収入	設備資金借入金収入	長期運営資金借入金元金償還寄附金収入			会計基準の区分方法に沿って変更
その他の収入	長期運営資金借入金収入 長期貸付金回収収入 投資有価証券売却収入 積立預金取崩収入	長期運営資金借入金収入 長期貸付金回収収入 投資有価証券売却収入 積立資産取崩収入			
借入金元金償還補助金収入	○○積立預金取崩収入	退職給付引当資産取崩収入 長期預り金積立資産取崩収入 ○○積立資産取崩収入			
その他の収入	○○収入	事業区分間長期借入金収入 拠点区分間長期借入金収入 事業区分間長期貸付金回収収入 拠点区分間長期貸付金回収収入 事業区分間繰入金収入 拠点区分間繰入金収入 サービス区分間繰入金収入 その他の活動による収入	○○収入		
借入金元金償還補助金収入		借入金元金償還補助金収入			
財務収入計(7)		その他の活動収入計(7)			
<b>&lt;財務活動による収支&gt;</b> <b>【支出】</b>		<b>&lt;その他の活動による収支&gt;</b> <b>【支出】</b>			
借入金元金償還金支出	長期運営資金借入金償還金支出	長期運営資金借入金元金償還支出			会計基準の区分方法に沿って変更
投資有価証券取得支出	投資有価証券取得支出	長期貸付金支出			
積立預金積立支出	○○積立預金積立支出	投資有価証券取得支出 積立資産支出			
その他の支出		退職給付引当資産支出 長期預り金積立資産支出 ○○積立資産支出			
借入金元金償還金支出	設備資金借入金償還金支出	事業区分間長期貸付金支出 拠点区分間長期貸付金支出 事業区分間長期借入金返済支出 拠点区分間長期借入金返済支出 事業区分間繰入金支出 拠点区分間繰入金支出 サービス区分間繰入金支出 その他の活動による支出	○○支出		
流動資産評価減等による資金減少額等	徴収不能額 有価証券売却益 有価証券売却損 有価証券評価損 ○○評価損	その他の活動支出計(8)			
財務支出計(8)		その他の活動支出計(8)			
財務活動資金収支差額(9)=(7)-(8)		その他の活動資金収支差額(9)=(7)-(8)			
子備費(10)		予備費支出(10)			
当期資金収支差額合計(11)=(3)+(6)+(9)-(10)		当期資金収支差額合計(11)=(3)+(6)+(9)-(10)			
前期末支払資金残高(12)		前期末支払資金残高(12)			
当期末支払資金残高(11)+(12)		当期末支払資金残高(11)+(12)			

旧基準と会計基準の勘定科目比較表

事業活動計算書

※旧基準の事業活動収支計算書では、「収入」「支出」を科目名に使用していたが、会計基準では「収益」「費用」に修正。

【旧基準】		【会計基準】			備考 (A欄の科目に対するB欄の科目等)
勘定科目【A】		勘定科目【B】			
科目区分		科目区分			
大区分	中区分	大区分	中区分	小区分	
＜事業活動収支の部＞ 【収入】		＜サービス活動増減の部＞ 【収益】			
介護保険収入	介護保険収入	介護保険事業収益	施設介護料収益	介護報酬収益 利用者負担金収益（公費） 利用者負担金収益（一般）	社会福祉法人が行う事業ごとに大区分を設定
			居宅介護料収益 （介護報酬収益） （利用者負担金収益）	介護報酬収益 介護予防報酬収益 介護負担金収益（公費） 介護負担金収益（一般） 介護予防負担金収益（公費） 介護予防負担金収益（一般）	他の会計の基準の内容を踏まえて追加
			地域密着型介護料収益 （介護報酬収益） （利用者負担金収益）	介護報酬収益 介護予防報酬収益 介護負担金収益（公費） 介護負担金収益（一般） 介護予防負担金収益（公費） 介護予防負担金収益（一般）	
			居宅介護支援介護料収益	居宅介護支援介護料収益 介護予防支援介護料収益	
			利用者等利用料収益	施設サービス利用料収益 居宅介護サービス利用料収益 地域密着型介護サービス利用料収益 食費収益（公費） 食費収益（一般） 居住費収益（公費） 居住費収益（一般） その他の利用料収益	
			その他の事業収益	補助金事業収益 市町村特別事業収益 受託事業収益 その他の事業収益	介護保険収益に係る補助金等を計上。なお他の大区分に係る補助金等はそれぞれの区分ごとに計上。
			（保険等査定減）		
経常経費補助金収入	経常経費補助金収入	老人福祉事業収益	措置事業収益	事務費収益 事業費収益 その他の利用料収益 その他の事業収益	措置事業収益については、本科目の他、児童福祉事業収益、生活保護事業収益にも設定
			運営事業収益	管理費収益 その他の利用料収益 補助金事業収益 その他の事業収益	
			その他の事業収益	管理費収益 その他の利用料収益 その他の事業収益	
利用料収入	利用料収入 利用者負担金収入	児童福祉事業収益	措置費収益	事務費収益 事業費収益	
			私的契約利用料収益 その他の事業収益	補助金事業収益 受託事業収益 その他の事業収益	
措置費収入	事務費収入 事業費収入	保育事業収益	保育所運営費収益	補助金事業収益 受取事業収益 その他の事業収益	運営費については、保育事業収益の中に保育所運営費収益を設定
			私的契約利用料収益 私立認定保育所利用料収益 その他の事業収益		
運営費収入	運営費収入	就労支援事業収益	〇〇事業収益		
私的契約利用料収入	私的契約利用料収入	障害福祉サービス等事業収益	自立支援給付費収益	介護給付費収益 特例介護給付費収益 訓練等給付費収益 特例訓練等給付費収益 地域相談支援給付費収益 特例地域相談支援給付費収益 計画相談支援給付費収益 特例計画相談支援給付費収益	
			障害児施設給付費収益	障害児通所給付費収益 特例障害児通所給付費収益 障害児入所給付費収益 障害児相談支援給付費収益 特例障害児相談支援給付費収益	
			利用者負担金収益 補定給付費収益	特定障害者特別給付費収益 特例特定障害者特別給付費収益	
			特定費用収益 その他の事業収益	特定入所障害児食費等給付費収益	
			（保険等査定減）	補助金事業収益 受託事業収益 その他の事業収益	
自立支援費等収入	介護給付費収入 訓練等給付費収入 サービス利用計画作成費収入 障害児施設給付費収入 特定障害者特別給付費収入 特定入所障害児食費等給付費収入 利用者負担金収入	生活保護事業収益	措置費収益 授産事業収益 その他の事業収益	事務費収益 〇〇事業収益	

旧基準と会計基準の勘定科目比較表

【旧基準】		【会計基準】			備考 (A欄の科目に対するB欄の科目等)
勘定科目【A】		勘定科目【B】			
科目区分		科目区分			
大区分	中区分	大区分	中区分	小区分	
〇〇事業収入	〇〇事業収入	医療事業収益	入院診療収益 室料差額収益 外来診療収益 保健予防活動収益 受託検査・施設利用収益 訪問看護療養費収益 訪問看護利用料収益  その他の医療事業収益	補助金事業収益 受託事業収益 その他の事業収益  訪問看護基本利用料収益 訪問看護その他の利用料収益  補助金事業収益 受託事業収益 その他の医療事業収益	
寄附金収入 雑収入	寄附金収入 雑収入	〇〇事業収益	(保険等査定減) 〇〇事業収益 その他の事業収益	補助金事業収益 受託事業収益 その他の事業収益	介護保険事業収益等に係る補助金事業収益は、それぞれの区分ごとに計上。上記の大区分に含まれない事業の補助金事業収益は〇〇事業収益に計上
借入金元金償還補助金収入	借入金元金償還補助金収入	〇〇収益	〇〇収益		特別増減の部の収益へ「設備資金借入金元金償還補助金収益」として計上
引当金戻入	徴収不能引当金戻入 退職給与引当金戻入  〇〇引当金戻入	経常経費寄附金収益 その他の収益			新基準では洗替法ではなく、前年度負担分(引当金戻入分)と当年度負担分(引当金繰入分)の差額を計上する方法を採用するため、基本的に取崩収益は発生しません。ただし、徴収不能引当金を計上して、対象債権が回収されるなど、徴収不能引当金の計上が不要となった場合には、特別増減の部のその他の特別収益に徴収不能引当金戻入益を計上してください。
国庫補助金等特別積立金取崩額					会計基準ではサービス活動増減の部の費用に控除項目として移動
事業活動収入計(1)		サービス活動収益計(1)			

旧基準と会計基準の勘定科目比較表

【旧基準】		【会計基準】			備考 (A欄の科目に対するB欄の科目等)
勘定科目【A】		勘定科目【B】			
科目区分		科目区分			
大区分	中区分	大区分	中区分	小区分	
＜事業活動収支の部＞ 【支出】		＜サービス活動増減の部＞ 【費用】			
人件費支出	役員報酬 職員俸給 職員諸手当  非常勤職員給与  退職金 退職共済掛金 法定福利費	人件費	役員報酬 職員給料 職員賞与 賞与引当金繰入 非常勤職員給与 派遣職員費 退職給付費用  法定福利費		会計基準では「職員給料」と「職員賞与」に分けて整理 他の会計の基準の内容を踏まえて人件費に移動 派遣職員費を追加 退職金と退職共済掛金は、会計基準では「退職給付費用」に統合して計上
事業費支出	給食費  保健衛生費  医療費 被服費 教養娯楽費 日用品費 保育材料費 本人支給金 水道光熱費 燃料費 消耗品費 器具什器費	事業費	給食費 介護用品費 医薬品費 診療・療養等材料費 保健衛生費 医療費 被服費 教養娯楽費 日用品費 保育材料費 本人支給金 水道光熱費 燃料費 消耗器具備品費		*旧基準では勘定科目の順は事務費、事業費の順番だが、ここでは比較しやすいように会計基準の事業費、事務費の順番に合わせている  消耗品費と器具什器費は、会計基準では「消耗器具備品費」に統合して計上
事務費支出	賃借料 教育指導費 就職支度費 葬祭費 〇〇費 雑費  福利厚生費  旅費交通費 研修費 消耗品費 器具什器費 印刷製本費 水道光熱費 燃料費 修繕費 通信運搬費 会議費 広報費 業務委託費 手数料 損害保険料 賃借料  租税公課  〇〇費 雑費	事務費	保険料 賃借料 教育指導費 就職支度費 葬祭費 車輛費 〇〇費 雑費  福利厚生費 職員被服費 旅費交通費 研修研究費  事務消耗品費 印刷製本費 水道光熱費 燃料費 修繕費 通信運搬費 会議費 広報費 業務委託費 手数料 保険料 賃借料 土地・建物賃借料 租税公課 保守料 渉外費 諸会費 〇〇費 雑費		*旧基準では勘定科目の順は事務費、事業費の順番だが、ここでは比較しやすいように会計基準の事業費、事務費の順番に合わせている  消耗品費と器具什器費は、会計基準では「事務消耗品費」に統合して計上  損害保険以外の保険加入のケースもあるため、他の会計の基準の内容も踏まえて変更 賃借料は、会計基準では「賃借料」と「土地・建物賃借料」に分けて計上  他の会計の基準の内容を踏まえて追加
減価償却費	減価償却費	就労支援事業費用	就労支援事業販売原価  就労支援事業販売管費	期首製品(商品) 棚卸高 当期就労支援事業製造原価 当期就労支援事業仕入高 期末製品(商品) 棚卸高	他の会計の基準の内容を踏まえて追加
徴収不能額 引当金繰入	徴収不能額  退職給与引当金繰入 徴収不能引当金繰入  〇〇引当金繰入	授産事業費用 〇〇費用 利用者負担軽減額 減価償却費 国庫補助金等特別積立金 取崩額 徴収不能額  徴収不能引当金繰入			旧基準では、事業活動収支の部の収入としていたが、会計基準ではサービス活動増減の部の費用に控除項目として計上  会計基準では、「退職給付費用」で処理  会計基準では、引当金は「徴収不能引当金」、「賞与引当金」、「退職給与引当金」に限定するため、〇〇引当金は廃止
事業活動支出計(2)		サービス活動費用計(2)			
事業活動収支差額(3)=(1)-(2)		サービス活動増減差額(3)=(1)-(2)			

旧基準と会計基準の勘定科目比較表

【旧基準】		【会計基準】			備考 (A欄の科目に対するB欄の科目等)
勘定科目【A】		勘定科目【B】			
科目区分		科目区分			
大区分	中区分	大区分	中区分	小区分	
<b>&lt;事業活動外収支の部&gt;</b> <b>【収入】</b>		<b>&lt;サービス活動外増減の部&gt;</b> <b>【収益】</b>			
借入金利息補助金収入	借入金利息補助金収入	借入金利息補助金収益			会計基準では特別増減の部の収益に移動し、「事業区分間又は拠点区分間繰入金収益」として計上  会計基準では有価証券の時価会計の導入に伴い科目を追加 会計基準では売却益の差額のみを計上するため(売却収入)を削除 会計基準では投資有価証券の時価会計の導入に伴い科目を追加 会計基準では売却益の差額のみを計上するため(売却収入)を削除  他の会計の基準の内容を踏まえて追加
受取利息配当金収入	受取利息配当金収入	受取利息配当金収益			
会計単位間繰入金収入	公益事業会計繰入金収入 収益事業会計繰入金収入				
経理区分間繰入金収入	経理区分間繰入金収入				
有価証券売却益(売却収入)	投資有価証券売却益(売却収入)	有価証券評価益 有価証券売却益			
投資有価証券売却益(売却収入)	投資有価証券売却益(売却収入)	投資有価証券評価益 投資有価証券売却益			
		その他のサービス活動外収益			
		受入研修費収益 利用者等外給食収益 雑収益		為替差益	
事業活動外収入計(4)		サービス活動外収益計(4)			
<b>&lt;事業活動外収支の部&gt;</b> <b>【支出】</b>		<b>&lt;サービス活動外増減の部&gt;</b> <b>【費用】</b>			
借入金利息支出	借入金利息支出	支払利息			会計基準では特別増減の部の費用に移動し、「拠点区分間繰入金費用」として計上  会計基準では売却損益の差額のみを計上するため(売却原価)を削除  会計基準では有価証券の時価会計の導入に伴い科目を追加 会計基準では売却損益の差額のみを計上するため(売却原価)を削除 会計基準では特別増減の部の費用に移動  他の会計の基準の内容を踏まえて追加
経理区分間繰入金支出	経理区分間繰入金支出				
資産評価損	有価証券評価損	有価証券評価損			
有価証券売却損(売却原価)	有価証券売却損(売却原価)	有価証券売却損			
投資有価証券売却損(売却原価)	投資有価証券売却損(売却原価)	投資有価証券評価損 投資有価証券売却損			
資産評価損	〇〇評価損	その他のサービス活動外費用			
		利用者等外給食費 雑損失		為替差損	
事業活動外支出計(5)		サービス事業活動外費用計(5)			
事業活動外収支差額(6)=(4)-(5)		サービス活動外増減差額(6)=(4)-(5)			
経常収支差額(7)=(3)+(6)		経常増減額(7)=(3)+(6)			
<b>&lt;特別収支の部&gt;</b> <b>【収入】</b>		<b>&lt;特別増減の部&gt;</b> <b>【収益】</b>			
施設整備等補助金収入	施設整備補助金収入 設備整備補助金収入	施設整備等補助金収益 設備資金借入金元金償還補助金収益			他の会計の基準の内容を踏まえて追加  会計基準では売却益の差額のみを計上するため(売却収入)を削除 会計基準では特別増減の部の費用の控除項目として移動 旧基準では事業活動外収支の部の収入に計上していたが、会計基準では特別増減の部の収益に計上  他の会計の基準の内容を踏まえて追加
施設整備等寄附金収入	施設整備等寄附金収入 施設整備等借入金償還寄附金収入	施設整備等寄附金収益 設備資金借入金元金償還寄附金収益			
固定資産売却益(売却収入)	車輛運搬具売却益(売却収入) 器具及び備品売却益(売却収入) 〇〇売却益(売却収入)	〇〇受贈額 車輛運搬具売却益 器具及び備品売却益 〇〇売却益			
国庫補助金等特別積立金取崩額					
		事業区分間繰入金収益 拠点区分間繰入金収益 事業区分間固定資産移管収益 拠点区分間固定資産移管収益 その他の特別収益			
		徴収不能引当金戻入益			
特別収入計(8)		特別収益計(8)			
<b>&lt;特別収支の部&gt;</b> <b>【支出】</b>		<b>&lt;特別増減の部&gt;</b> <b>【費用】</b>			
基本金組入額	1号基本金組入額 2号基本金組入額 3号基本金組入額	基本金組入額			会計基準では基本金組入額へ一本化  会計基準では売却損益等の差額のみを計上するため(売却原価)を削除  他の会計の基準の内容を踏まえて追加 旧基準では事業活動外収支の部の支出に計上していたが、会計基準では特別増減の部の費用に計上
固定資産売却損・処分損(売却原価)	車輛運搬具売却損・処分損(売却原価) 器具及び備品売却損・処分損(売却原価) 〇〇売却損・処分損(売却原価)	資産評価損 固定資産売却損・処分損			
		建物売却損・処分損 車輛運搬具売却損・処分損 器具及び備品売却損・処分損 その他の固定資産売却損・処分損			
国庫補助金等特別積立金積立額	国庫補助金等特別積立金取崩額(除却等) 国庫補助金等特別積立金積立額 災害損失 事業区分間繰入金費用 拠点区分間繰入金費用	国庫補助金等特別積立金取崩額 国庫補助金等特別積立金積立額 災害損失 事業区分間繰入金費用 拠点区分間繰入金費用			



旧基準と会計基準の勘定科目比較表

【旧基準】		【会計基準】			備考 (A欄の科目に対するB欄の科目等)
勘定科目【A】		勘定科目【B】			
科目区分		科目区分			
大区分	中区分	大区分	中区分	小区分	
		事業区分間固定資産移管費用			他の会計の基準の内容を踏まえて追加
		拠点区分間固定資産移管費用			
		その他の特別損失			
	特別支出計 (9)		特別費用計 (9)		
	特別収支差額 (10) = (8) - (9)		特別増減差額 (10) = (8) - (9)		
	当期活動収支差額 (11) = (7) + (10)		当期活動増減差額 (11) = (7) + (10)		
<繰越活動収支差額の部>		<繰越活動増減差額の部>			
前期繰越活動収支差額 (12)		前期繰越活動増減差額 (12)			
当期末繰越活動収支差額 (13) = (11) + (12)		当期末繰越活動増減差額 (13) = (11) + (12)			
基本金取崩額 (14)		基本金取崩額 (14)			会計基準では4号基本金廃止に伴い削除
基本金組入額 (15)	4号基本金組入額				
その他の積立金取崩額 (16)	○積立金取崩額	その他の積立金取崩額 (15)	○積立金取崩額		
その他の積立金積立額 (17)	○積立金積立額	その他の積立金積立額 (16)	○積立金積立額		
次期繰越活動収支差額 (18) = (13) + (14) - (15) + (16) - (17)		次期繰越活動増減差額 (17) = (13) + (14) + (15) - (16)			旧基準の「収支」を会計基準では「増減」に名称変更



授産基準と会計基準の勘定科目比較表

資金収支計算書

別紙②

【授産基準】		【社会福祉法人会計基準】			備考 (A欄の科目に対するB欄の科目等)
勘定科目【A】		勘定科目【B】			
科目区分		科目区分			
大区分	中区分	大区分	中区分	小区分	
<授産事業活動による収支> 【収入】		<事業活動による収支> 【収入】			
授産事業収入	○○事業収入 △△事業収入 □□事業収入	就労支援事業収入	○○事業収入		
		障害福祉サービス等事業収入	自立支援給付費収入 介護給付費収入 特例介護給付費収入 訓練等給付費収入 特例訓練等給付費収入 サービス利用計画作成費収入 障害児施設給付費収入 利用者負担金収入 補足給付費収入 特定障害者特別給付費収入 特例特定障害者特別給付費収入 特定入所障害児食費等給付費収入 特定費用収入 その他の事業収入	介護給付費収入 特例介護給付費収入 訓練等給付費収入 特例訓練等給付費収入 サービス利用計画作成費収入 特定障害者特別給付費収入 特例特定障害者特別給付費収入 特定入所障害児食費等給付費収入 補助金事業収入 受託事業収入 その他の事業収入	
経常経費補助金収入	経常経費補助金収入		(保険等査定減)		
		生活保護事業収入	措置費収入	事務費収入	
			授産事業収入	○○事業収入	
			その他の事業収入	補助金事業収入 受託事業収入	
		○○事業収入	○○事業収入 その他の事業収入	補助金事業収入 受託事業収入 その他の事業収入	
		○○収入	○○収入		
会計単位間繰入金収入	公益事業会計繰入金収入 収益事業会計繰入金収入				他の会計の基準の内容を踏まえて追加
経理区分間繰入金収入	経理区分間繰入金収入				
授産事業収入計(1)		事業活動収入計(1)			
<授産事業活動による収支> 【支出】		<授産事業活動による収支> 【支出】			
授産事業支出	○○事業支出 △△事業支出 □□事業支出	授産事業支出	○○事業支出 △△事業支出 □□事業支出		
経理区分間繰入金支出	経理区分間繰入金支出	○○支出			事業活動による収支の支出へ計上
授産事業支出計(2)		授産事業支出計(2)			
授産事業活動資金収支差額(3)=(1)-(2)		授産事業活動資金収支差額(3)=(1)-(2)			



授産基準と会計基準の勘定科目比較表

【授産基準】		【社会福祉法人会計基準】			備考 (A欄の科目に対するB欄の科目等)
勘定科目【A】		勘定科目【B】			
科目区分		科目区分			
大区分	中区分	大区分	中区分	小区分	
事務費支出	福利厚生費 旅費交通費 研修費 消耗品費 器具什器費 印刷製本費 水道光熱費 燃料費 通信運搬費 会議費 広報費 業務委託費 手数料 損害保険料 賃借料 租税公課 〇〇費 雑費	事務費支出	福利厚生費支出 職員被服費支出 旅費交通費支出 研修研究費支出 事務消耗品費支出 印刷製本費支出 水道光熱費支出 燃料費支出 通信運搬費支出 会議費支出 広報費支出 業務委託費支出 手数料支出 保険料支出 賃借料支出 土地・建物賃借料支出 租税公課支出 保守料支出 渉外費支出 諸会費支出 〇〇費支出 雑支出		<p>※授産基準では勘定科目の順は事務費支出、事業費支出の順番だが、ここでは比較しやすいように会計基準の事業費支出、事務費支出の順番に合わせている</p> <p>消耗品費と器具什器費は、会計基準では「事務消耗品費支出」に統合して計上</p> <p>賃借料は、会計基準では「賃借料支出」と「土地・建物賃借料支出」に分けて計上</p> <p>損害保険以外の保険加入のケースもあるため、他の会計の基準の内容も踏まえて変更</p> <p>他の会計の基準の内容を踏まえて追加</p> <p>他の会計の基準の内容を踏まえて追加</p> <p>他の会計の基準の内容を踏まえて追加</p> <p>他の会計の基準の内容を踏まえて追加</p>
借入金利息支出	借入金利息支出	就労支援事業支出 〇〇支出 利用者負担軽減額支出 支払利息支出 その他の支出	就労支援事業販売支出 就労支援事業販管費支出 利用者等外給食費支出 雑支出		
経理区分間繰入金支出	経理区分間繰入金支出	流動資産評価損等による資金減少額	有価証券売却損 資産評価損 為替差損 徴収不能額	有価証券評価損 〇〇評価損	他の会計の基準の内容を踏まえて追加
福祉事業支出計(5)		事業活動支出計(2)			
福祉事業活動資金収支差額(6)=(4)-(5)		事業活動資金収支差額(3)=(1)-(2)			

<施設整備等による収支> 【収入】		<施設整備等による収支> 【収入】			備考 (A欄の科目に対するB欄の科目等)
施設整備等補助金収入		施設整備等補助金収入			
施設整備等寄附金収入		施設整備等寄附金収入			
施設整備等補助金収入	施設整備補助金収入 設備整備補助金収入	施設整備等補助金収入	施設整備等補助金収入 設備資金借入金元金償還補助金収入		
施設整備等寄附金収入	施設整備等寄附金収入 施設整備等借入金償還寄附金収入	施設整備等寄附金収入	施設整備等寄附金収入 設備資金借入金元金償還寄附金収入		
固定資産売却収入	車輛運搬具売却収入 器具及び備品売却収入 〇〇売却収入	設備資金借入金収入 固定資産売却収入	車輛運搬具売却収入 器具及び備品売却収入 〇〇売却収入		
		その他の施設整備等による収入	〇〇収入		他の会計の基準の内容を踏まえて追加
施設整備等収入計(7)		施設整備等収入計(4)			

授産基準と会計基準の勘定科目比較表

【授産基準】		【社会福祉法人会計基準】			備考 (A欄の科目に対するB欄の科目等)
勘定科目【A】		勘定科目【B】			
科目区分		科目区分			
大区分	中区分	大区分	中区分	小区分	
<b>&lt;施設整備等による収支&gt;</b> <b>【支出】</b>		<b>&lt;施設整備等による収支&gt;</b> <b>【支出】</b>			
固定資産取得支出	建物取得支出 車輜運搬具取得支出 ○○取得支出	設備資金借入金元金償還支出 固定資産取得支出	土地取得支出 建物取得支出 車輜運搬具取得支出 器具及び備品取得支出 ○○取得支出		他の会計の基準の内容を踏まえて追加
元入金支出	公益事業会計元入金支出 収益事業会計元入金支出	固定資産除却・廃棄支出 ファイナンス・リース債務の返済支出 その他の施設整備等による支出	○○支出		他の会計の基準の内容を踏まえて追加 他の会計の基準の内容を踏まえて追加
施設整備等支出計(8)		施設整備等支出計(5)			
施設整備等資金収支差額(9)=(7)-(8)		施設整備当資金収支差額(6)=(4)-(5)			
<b>&lt;財務活動による収支&gt;</b> <b>【収入】</b>		<b>&lt;その他の活動による収支&gt;</b> <b>【収入】</b>			
借入金収入	設備資金借入金収入 長期運営資金借入金収入 長期貸付金回収収入 投資有価証券売却収入 積立預金取崩収入 ○○積立預金取崩収入	長期運営資金借入金元金償還 寄附金収入 長期運営資金借入金収入 長期貸付金回収収入 投資有価証券売却収入 積立資産取崩収入	退職給付引当資産取崩収入 長期預り金積立資産取崩収入 ○○積立資産取崩収入		
その他の収入	借入金元金償還補助金収入 ○○収入	事業区分間長期借入金収入 拠点区分間長期借入金収入 事業区分間長期貸付金回収収入 拠点区分間長期貸付金回収収入 事業区分間繰入金収入 拠点区分間繰入金収入 サービス区分間繰入金収入 その他の活動による収入	○○収入		会計基準の区分方法に沿って変更
財務収入計(10)		その他の活動収入計(7)			
<b>&lt;財務活動による収支&gt;</b> <b>【支出】</b>		<b>&lt;その他の活動による収支&gt;</b> <b>【支出】</b>			
借入金元金償還金支出	長期運営資金借入金元金償還金支出 投資有価証券取得支出 積立預金積立支出 ○○積立預金積立支出	長期運営資金借入金元金償還 支出 長期貸付金支出 投資有価証券取得支出 積立資産支出	退職給付引当資産支出 長期預り金積立資産支出 ○○積立資産支出		
その他の支出	長期貸付金支出 ○○支出	事業区分間長期貸付金支出 拠点区分間長期貸付金支出 事業区分間長期借入金返済支 拠点区分間長期借入金返済支 事業区分間繰入金支出 拠点区分間繰入金支出 サービス区分間繰入金支出 その他の活動による支出	○○支出		会計基準の区分方法に沿って変更
借入金元金償還金支出	設備資金借入金償還金支出				
流動資産評価減等による 資金減少額等	徴収不能額 有価証券売却益 有価証券売却損 有価証券評価損 ○○評価損				
財務支出計(11)		その他の活動支出計(8)			
財務活動資金収支差額(12)=(10)-(11)		その他の活動資金収支差額(9)=(7)-(8)			
予備費(13)		予備費支出(10)			
当期資金収支差額合計(14)=(3)+(6)+(9)+(12)-(13)		当期資金収支差額合計(11)=(3)+(6)+(9)-(10)			
前期末支払資金残高(15)		前期末支払資金残高(12)			
当期末支払資金残高(14)+(15)		当期末支払資金残高(11)+(12)			

授産基準と会計基準の勘定科目比較表

事業活動収支計算書

【授産基準】		【社会福祉法人会計基準】			備考 (A欄の科目に対するB欄の科目等)
勘定科目【A】		勘定科目【B】			
科目区分		科目区分			
大区分	中区分	大区分	中区分	小区分	
<授産事業活動収支の部> 【収入】		<サービス活動増減の部> 【収益】			
授産事業収入	<input type="checkbox"/> 〇事業収入 <input type="checkbox"/> △△事業収入 <input type="checkbox"/> □□事業収入	就労支援事業収益	<input type="checkbox"/> 〇〇事業収益 自立支援給付費収益	介護給付費収益 特例介護給付費収益 訓練等給付費収益 特例訓練等給付費収益 サービス利用計画作成費収益	
		障害福祉サービス等事業収益	障害児施設給付費収益 利用者負担金収益 補足給付費収益	特定障害者特別給付費収益 特例特定障害者特別給付費収益 特定入所障害児食費等給付費収益	
			特定費用収益 その他の事業収益	補助金事業収益 受託事業収益 その他の事業収益	
		生活保護事業収益	(保険等査定減) 措置費収益 授産事業収益 その他の事業収益	事務費収益 <input type="checkbox"/> 〇〇事業収益 補助金事業収益 受託事業収益 その他の事業収益	
			<input type="checkbox"/> 〇〇事業収益 <input type="checkbox"/> 〇〇事業収益 その他の事業収益	補助金事業収益 受託事業収益 その他の事業収益	
			<input type="checkbox"/> 〇〇収益 <input type="checkbox"/> 〇〇収益	補助金事業収益 受託事業収益 その他の事業収益	
引当金戻入	徴収不能引当金戻入 退職給与引当金戻入 <input type="checkbox"/> 〇〇引当金戻入				
国庫補助金等特別積立金取崩額					
授産事業活動収入計(1)					
<授産事業活動収支の部> 【支出】		<サービス活動増減の部> 【費用】			
授産事業支出	<input type="checkbox"/> 〇〇事業支出 <input type="checkbox"/> △△事業支出 <input type="checkbox"/> □□事業支出	授産事業費用	<input type="checkbox"/> 〇〇事業費 <input type="checkbox"/> △△事業費 <input type="checkbox"/> □□事業費		
減価償却費	減価償却費	〇〇費用			
徴収不能額	徴収不能額				
引当金繰入	退職給与引当金繰入 徴収不能引当金繰入 <input type="checkbox"/> 〇〇引当金繰入				
たな卸資産増減額	たな卸資産増減額				サービス活動増減の部の費用へ計上
授産事業活動支出計(2)					
授産事業活動収支差額(3) = (1) - (2)					
<福祉事業活動収支の部> 【収入】		<サービス活動増減の部> 【収益】			
措置費収入	事務費収入 事業費収入	〇〇事業収益	〇〇事業収益		

授産基準と会計基準の勘定科目比較表

【授産基準】		【社会福祉法人会計基準】			備考 (A欄の科目に対するB欄の科目等)
勘定科目【A】		勘定科目【B】			
科目区分		科目区分			
大区分	中区分	大区分	中区分	小区分	
運営費収入	運営費収入				
私的契約利用料収入	私的契約利用料収入				
利用料収入	利用料収入				
	利用者負担金収入				
〇〇事業収入	〇〇事業収入		その他の事業収益		
経常経費補助金収入	経常経費補助金収入			補助金事業収益 受託事業収益 その他の事業収益	
寄附金収入	寄附金収入	〇〇収益			
雑収入	雑収入	経常経費寄附金収益	〇〇収益		
借入金元金償還補助金収入	借入金元金償還補助金収入	その他の収益			
引当金戻入	借入金元金償還補助金収入				
	徴収不能引当金戻入				
	退職給与引当金戻入				
	〇〇引当金戻入				
国庫補助金等特別積立金取崩額					
福祉事業活動収入計(4)		サービス活動収益計(1)			

<福祉事業活動収支の部> 【支出】		<サービス活動増減の部> 【費用】			備考 (A欄の科目に対するB欄の科目等)
人件費支出		人件費			
職員給与		職員給与			
非常勤職員給与		非常勤職員給与			
役員報酬	役員報酬	役員報酬	職員給与	職員給与	会計基準では「職員給与」と「職員賞与」に分けて整理
職員俸給	職員俸給	職員給与	職員賞与	職員賞与	
職員諸手当	職員諸手当	賞与引当金繰入	賞与引当金繰入	賞与引当金繰入	
非常勤職員給与	非常勤職員給与	非常勤職員給与	非常勤職員給与	非常勤職員給与	
退職金	退職金	派遣職員費	派遣職員費	派遣職員費	派遣職員費を追加
退職共済掛金	退職共済掛金	退職給付費用	退職給付費用	退職給付費用	退職金と退職共済掛金は、会計基準では「退職給付費用」に統合して計上
法定福利費	法定福利費	法定福利費	法定福利費	法定福利費	
事業費支出	給食費	事業費	給食費	給食費	*授産基準では勘定科目の順は事務費、事業費の順番だが、ここでは比較しやすいように会計基準の事業費、事務費の順番に合わせている
	保健衛生費		介護用品費	介護用品費	
	被服費		医薬品費	医薬品費	
	教養娯楽費		診療・療養等材料費	診療・療養等材料費	
	医療費		保健衛生費	保健衛生費	
	被服費		医療費	医療費	
	教養娯楽費		被服費	被服費	
	日用品費		教養娯楽費	教養娯楽費	
	水道光熱費		日用品費	日用品費	
	燃料費		保育材料費	保育材料費	
	消耗品費		本人支給金	本人支給金	
	器具什器費		水道光熱費	水道光熱費	
	賃借料		燃料費	燃料費	
	指導訓練費		消耗器具備品費	消耗器具備品費	消耗品費と器具什器費は、会計基準では「消耗器具備品費」に統合して計上
	就職支度費		保険料	保険料	
	葬祭費		賃借料	賃借料	
	〇〇費		教育指導費	教育指導費	
	雑費		就職支度費	就職支度費	
			葬祭費	葬祭費	
			車輛費	車輛費	
			〇〇費	〇〇費	
			雑費	雑費	





授産基準と会計基準の勘定科目比較表

【授産基準】		【社会福祉法人会計基準】			備考 (A欄の科目に対するB欄の科目等)
勘定科目【A】		勘定科目【B】			
科目区分		科目区分			
大区分	中区分	大区分	中区分	小区分	
< 事業活動外収支の部 >		< サービス活動外増減の部 >			
【支出】		【費用】			
借入金利息支出	借入金利息支出	支払利息			会計基準では特別増減の部の費用に移動し、「拠点区分間繰入金費用」として計上
経理区分間繰入金支出	経理区分間繰入金支出	有価証券評価損			
資産評価損	有価証券評価損	有価証券売却損			会計基準では売却損益の差額のみを計上するため(売却原価)を削除
有価証券売却損(売却原価)	有価証券売却損(売却原価)	投資有価証券評価損			
投資有価証券売却損(売却原価)	投資有価証券売却損(売却原価)	投資有価証券売却損			会計基準では有価証券の時価会計の導入に伴い科目を追加
資産評価損	〇〇評価損	その他のサービス活動外費用			会計基準では売却損益の差額のみを計上するため(売却原価)を削除
		利用者等外給食費			会計基準では特別増減の部の費用に移動
		雑損失			他の会計の基準の内容を踏まえて追加
			為替差損		
事業活動外支出計(8)		サービス事業活動外費用計(5)			
事業活動外収支差額(9)=(7)-(8)		サービス活動外増減差額(6)=(4)-(5)			
経常収支差額(10)=(3)+(6)+(9)		経常増減額(7)=(3)+(6)			
< 特別収支の部 >		< 特別増減の部 >			
【収入】		【収益】			
施設整備等補助金収入	施設整備補助金収入	施設整備等補助金収益			他の会計の基準の内容を踏まえて追加
施設整備等寄附金収入	設備整備補助金収入	設備資金借入金元金償還補助金収益			
	施設整備等寄附金収入	施設整備等寄附金収益			会計基準では売却益の差額のみを計上するため(売却収入)を削除
	施設整備等借入金元金償還寄附金収入	設備資金借入金元金償還寄附金収益			
固定資産売却益(売却収入)	車輦運搬具売却益(売却収入)	長期運営資金借入金元金償還寄附金収益			会計基準では特別増減の部の費用の控除項目として移動
	器具及び備品売却益(売却収入)	固定資産受贈額			
	〇〇売却益(売却収入)	〇〇受贈額			授産基準では事業活動外収支の部の収入に計上していたが、会計基準では特別増減の部の収益に計上
国庫補助金等特別積立金取崩額		固定資産売却益			
		車輦運搬具売却益			他の会計の基準の内容を踏まえて追加
		器具及び備品売却益			
		〇〇売却益			
		事業区分間繰入金収益			
		拠点区分間繰入金収益			
		事業区分間固定資産移管収益			
		拠点区分間固定資産移管収益			
		その他の特別収益			
		長不能引当金戻入益			
特別収入計(11)		特別収益計(8)			
< 特別収支の部 >		< 特別増減の部 >			
【支出】		【費用】			
基本金組入額	1号基本金組入額	基本金組入額			会計基準では基本金組入額へ一本化
	2号基本金組入額	資産評価損			
	3号基本金組入額	固定資産売却損・処分損			会計基準では売却損益等の差額のみを計上するため(売却原価)を削除
固定資産売却損・処分損(売却原価)	車輦運搬具売却損・処分損(売却原価)	建物売却損・処分損			
	器具及び備品売却損・処分損(売却原価)	車輦運搬具売却損・処分損			他の会計の基準を踏まえて追加
	〇〇売却損・処分損(売却原価)	器具及び備品売却損・処分損			
国庫補助金等特別積立金積立額		その他の固定資産売却損・処分損			授産基準では事業活動外収支の部の支出に計上していたが、会計基準では特別増減の部の費用に計上
		国庫補助金等特別積立金取崩額(除却等)			
		国庫補助金等特別積立金積立額			他の会計の基準の内容を踏まえて追加
		災害損失			
		事業区分間繰入金費用			
		拠点区分間繰入金費用			
		事業区分間固定資産移管費用			
		拠点区分間固定資産移管費用			
		その他の特別損失			

授産基準と会計基準の勘定科目比較表

【授産基準】		【社会福祉法人会計基準】			備考 (A欄の科目に対するB欄の科目等)
勘定科目【A】		勘定科目【B】			
科目区分		科目区分			
大区分	中区分	大区分	中区分	小区分	
特別支出計(12)		特別費用計(9)			
特別収支差額(13)=(11)-(12)		特別増減差額(10)=(8)-(9)			
当期活動収支差額(14)=(10)+(13)		当期活動増減差額(11)=(7)+(10)			
<b>&lt;繰越活動収支差額の部&gt;</b>		<b>&lt;繰越活動増減差額の部&gt;</b>			
前期繰越活動収支差額(15)		前期繰越活動増減差額(12)			
当期末繰越活動収支差額(16)=(14)+(15)		当期末繰越活動増減差額(13)=(11)+(12)			
基本金取崩額(17)	4号基本金組入額	基本金取崩額(14)			会計基準では4号基本金廃止に伴い削除
基本金組入額(18)		その他の積立金取崩額(15)			
その他の積立金取崩額(19)	○積立金取崩額	その他の積立金取崩額(16)	○積立金取崩額		
その他の積立金積立額(20)	○積立金積立額	その他の積立金積立額(16)	○積立金積立額		
次期繰越活動収支差額(21)=(16)+(17)-(18)+(19)-(20)		次期繰越活動増減差額(17)=(13)+(14)+(15)-(16)			授産基準の「収支」を会計基準では「増減」に名称変更

授産基準と会計基準の勘定科目比較表

貸借対照表

【授産基準】		【社会福祉法人会計基準】		備考 (A欄の科目に対するB欄の科目等)
勘定科目【A】		勘定科目【B】		
科目区分		科目区分		
大区分	中区分	大区分	小区分	
<b>&lt;資産の部&gt;</b>				
<b>流動資産</b>		<b>流動資産</b>		
現金預金		現金預金		
有価証券		有価証券		
未収金		事業未収金		他の会計の基準の内容を踏まえて追加
売掛金		未収金		
		未収補助金		
		未収収益		
受取手形		受取手形		
貯蔵品		貯蔵品		
		医薬品		他の会計の基準の内容を踏まえて追加
		診療・療養費等材料		
		給食用材料		
商品・製品		商品・製品		
仕掛品		仕掛品		
原材料		原材料		
立替金		立替金		
前払金		前払金		他の会計の基準の内容を踏まえて変更
		前払費用		
		1年以内回収予定長期貸付金		会計基準では1年基準の導入により科目を新設
		1年以内回収予定事業区分間長期貸付金		
		1年以内回収予定拠点区分間長期貸付金		
短期貸付金		短期貸付金		会計基準の区分方法に沿って追加
		事業区分間貸付金		
		拠点区分間貸付金		
仮払金		仮払金		
その他の流動資産		その他の流動資産		他の会計の基準の内容を踏まえて追加
		徴収不能引当金		
<b>固定資産</b>		<b>固定資産 (基本財産)</b>		
<b>基本財産</b>		<b>(基本財産)</b>		
土地		土地		他の会計の基準の内容を踏まえて追加
建物		建物		
基本財産特定預金		定期預金		
		投資有価証券		
<b>その他の固定資産</b>		<b>(その他の固定資産)</b>		
建物		土地		他の会計の基準の内容を踏まえて追加
構築物		建物		
機械及び装置		構築物		
車両運搬具		機械及び装置		
器具及び備品		車両運搬具		
土地		器具及び備品		
建設仮勘定		建設仮勘定		
権利		有形リース資産		他の会計の基準の内容を踏まえて追加
		権利		
		ソフトウェア		他の会計の基準の内容を踏まえて追加
投資有価証券		無形リース資産		他の会計の基準の内容を踏まえて追加
長期貸付金		投資有価証券		
公益事業会計元入金		長期貸付金		会計基準の区分方法に沿って変更
収益事業会計元入金		事業区分間長期貸付金		
		拠点区分間長期貸付金		
繰越特定預金		退職給付引当資産		
〇〇積立預金		長期預り金積立資産		
		〇〇積立資産		他の会計の基準の内容を踏まえて追加
		差入保証金		
その他の固定資産		長期前払費用		
		その他の固定資産		
資産の部合計		資産の部合計		
<b>&lt;負債の部&gt;</b>				
<b>流動負債</b>		<b>流動負債</b>		
短期運営資金借入金		短期運営資金借入金		会計基準では、「事業未払金」、「その他の未払金」に分けて整理
未払金		事業未払金		
		その他の未払金		他の会計の基準の内容を踏まえて追加
支払手形		支払手形		
買掛金		役員等短期借入金		
		1年以内返済予定設備資金借入金		
		1年以内返済予定長期運営資金借入金		
		1年以内返済予定リース債務		会計基準では1年基準の導入により科目を新設
		1年以内返済予定役員等長期借入金		
		1年以内返済予定事業区分間借入金		
		1年以内返済予定拠点区分間借入金		
		1年以内支払予定長期未払金		他の会計の基準の内容を踏まえて追加
		未払費用		
預り金		預り金		会計基準では、「預り金」、「職員預り金」に分けて整理
		職員預り金		
前受金		前受金		
		前受収益		他の会計の基準の内容を踏まえて追加
		事業区分間借入金		会計基準の区分方法に沿って追加
		拠点区分間借入金		
仮受金		仮受金		
〇〇引当金		賞与引当金		他の会計の基準の内容を踏まえて追加
その他の流動負債		その他の流動負債		
<b>固定負債</b>		<b>固定負債</b>		
設備資金借入金		設備資金借入金		会計基準ではリース会計の導入により追加
長期運営資金借入金		長期運営資金借入金		
		リース債務		他の会計の基準の内容を踏まえて追加
		役員等長期借入金		
		事業区分間長期借入金		会計基準の区分方法に沿って変更
		拠点区分間長期借入金		
退職給与引当金		退職給付引当金		
〇〇引当金		長期未払金		他の会計の基準の内容を踏まえて追加
		長期預り金		
その他の固定負債		その他の固定負債		他の会計の基準の内容を踏まえて追加
負債の部合計		負債の部合計		
<b>&lt;純資産の部&gt;</b>				
<b>基本金</b>		<b>基本金</b>		
国庫補助金等特別積立金		国庫補助金等特別積立金		
その他の積立金		その他の積立金		
次期繰越活動収支差額		〇〇積立金		授産基準の「収支」を会計基準では「増減」に名称変更
次期繰越活動収支差額 (うち当期活動収支差額)		次期繰越活動増減差額 (うち当期活動増減差額)		
純資産の部合計		純資産の部合計		
負債及び純資産の部合計		負債及び純資産の部合計		

指導指針と会計基準の勘定科目比較表

資金収支計算書

別紙③

【指導指針】		【会計基準】			備考 (A欄の科目に対するB欄の科目等)
勘定科目【A】		勘定科目【B】			
科目区分		科目区分			
大区分	中区分	大区分	中区分	小区分	
<経常活動による収支>		<事業活動による収支>			
【収入】		【収入】			
介護福祉施設介護料収入	介護報酬収入 利用者負担金収入	介護保険事業収入	施設介護料収入	介護報酬収入 利用者負担金収入（公費） 利用者負担金収入（一般）	
居宅介護料収入 （介護報酬収入）  （利用者負担金収入）	介護報酬収入 介護予防報酬収入 介護負担金収入 介護予防負担金収入		居宅介護料収入 （介護報酬収入）  （利用者負担金収入）	介護報酬収入 介護予防報酬収入 介護負担金収入（公費） 介護負担金収入（一般） 介護予防負担金収入（公費） 介護予防負担金収入（一般）	
居宅介護支援介護料収入	居宅介護支援介護料収入 介護予防支援介護料収入		地域密着型介護料収入 （介護報酬収入）  （利用者負担金収入）	介護報酬収入 介護予防報酬収入 介護負担金収入（公費） 介護負担金収入（一般） 介護予防負担金収入（公費） 介護予防負担金収入（一般）	
利用者等利用料収入	介護福祉施設利用料収入 居宅介護サービス利用料収入 食費収入 居住費収入 管理費収入 その他の利用料収入		居宅介護支援介護料収入 利用者等利用料収入	居宅介護支援介護料収入 介護予防支援介護料収入 施設サービス利用料収入 居宅介護サービス利用料収入 地域密着型介護サービス利用料収入 食費収入（公費） 食費収入（一般） 居住費収入（公費） 居住費収入（一般）	指導指針における管理費収入は老人福祉事業収入の管理費収入に計上
その他の事業収入	補助金収入 市町村特別事業収入 受託収入 その他の事業収入		その他の事業収入  （保険等査定減）	その他の利用料収入 補助金事業収入 市町村特別事業収入 受託事業収入 その他の事業収入	介護保険事業収入に係る補助金事業収入等を計上。なお他の大区分に係る補助金事業収入等はそれぞれの区分ごとに計上
措置費収入	事務費収入 事業費収入	老人福祉事業収入	措置事業収入	事務費収入 事業費収入 その他の利用料収入 その他の事業収入	措置事業に係る措置事業収入は老人福祉事業収入に計上
			運営事業収入	管理費収入 その他の利用料収入 補助金事業収入 その他の事業収入	
			その他の事業収入	管理費収入 その他の利用料収入 その他の事業収入	
		〇〇事業収入	〇〇事業収入 その他の事業収入	補助金事業収入 受託事業収入 その他の事業収入	
		〇〇収入	〇〇収入		
借入金利息補助金収入 寄付金収入 受取利息配当金収入 事業外収入	受入研修費収入 職員等給食費収入	借入金利息補助金収入 経常経費寄附金収入 受取利息配当金収入 その他の収入	受入研修費収入 利用者等外給食費収入 雑収入		
雑収入		流動資産評価益等による資金増加額	有価証券売却益 有価証券評価益 為替差益		
経常収入計(1)		事業活動収入計(1)			

指導指針と会計基準の勘定科目比較表

【指導指針】		【会計基準】			備考 (A欄の科目に対するB欄の科目等)
勘定科目【A】		勘定科目【B】			
科目区分		科目区分			
大区分	中区分	大区分	中区分	小区分	
＜経常活動による取支＞ 【支出】		＜事業活動による取支＞ 【支出】			
人件費支出	役員報酬 職員俸給 職員諸手当 非常勤職員給与  退職金 退職共済掛金 法定福利費	人件費支出	役員報酬支出 職員給料支出 職員賞与支出 非常勤職員給与支出 派遣職員費支出	会計基準では職員給料支出と職員賞与支出に分けて整理 派遣職員費支出を追加	
経費支出 (直接介護支出)	給食材料費 介護用品費 医薬品費 保健衛生費  被服費 教養娯楽費 日用品費	事業費支出	給食費支出 介護用品費支出 医薬品費支出 診療・療養等材料費支出 保健衛生費支出 医療費支出 被服費支出 教養娯楽費支出 日用品費支出 保育材料費支出 本人支給金支出 水道光熱費支出 燃料費支出 消耗器具備品費支出 保険料支出 賃借料支出 教育指導費支出 就職支度費支出 葬祭費支出 車輛費支出 管理費返還支出 ○○費支出 雑支出	退職金と退職共済掛金は、会計基準では「退職給付支出」に統合して計上  他の会計の基準の内容を踏まえて追加 他の会計の基準の内容を踏まえて追加  他の会計の基準の内容を踏まえて追加	
(一般管理支出)	本人支給金 光熱水費 燃料費 消耗器具備品費  葬祭費 車輛費  福利厚生費 旅費交通費 研修費 事務消耗品費 印刷製本費	事務費支出	福利厚生費支出 職員被服費支出 旅費交通費支出 研修研究費支出 事務消耗品費支出 印刷製本費支出 水道光熱費支出 燃料費支出 修繕費支出 通信運搬費支出 会議費支出 広報費支出 業務委託費支出 手数料支出 保険料支出 賃借料支出 土地・建物賃借料支出 租税公課支出 保守料支出 渉外費支出 諸会費支出 ○○費支出 雑支出	他の会計の基準の内容を踏まえて追加 他の会計の基準の内容を踏まえて追加  他の会計の基準の内容を踏まえて追加 他の会計の基準の内容を踏まえて追加  他の会計の基準の内容を踏まえて追加 他の会計の基準の内容を踏まえて追加  他の会計の基準の内容を踏まえて追加	
	修繕費 通信運搬費 会議費 広報費 委託費 保険料 賃借料 租税公課 保守料 渉外費 諸会費 雑費	○○支出 利用者負担軽減額 支払利息支出 その他の支出	利用者等外給食費支出 雑支出	賃借料は、会計基準では賃借料支出と土地・建物賃借料支出に分けて計上  他の会計の基準の内容を踏まえて追加	
利用者負担軽減額 借入金利息支出 事業外支出	職員等給食費 その他の事業活動外支出	流動資産評価損等による資金減少額	有価証券売却損 資産評価損	他の会計の基準の内容を踏まえて追加	
雑支出			為替差損 徴収不能額	有価証券評価損 ○○評価損	
徴収不能額					
経常支出計(2)		事業活動支出計(2)			
経常活動資金収支差額(3)=(1)-(2)		事業活動資金収支差額(3)=(1)-(2)			

指導指針と会計基準の勘定科目比較表

【指導指針】		【会計基準】			備考 (A欄の科目に対するB欄の科目等)	
勘定科目【A】		勘定科目【B】				
科目区分		科目区分				
大区分	中区分	大区分	中区分	小区分		
<b>&lt;施設整備等による収支&gt;</b> <b>【収入】</b> 施設整備等補助金収入 施設整備等寄付金収入 設備資金借入金収入 固定資産売却収入 車輛運搬具売却収入 器具及び備品売却収入 ○○売却収入 施設整備等収入計(4)		<b>&lt;施設整備等による収支&gt;</b> <b>【収入】</b> 施設整備等補助金収入 施設整備等寄付金収入 設備資金借入金収入 固定資産売却収入 設備資金借入金元金償還補助金収入 設備資金借入金元金償還寄附金収入 設備資金借入金元金償還寄附金収入 車輛運搬具売却収入 器具及び備品売却収入 ○○売却収入 ○○収入 その他の施設整備等による収入 施設整備等収入計(4)				他の会計の基準の内容を踏まえて追加
<b>&lt;施設整備等による収支&gt;</b> <b>【支出】</b> 固定資産取得支出 土地取得支出 建物取得支出 車輛運搬具取得支出 器具及び備品取得支出 ○○取得支出 固定資産除却・廃棄支出 固定資産除却・廃棄支出 施設整備等支出計(5) 施設整備等資金収支差額(6)=(4)-(5)		<b>&lt;施設整備等による収支&gt;</b> <b>【支出】</b> 設備資金借入金元金償還支出 固定資産取得支出 土地取得支出 建物取得支出 車輛運搬具取得支出 器具及び備品取得支出 ○○取得支出 固定資産除却・廃棄支出 ファイナンス・リース債務の返済支出 その他の施設整備等による支出 ○○支出 施設整備等支出計(5) 施設整備等資金収支差額(6)=(4)-(5)				他の会計の基準の内容を踏まえて追加
<b>&lt;財務活動等による収支&gt;</b> <b>【収入】</b> 長期運営資金借入金元金償還寄附金収入 長期運営資金借入金収入 投資有価証券売却収入 積立預金取崩収入 移行時特別積立預金取崩収入 ○○積立預金取崩収入 他会計区分長期借入金収入 他会計区分長期貸付金回収収入 他会計区分繰入金収入 会計区分外繰入金収入 その他の収入 設備資金借入金元金償還補助金収入 設備資金借入金元金償還寄附金収入 財務収入計(7)		<b>&lt;その他の活動による収支&gt;</b> <b>【収入】</b> 長期運営資金借入金元金償還寄附金収入 長期運営資金借入金収入 長期貸付金回収収入 投資有価証券売却収入 積立資産取崩収入 退職給付引当資産取崩収入 長期預り金積立資産取崩収入 ○○積立資産取崩収入 事業区分間長期借入金収入 拠点区分間長期借入金収入 事業区分間長期貸付金回収収入 拠点区分間長期貸付金回収収入 事業区分間繰入金収入 拠点区分間繰入金収入 サービス区分間繰入金収入 その他の活動による収入 ○○収入 その他の活動収入計(7)				会計基準の区分方法に沿って変更
<b>&lt;財務活動等による収支&gt;</b> <b>【支出】</b> 設備資金借入金元金償還支出 長期運営資金借入金元金償還支出 投資有価証券取得支出 積立預金支出 他会計区分長期貸付金支出 他会計区分長期借入金償還支出 他会計区分繰入金支出 会計区分外繰入金支出 その他の支出 設備資金借入金元金償還支出 財務支出計(8) 財務活動資金収支差額(9)=(7)-(8) 予備費(10) 当期資金収支差額合計(11)=(3)+(6)+(9)-(10)		<b>&lt;その他の活動による収支&gt;</b> <b>【支出】</b> 長期運営資金借入金元金償還支出 長期貸付金支出 投資有価証券取得支出 積立資産支出 退職給付引当資産支出 長期預り金積立資産支出 ○○積立資産支出 事業区分間長期貸付金支出 拠点区分間長期貸付金支出 事業区分間長期借入金返済支出 拠点区分間長期借入金返済支出 事業区分間繰入金支出 拠点区分間繰入金支出 サービス区分間繰入金支出 その他の活動による支出 ○○支出 その他の活動支出計(8) その他の活動資金収支差額(9)=(7)-(8) 予備費支出(10) 当期資金収支差額合計(11)=(3)+(6)+(9)-(10)				会計基準の区分方法に沿って変更
前期末支払資金残高(12) 当期末支払資金残高(11)+(12)		前期末支払資金残高(12) 当期末支払資金残高(11)+(12)				

指導指針と会計基準の勘定科目比較表

事業活動計算書

※指導指針の事業活動計算書では、「収入」「支出」を科目名に使用していたが、会計基準では「収益」「費用」に修正。

【指導指針】		【会計基準】			備考 (A欄の科目に対するB欄の科目等)
勘定科目【A】		勘定科目【B】			
科目区分		科目区分			
大区分	中区分	大区分	中区分	小区分	
<事業活動収支の部> 【収入】		<サービス活動増減の部> 【収益】			
介護福祉施設介護料収入	介護報酬収入 利用者負担金収入	介護保険事業収益	施設介護料収益	介護報酬収益 利用者負担金収益(公費) 利用者負担金収益(一般)	
居宅介護料収入 (介護報酬収入)	介護報酬収入 介護予防報酬収入		居宅介護料収益 (介護報酬収益)	介護報酬収益 介護予防報酬収益	
(利用者負担金収入)	介護負担金収入 介護予防負担金収入		(利用者負担金収益)	介護負担金収益(公費) 介護負担金収益(一般) 介護予防負担金収益(公費) 介護予防負担金収益(一般)	
			地域密着型介護料収益 (介護報酬収益)	介護報酬収益 介護予防報酬収益	
			(利用者負担金収益)	介護負担金収益(公費) 介護負担金収益(一般) 介護予防負担金収益(公費) 介護予防負担金収益(一般)	
居宅介護支援介護料収入	居宅介護支援介護料収入 介護予防支援介護料収入		居宅介護支援介護料収益	居宅介護支援介護料収益 介護予防支援介護料収益	
利用者等利用料収入	介護福祉施設利用料収入 居宅介護サービス利用料収入		利用者等利用料収益	施設サービス利用料収益 居宅介護サービス利用料収益 地域密着型介護サービス利用料収益	
	食費収入 居住費収入			食費収益(公費) 食費収益(一般) 居住費収益(公費) 居住費収益(一般)	指導指針における管理費収入は老人福祉事業収益の管理費収益に計上
	管理費収入			その他の利用料収益	
その他の事業収入	その他の利用料収入		その他の事業収益	補助金事業収益 市町村特別事業収益 受託事業収益 その他の事業収益	介護保険収益に係る補助金事業収益等を計上。なお他の大区分に係る補助金事業収益等はそれぞれの区分ごとに計上。
	補助金収入 市町村特別事業収入 受託収入 その他の事業収入		(保険等査定減)		
措置費収入	事務費収入 事業費収入	老人福祉事業収益	措置事業収益	事務費収益 事業費収益 その他の利用料収益 その他の事業収益	措置事業に係る措置事業収益は老人福祉事業収益に計上
			運営事業収益	管理費収益 その他利用料収益 補助金事業収益 その他の事業収益	
			その他の事業収益	管理費収益 その他の利用料収益 その他の事業収益	
		〇〇事業収益	〇〇事業収益 その他の事業収益	補助金事業収益 受託事業収益 その他の事業収益	
		〇〇収益	〇〇収益		
その他の収入		経常経費寄附金収益 その他の収益			会計基準ではサービス活動増減の部の費用に控除項目として移動
国庫補助金等特別積立金取崩額 (介護報酬査定減)					それぞれの区分ごとに計上
事業活動収入計(1)		サービス活動収益計(1)			



指導指針と会計基準の勘定科目比較表

【指導指針】		【会計基準】			備考 (A欄の科目に対するB欄の科目等)
勘定科目【A】		勘定科目【B】			
科目区分		科目区分			
大区分	中区分	大区分	中区分	小区分	
<事業活動収支の部> 【支出】		<サービス活動増減の部> 【費用】			
人件費	役員報酬 職員俸給 職員諸手当 非常勤職員給与 退職金 退職共済掛金 法定福利費	人件費	役員報酬 職員給料 職員賞与 賞与引当金繰入 非常勤職員給与 派遣職員費 退職給付費用 法定福利費		会計基準では職員給料と職員賞与に分けて整理 派遣職員費を追加 退職金と退職共済掛金は、会計基準では「退職給付費用」に統合して計上
経費 (直接介護費)	給食材料費 介護用品費 医薬品費 保健衛生費	事業費	給食費 介護用品費 医薬品費 診療・療養等材料費 保健衛生費 医療費 被服費 教養娯楽費 日用品費		他の会計の基準の内容を踏まえて変更
(一般管理費)	本人支給金 光熱水費 燃料費 消耗器具備品費 葬祭費 車輛費 福利厚生費 旅費交通費 研修費 通信運搬費 事務消耗品費 印刷製本費 広報費 会議費 修繕費 保守料 賃借料	事務費	保育材料費 本人支給金 水道光熱費 燃料費 消耗器具備品費 保険料 賃借料 教育指導費 就職文庫費 葬祭費 車輛費 〇〇費 雑費 福利厚生費 職員被服費 旅費交通費 研修研究費 通信運搬費 事務消耗品費 印刷製本費 広報費 会議費 修繕費 保守料 賃借料 土地・建物賃借料 水道光熱費 燃料費 手数料 保険料 渉外費 諸会費 租税公課 業務委託費 〇〇費 雑費		他の会計の基準の内容を踏まえて追加 他の会計の基準の内容を踏まえて追加 賃借料は、会計基準では賃借料と土地・建物賃借料に分けて計上 他の会計の基準の内容を踏まえて追加
利用者負担軽減額 減価償却費	減価償却費	〇〇費用 利用者負担軽減額 減価償却費 国庫補助金等特別積立金取崩額			指導指針では、事業活動収支の部の収入としていたが、会計基準ではサービス活動増減の部の費用に控除項目として計上
徴収不能額 引当金繰入	徴収不能引当金繰入 賞与引当金繰入 退職給与引当金繰入	徴収不能額 徴収不能引当金繰入			会計基準では、人件費の賞与引当金繰入に移動 会計基準では、退職給付費用で処理
事業活動支出計 (2)		サービス活動費用計 (2)			
事業活動収支差額 (3)=(1)-(2)		サービス活動増減差額 (3)=(1)-(2)			

指導指針と会計基準の勘定科目比較表

【指導指針】		【会計基準】			備考 (A欄の科目に対するB欄の科目等)	
勘定科目【A】		勘定科目【B】				
科目区分		科目区分		小区分		
大区分	中区分	大区分	中区分	小区分		
<b>&lt;事業活動外収支の部&gt;</b> <b>【収入】</b> 借入金利息補助金収入 受取利息配当金 有価証券売却益 寄付金収入 その他の事業活動外収入 雑収入 事業活動外収入計(4)		<b>&lt;サービス活動外増減の部&gt;</b> <b>【収益】</b> 借入金利息補助金収益 受取利息配当金収益 有価証券評価益 有価証券売却益 投資有価証券評価益 投資有価証券売却益 その他のサービス活動外収益 受入研修費収益 利用者等外給食収益 雑収益 サービス活動外収益計(4)			為替差益	会計基準では有価証券の時価会計の導入に伴い追加 会計基準では有価証券の時価会計の導入に伴い追加 他の会計の基準の内容を踏まえて追加 他の会計の基準の内容を踏まえて変更
<b>&lt;事業外活動収支の部&gt;</b> <b>【支出】</b> 借入金利息 有価証券売却損 資産評価損 その他の事業活動外支出 雑損失 事業活動外支出計(5) 事業活動外収支差額(6)=(4)-(5) 経常収支差額(7)=(3)+(6)		<b>&lt;サービス活動外増減の部&gt;</b> <b>【費用】</b> 支払利息 有価証券評価損 有価証券売却損 投資有価証券評価損 投資有価証券売却損 その他のサービス活動外費用 利用者等外給食費 雑損失 サービス事業活動外費用計(5) サービス活動外増減差額(6)=(4)-(5) 経常増減差額(7)=(3)+(6)			為替差損	会計基準では有価証券の時価会計の導入に伴い追加 他の会計の基準の内容を踏まえて追加 他の会計の基準の内容を踏まえて変更
<b>&lt;特別収支の部&gt;</b> <b>【収入】</b> 施設整備等補助金収入 施設整備等補助金収入 設備資金借入金元金償還補助金収入 施設整備等寄付金収入 施設整備等寄付金収入 設備資金借入金元金償還寄附金収入 長期運営資金借入金元金償還寄附金収入 固定資産受贈額 固定資産売却益 車輻運搬具売却益 器具及び備品売却益 ○○売却益 国庫補助金等特別積立金取崩額 他会計区分繰入金収入 会計区分外繰入金収入 その他の特別収入 徴収不能引当金戻入 その他の特別収入 特別収入計(8)		<b>&lt;特別増減の部&gt;</b> <b>【収益】</b> 施設整備等補助金収益 施設整備等補助金収益 設備資金借入金元金償還補助金収益 施設整備等寄附金収益 施設整備等寄附金収益 設備資金借入金元金償還寄附金収益 長期運営資金借入金元金償還寄附金収益 固定資産受贈額 固定資産売却益 ○○受贈額 車輻運搬具売却益 器具及び備品売却益 ○○売却益 事業区分間繰入金収益 拠点区分間繰入金収益 事業区分間固定資産移管収益 拠点区分間固定資産移管収益 その他の特別収益 徴収不能引当金戻入益 特別収益計(8)			指導指針では、特別収支の部の収入としていたが、会計基準では特別増減の部の費用に控除項目として計上 会計基準の区分方法に沿って変更	
<b>&lt;特別収支の部&gt;</b> <b>【支出】</b> 基本金組入額 固定資産除売却損 建物売却損・処分損 車輻運搬器具売却損・処分損 器具及び備品売却損・処分損 その他の固定資産売却損・処分損 国庫補助金等特別積立金繰入額 他会計区分繰入金支出 会計区分外繰入金支出 その他の特別損失 特別支出計(9) 特別収支差額(10)=(8)-(9) 当期活動収支差額(11)=(7)+(10)		<b>&lt;特別増減の部&gt;</b> <b>【費用】</b> 基本金組入額 資産評価損 固定資産売却損・処分損 建物売却損・処分損 車輻運搬具売却損・処分損 器具及び備品売却損・処分損 その他の固定資産売却損・処分損 国庫補助金等特別積立金取崩額(除却等) 国庫補助金等特別積立金繰入額 災害損失 事業区分間繰入金費用 拠点区分間繰入金費用 事業区分間固定資産移管費用 拠点区分間固定資産移管費用 その他の特別損失 特別費用計(9) 特別増減差額(10)=(8)-(9) 当期活動増減差額(11)=(7)+(10)			会計基準の区分方法に沿って変更	
<b>&lt;繰越活動増減の部&gt;</b> 前期繰越活動収支差額(12) 当期末繰越活動収支差額(13)=(11)+(12) 基本金取崩額(13) 基本金組入額(14) その他の積立金取崩額(15) ○○積立金取崩額 その他の積立金積立額(16) ○○積立金積立額 次期繰越活動収支差額(17)=(11)+(13)-(14)+(15)-(16)		<b>&lt;繰越活動増減差額の部&gt;</b> 前期繰越活動増減差額(12) 当期末繰越活動増減差額(13)=(11)+(12) 基本金取崩額(14) 4号基本金組入額 その他の積立金取崩額(15) ○○積立金取崩額 その他の積立金積立額(16) ○○積立金積立額 次期繰越活動増減差額(17)=(13)+(14)+(15)-(16)			会計基準では4号基本金廃止に伴い削除	

指導指針と会計基準の勘定科目比較表

貸借対照表

【指導指針】		【会計基準】			備考 (A欄の科目に対するB欄の科目等)
勘定科目【A】		勘定科目【B】			
科目区分		科目区分			
大区分	中区分	大区分	中区分	小区分	
<b>&lt;資産の部&gt;</b>					
<b>流動資産</b>		<b>流動資産</b>			
現金預金		現金預金			
有価証券		有価証券			
未収金		事業未収金			
未収補助金		未収金			
		未収補助金			
		未収収益			他の会計の基準の内容を踏まえて追加
貯蔵品		受取手形			
		貯蔵品			
		医薬品			
		診療・療養費等材料			
		給食用材料			他の会計の基準の内容を踏まえて追加
		商品・製品			
		仕掛品			
立替金		原材料			
前払金		立替金			
		前払金			
		前払費用			他の会計の基準の内容を踏まえて追加
		1年以内回収予定長期貸付金			
		1年以内回収予定事業区分間長期貸付金			会計基準では1年基準の導入に伴い追加
		1年以内回収予定拠点区分間長期貸付金			
		短期貸付金			他の会計の基準の内容を踏まえて追加
他会計区分貸付金		事業区分間貸付金			会計基準の区分方法に沿って変更
会計区分外貸付金		拠点区分間貸付金			
仮払金		仮払金			
その他の流動資産		その他の流動資産			他の会計の基準の内容を踏まえて追加
		徴収不能引当金			
<b>固定資産</b>		<b>固定資産</b>			
<b>基本財産</b>		<b>(基本財産)</b>			
		土地			
		建物			
		定期預金			
		投資有価証券			
<b>その他の固定資産</b>		<b>(その他の固定資産)</b>			
		土地			
		建物			
		構築物			
		機械及び装置			
		車輛運搬具			
		器具及び備品			
		建設仮勘定			
		有形リース資産			他の会計の基準の内容を踏まえて追加
		権利			
		ソフトウェア			他の会計の基準の内容を踏まえて追加
		無形リース資産			他の会計の基準の内容を踏まえて追加
		投資有価証券			
		長期貸付金			他の会計の基準の内容を踏まえて追加
		事業区分間長期貸付金			会計基準の区分方法に沿って変更
		拠点区分間長期貸付金			
		退職給付引当資産			
		長期預り金積立資産			
		〇〇積立資産			
		差入保証金			他の会計の基準の内容を踏まえて追加
		長期前払費用			
		その他の固定資産			
資産の部合計		資産の部合計			
<b>&lt;負債の部&gt;</b>					
<b>流動負債</b>		<b>流動負債</b>			
		短期運営資金借入金			
		事業未払金			会計基準では、「事業未払金」、「その他の未払金」に分けて計上
		その他の未払金			他の会計の基準の内容を踏まえて追加
		支払手形			
		役員等短期借入金			
		1年以内返済予定設備資金借入金			
		1年以内返済予定長期運営資金借入金			
		1年以内返済予定リース債務			会計基準では1年基準の導入に伴い追加
		1年以内返済予定役員等長期借入金			
		1年以内返済予定事業区分間借入金			
		1年以内返済予定拠点区分間借入金			
		1年以内支払予定長期未払金			他の会計の基準の内容を踏まえて追加
		未払費用			会計基準では、「預り金」、「職員預り金」に分けて計上
		預り金			
		職員預り金			
		前受金			他の会計の基準の内容を踏まえて追加
		前受収益			会計基準の区分方法に沿って変更
		事業区分間借入金			
		拠点区分間借入金			
		仮受金			他の会計の基準の内容を踏まえて追加
		賞与引当金			
		その他の流動負債			
<b>固定負債</b>		<b>固定負債</b>			
		設備資金借入金			
		長期運営資金借入金			
		リース債務			会計基準では、リース会計の導入に伴い追加
		役員等長期借入金			他の会計の基準の内容を踏まえて追加
		事業区分間長期借入金			会計基準の区分方法に沿って変更
		拠点区分間長期借入金			
		退職給付引当金			
		長期未払金			他の会計の基準の内容を踏まえて追加
		長期預り金			
		その他の固定負債			
負債の部合計		負債の部合計			
<b>&lt;純資産の部&gt;</b>					
<b>基本金</b>		<b>基本金</b>			
国庫補助金等特別積立金		国庫補助金等特別積立金			
その他の積立金		その他の積立金			
		〇〇積立金			旧基準の「収支差」を会計基準では「増減」に名称変更
移行時特別積立金					
〇〇積立金					
次期繰越活動収支差額 (うち当期活動収支差額)		次期繰越活動増減差額 (うち当期活動増減差額)			
純資産の部合計		純資産の部合計			
負債及び純資産の部合計		負債及び純資産の部合計			

老健準則と会計基準の勘定科目比較表

資金収支計算書

※老健準則には資金収支計算書がないため、旧社会福祉法人基準又は指導指針からの変更を示す。

別紙④

【旧基準】		【会計基準】			備考 (A欄の科目に対するB欄の科目等)
勘定科目【A】		勘定科目【B】			
科目区分		科目区分			
大区分	中区分	大区分	中区分	小区分	
＜経常活動による収支＞ 【収入】		＜事業活動による収支＞ 【収入】			
介護保険収入	介護保険収入	介護保険事業収入	施設介護料収入 居宅介護料収入 (介護報酬収入) (利用者負担金収入) 地域密着型介護料収入 (介護報酬収入) (利用者負担金収入) 居宅介護支援介護料収入 利用者等利用料収入	介護報酬収入 利用者負担金収入(公費) 利用者負担金収入(一般) 介護報酬収入 介護予防報酬収入 介護負担金収入(公費) 介護負担金収入(一般) 介護予防負担金収入(公費) 介護予防負担金収入(一般) 介護報酬収入 介護予防報酬収入 介護負担金収入(公費) 介護負担金収入(一般) 介護予防負担金収入(公費) 介護予防負担金収入(一般) 居宅介護支援介護料収入 介護予防支援介護料収入	社会福祉法人が行う事業ごとに大区分を設定  他の会計の基準の内容を踏まえ追加
経常経費補助金収入	経常経費補助金収入	老人福祉事業収入	その他の事業収入 (保険等査定減)	補助金事業収入 市町村特別事業収入 受託事業収入 その他の事業収入	介護保険事業収入に係る補助金事業収入等を計上。なお他の大区分に係る補助金事業収入等はそれぞれの区分ごとに計上。
利用料収入	利用料収入 利用者負担金収入	措置事業収入	措置事業収入	施設サービス利用料収入 居宅介護サービス利用料収入 地域密着型介護サービス利用料収入 食費収入(公費) 食費収入(一般) 居住費収入(公費) 居住費収入(一般) その他の利用料収入	本科目の他、児童福祉事業収入、生活保護事業収入にも設定
措置費収入	事務費収入 事業費収入	運営事業収入	運営事業収入	事務費収入 事業費収入 その他の利用料収入 その他の事業収入	
運営費収入 私的契約利用料収入	運営費収入 私的契約利用料収入	その他の事業収入	その他の事業収入	管理費収入 その他の利用料収入 補助金事業収入 その他の事業収入	
自立支援費等収入	介護給付費収入 訓練等給付費収入 障害児施設給付費収入 サービス利用計画作成費収入 特定障害者特別給付費収入 特定入所障害児食費等給付費収入 利用者負担金収入	児童福祉事業収入	措置費収入	管理費収入 その他の利用料収入 その他の事業収入	
		保育事業収入	私的契約利用料収入 その他の事業収入	事務費収入 事業費収入	
		就労支援事業収入	保育所運営費収入 私的契約利用料収入 私立認定保育所利用料収入 その他の事業収入	補助金事業収入 受託事業収入 その他の事業収入	運営費については、保育事業収入の中に保育所運営費収入を設定
		障害福祉サービス等事業収入	〇〇事業収入 自立支援給付費収入	補助金事業収入 受取事業収入 その他の事業収入	
			障害児施設給付費収入 利用者負担金収入 補足給付費収入	介護給付費収入 特例介護給付費収入 訓練等給付費収入 特例訓練等給付費収入 サービス利用計画作成費収入	
			特定費用収入 その他の事業収入	特定障害者特別給付費収入 特例特定障害者特別給付費収入 特定入所障害児食費等給付費収入	
		生活保護事業収入	(保険等査定減)	補助金事業収入 受託事業収入 その他の事業収入	
			措置費収入	事務費収入	
			授産事業収入	〇〇事業収入	
			その他の事業収入	補助金事業収入 受託事業収入 その他の事業収入	
		医療事業収入	入院診療収入 室料差額収入 外来診療収入		





老健準則と会計基準の勘定科目比較表

【旧基準】		【会計基準】			備考 (A欄の科目に対するB欄の科目等)
勘定科目【A】		勘定科目【B】			
科目区分		科目区分			
大区分	中区分	大区分	中区分	小区分	
<b>&lt;施設整備等による収支&gt;</b> <b>【収入】</b>		<b>&lt;施設整備等による収支&gt;</b> <b>【収入】</b>			
施設整備等補助金収入	施設整備補助金収入 設備整備補助金収入	施設整備等補助金収入	施設整備等補助金収入 設備資金借入金元金償還補助金収入		他の会計の基準の内容を踏まえて追加
施設整備等寄附金収入	施設整備等寄附金収入 施設整備等借入金償還寄附金収入	施設整備等寄附金収入	施設整備等寄附金収入 設備資金借入金元金償還寄附金収入		
固定資産売却収入	車輛運搬具売却収入 器具及び備品売却収入 ○○売却収入	車輛運搬具売却収入 器具及び備品売却収入 ○○売却収入			
施設整備等収入計(4)		施設整備等収入計(4)			
<b>&lt;施設整備等による収支&gt;</b> <b>【支出】</b>		<b>&lt;施設整備等による収支&gt;</b> <b>【支出】</b>			
固定資産取得支出	建物取得支出 車輛運搬具取得支出 ○○取得支出	設備資金借入金元金償還支出 固定資産取得支出	土地取得支出 建物取得支出 車輛運搬具取得支出 器具及び備品取得支出 ○○取得支出		他の会計の基準の内容を踏まえて追加
元入金支出	公益事業会計元入金支出 収益事業会計元入金支出	固定資産除却・廃棄支出 ファイナンス・リース債務の返済支出 その他の施設整備等による支出	○○支出		他の会計の基準の内容を踏まえて追加
施設整備等支出計(5)		施設整備等支出計(5)			
施設整備等資金収支差額(6)=(4)-(5)		施設整備等資金収支差額(6)=(4)-(5)			
<b>&lt;財務活動による収支&gt;</b> <b>【収入】</b>		<b>&lt;その他の活動による収支&gt;</b> <b>【収入】</b>			
借入金収入	設備資金借入金収入	長期運営資金借入金元金償還寄附金収入			会計基準の区分方法に沿って変更
その他の収入	長期運営資金借入金収入 長期貸付金回収収入 投資有価証券売却収入 積立預金取崩収入	長期運営資金借入金収入 長期貸付金回収収入 投資有価証券売却収入 積立資産取崩収入	退職給付引当資産取崩収入 長期預り金積立資産取崩収入 ○○積立資産取崩収入		
その他の収入	○○積立預金取崩収入	事業区分間長期借入金収入 拠点区分間長期借入金収入 事業区分間長期貸付金回収収入 拠点区分間長期貸付金回収収入 事業区分間繰入金収入 拠点区分間繰入金収入 サービス区分間繰入金収入 その他の活動による収入	○○収入		
借入金元金償還補助金収入	借入金元金償還補助金収入				
財務収入計(7)		その他の活動収入計(7)			
<b>&lt;財務活動による収支&gt;</b> <b>【支出】</b>		<b>&lt;その他の活動による収支&gt;</b> <b>【支出】</b>			
借入金元金償還金支出	長期運営資金借入金償還金支出	長期運営資金借入金元金償還支出			会計基準の区分方法に沿って変更
投資有価証券取得支出	投資有価証券取得支出	長期貸付金支出 投資有価証券取得支出 積立資産支出	退職給付引当資産支出 長期預り金積立資産支出 ○○積立資産支出		
積立預金積立支出	○○積立預金積立支出	事業区分間長期貸付金支出 拠点区分間長期貸付金支出 事業区分間長期借入金返済支出 拠点区分間長期借入金返済支出 事業区分間繰入金支出 拠点区分間繰入金支出 サービス区分間繰入金支出 その他の活動による支出	○○支出		
その他の支出	設備資金借入金償還金支出				
借入金元金償還金支出	徴収不能額 有価証券売却益 有価証券売却損 有価証券評価損 ○○評価損				
流動資産評価減等による資金減少額等					
財務支出計(8)		その他の活動支出計(8)			
財務活動資金収支差額(9)=(7)-(8)		その他の活動資金収支差額(9)=(7)-(8)			
子備費(10)		子備費支出(10)			
当期資金収支差額合計(11)=(3)+(6)+(9)-(10)		当期資金収支差額合計(11)=(3)+(6)+(9)-(10)			
前期末支払資金残高(12)		前期末支払資金残高(12)			
当期末支払資金残高(11)+(12)		当期末支払資金残高(11)+(12)			

老健準則と会計基準の勘定科目比較表

資金収支計算書

※老健準則には資金収支計算書がないため、旧社会福祉法人基準又は指導指針からの変更を示す。

【指導指針】		【会計基準】			備考 (A欄の科目に対するB欄の科目等)
勘定科目【A】		勘定科目【B】			
科目区分		科目区分			
大区分	中区分	大区分	中区分	小区分	
<p>&lt;経常活動による収支&gt; 【収入】</p>		<p>&lt;事業活動による収支&gt; 【収入】</p>			
介護福祉施設介護料収入	介護報酬収入 利用者負担金収入	介護保険事業収入	施設介護料収入	介護報酬収入 利用者負担金収入(公費) 利用者負担金収入(一般)	
居宅介護料収入 (介護報酬収入)	介護報酬収入 介護予防報酬収入 (利用者負担金収入) 介護負担金収入 介護予防負担金収入	居宅介護料収入 (介護報酬収入)	居宅介護料収入 (利用者負担金収入)	介護報酬収入 介護予防報酬収入 介護負担金収入(公費) 介護負担金収入(一般) 介護予防負担金収入(公費) 介護予防負担金収入(一般)	
居宅介護支援介護料収入	居宅介護支援介護料収入 介護予防支援介護料収入	居宅介護支援介護料収入	居宅介護支援介護料収入	居宅介護支援介護料収入 介護予防支援介護料収入	
利用者等利用料収入	介護福祉施設利用料収入 居宅介護サービス利用料収入 食費収入 居住費収入 管理費収入	利用者等利用料収入	利用者等利用料収入	施設サービス利用料収入 居宅介護サービス利用料収入 地域密着型介護サービス利用料収入 食費収入(公費) 食費収入(一般) 居住費収入(公費) 居住費収入(一般)	指導指針における管理費収入は老人福祉事業収入の管理費収入に計上
その他の事業収入	その他の利用料収入 補助金収入 市町村特別事業収入 受託収入 その他の事業収入	老人福祉事業収入	その他の事業収入 (保険等査定減)	その他の利用料収入 補助金事業収入 市町村特別事業収入 受託事業収入 その他の事業収入	介護保険事業収入に係る補助金事業収入等を計上。なお他の大区分に係る補助金事業収入等はそれぞれの区分ごとに計上。
措置費収入	事務費収入 事業費収入	措置事業収入	措置事業収入	事務費収入 事業費収入 その他の利用料収入 その他の事業収入	措置事業に係る措置事業収入は老人福祉事業収入に計上
		運営事業収入	運営事業収入	管理費収入 その他の利用料収入 補助金事業収入 その他の事業収入	
		その他の事業収入	その他の事業収入	管理費収入 その他の利用料収入 その他の事業収入	
		〇〇事業収入	〇〇事業収入 その他の事業収入	補助金事業収入 受託事業収入 その他の事業収入	
		〇〇収入	〇〇収入		
借入金利息補助金収入 寄付金収入 受取利息配当金収入 事業外収入	受入研修費収入 職員等給食費収入	借入金利息補助金収入 経常経費寄附金収入 受取利息配当金収入 その他の収入	借入金利息補助金収入 経常経費寄附金収入 受取利息配当金収入 その他の収入		
雑収入		流動資産評価益等による資金増加額	雑収入		
			有価証券売却益 有価証券評価益 為替差益		
経常収入計(1)			事業活動収入計(1)		





老健準則と会計基準の勘定科目比較表

【指導指針】		【会計基準】			備考 (A欄の科目に対するB欄の科目等)
勘定科目【A】		勘定科目【B】			
科目区分		科目区分			
大区分	中区分	大区分	中区分	小区分	
<b>&lt;施設整備等による収支&gt;</b> <b>【収入】</b>		<b>&lt;施設整備等による収支&gt;</b> <b>【収入】</b>			
施設整備等補助金収入		施設整備等補助金収入	施設整備等補助金収入		
施設整備等寄付金収入		施設整備等寄付金収入	設備資金借入金元金償還補助金収入		
設備資金借入金収入		設備資金借入金収入	施設整備等寄付金収入		
固定資産売却収入		固定資産売却収入	設備資金借入金元金償還寄付金収入		
	車輛運搬具売却収入 器具及び備品売却収入 ○○売却収入		車輛運搬具売却収入 器具及び備品売却収入 ○○売却収入		
	施設整備等収入計(4)	その他の施設整備等による収入	○○収入		他の会計の基準の内容を踏まえて追加
			施設整備等収入計(4)		
<b>&lt;施設整備等による収支&gt;</b> <b>【支出】</b>		<b>&lt;施設整備等による収支&gt;</b> <b>【支出】</b>			
固定資産取得支出		設備資金借入金元金償還支出	土地取得支出		
	土地取得支出	固定資産取得支出	建物取得支出		
	車輛運搬具取得支出		車輛運搬具取得支出		
	器具及び備品取得支出		器具及び備品取得支出		
	○○取得支出		○○取得支出		
固定資産除却・廃棄支出	固定資産除却・廃棄支出	固定資産除却・廃棄支出	ファイナンス・リース債務の返済支出		
			その他の施設整備等による支出		他の会計の基準の内容を踏まえて追加
	施設整備等支出計(5)		○○支出		
	施設整備等資金収支差額(6)=(4)-(5)		施設整備等支出計(5)		
			施設整備等資金収支差額(6)=(4)-(5)		
<b>&lt;財務活動等による収支&gt;</b> <b>【収入】</b>		<b>&lt;その他の活動による収支&gt;</b> <b>【収入】</b>			
長期運営資金借入金元金償還寄付金収入		長期運営資金借入金元金償還寄付金収入			
長期運営資金借入金収入		長期運営資金借入金収入			
投資有価証券売却収入		長期貸付金回収収入			
積立預金取崩収入		投資有価証券売却収入			
	移行時特別積立預金取崩収入	積立資産取崩収入			
	○○積立預金取崩収入	退職給付引当資産取崩収入			
他会計区分長期借入金収入		長期預り金積立資産取崩収入			
他会計区分長期貸付金回収収入		○○積立資産取崩収入			
他会計区分繰入金収入		事業区分間長期借入金収入			会計基準の区分方法に沿って変更
会計区分外繰入金収入		拠点区分間長期借入金収入			
その他の収入		事業区分間長期貸付金回収収入			
設備資金借入金元金償還補助金収入		拠点区分間長期貸付金回収収入			
設備資金借入金元金償還寄付金収入		事業区分間繰入金収入			
	財務収入計(7)	拠点区分間繰入金収入			
		サービス区分間繰入金収入			
		その他の活動による収入			
		○○収入			
		その他の活動収入計(7)			
<b>&lt;財務活動等による収支&gt;</b> <b>【支出】</b>		<b>&lt;その他の活動による収支&gt;</b> <b>【支出】</b>			
設備資金借入金元金償還支出		長期運営資金借入金元金償還支出			
長期運営資金借入金元金償還支出		長期貸付金支出			
投資有価証券取得支出		投資有価証券取得支出			
積立預金支出		積立資産支出			
		退職給付引当資産支出			
他会計区分長期貸付金支出		長期預り金積立資産支出			
他会計区分長期借入金償還金支出		○○積立資産支出			
他会計区分繰入金支出		事業区分間長期貸付金支出			会計基準の区分方法に沿って変更
会計区分外繰入金支出		拠点区分間長期貸付金支出			
その他の支出		事業区分間長期借入金返済支出			
設備資金借入金元金償還金支出		拠点区分間長期借入金返済支出			
	財務支出計(8)	事業区分間繰入金支出			
	財務活動資金収支差額(9)=(7)-(8)	拠点区分間繰入金支出			
	予備費(10)	サービス区分間繰入金支出			
	当期資金収支差額合計(11)=(3)+(6)+(9)-(10)	その他の活動による支出			
		○○支出			
		その他の活動支出計(8)			
		その他の活動資金収支差額(9)=(7)-(8)			
		予備費支出(10)			
		当期資金収支差額合計(11)=(3)+(6)+(9)-(10)			
前期末支払資金残高(12)		前期末支払資金残高(12)			
当期末支払資金残高(11)+(12)		当期末支払資金残高(11)+(12)			

老健準則と会計基準の勘定科目比較表

事業活動計算書

【老健準則】			【会計基準】			備考 (A欄の科目に対するB欄の科目等)
勘定科目【A】			勘定科目【B】			
科目区分			科目区分			
大区分	中区分	小区分	大区分	中区分	小区分	
<施設運営事業損益計算の部> 【施設運営事業収益】			<サービス活動増減の部> 【収益】			
介護保健施設介護料収益	介護報酬収益 利用者負担金収益		介護保険事業収益	施設介護料収益	介護報酬収益 利用者負担金収益（公費） 利用者負担金収益（一般）	会計基準の「利用者等利用料収益」の「食費収益」へ計上
居宅介護料収益	基本食事サービス料収益 介護報酬収益 利用者負担金収益		居宅介護料収益 (介護報酬収益)  (利用者負担金収益)	介護報酬収益 介護予防報酬収益 介護負担金収益（公費） 介護負担金収益（一般） 介護予防負担金収益（公費） 介護予防負担金収益（一般）	他の会計の基準の内容を踏まえて追加	
居宅介護支援介護料収益	居宅介護支援介護料収益		地域密着型介護料収益 (介護報酬収益)  (利用者負担金収益)	介護報酬収益 介護予防報酬収益 介護負担金収益（公費） 介護負担金収益（一般） 介護予防負担金収益（公費） 介護予防負担金収益（一般）	他の会計の基準の内容を踏まえて追加	
利用者等利用料収益	介護保健施設利用料収益 居宅介護サービス利用料  食費収益 居住費収益 その他利用料収益		居宅介護支援介護料収益 利用者等利用料収益	居宅介護支援介護料収益 介護予防支援介護料収益 施設サービス利用料収益 居宅介護サービス利用料収益 地域密着型介護サービス利用料収益 食費収益（公費） 食費収益（一般） 居住費収益（公費） 居住費収益（一般） その他の利用料収益	他の会計の基準の内容を踏まえて追加  特別な食費は「食費収益」、特別な室料は「居住費収益」へ計上	
その他の事業収益	(介護報酬査定減)		その他の事業収益  (保険等査定減)	補助金事業収益 市町村特別事業収益 受託事業収益 その他の事業収益	介護保険収益に係る補助金等を計上。なお、〇〇事業収益など他の大区分に係る補助金収益等はそれぞれの区分ごとに計上。	
			老人福祉事業収益	措置事業収益  運営事業収益  その他の事業収益		
			〇〇事業収益	事務費収益 事業費収益 その他の利用料収益 その他の事業収益		
			〇〇収益	管理費収益 その他の利用料収益 補助金事業収益 その他の事業収益		
			経常経費寄附金収益 その他の収益	管理費収益 その他の利用料収益 その他の事業収益		
				補助金事業収益 受託事業収益 その他の事業収益	上記の大区分に含まれない事業の補助金等は〇〇事業収益に計上	
施設運営事業収益計(1)			サービス活動収益計(1)			
<施設運営事業損益計算の部> 【施設運営事業費用】			<サービス活動増減の部> 【費用】			
役員報酬 給与費	役員報酬 常勤職員給与	医師給 看護師給 介護職員給 支援相談員給 理学療法士又は作業療法士給 医療技術員給 事務員給 技能労務員給	人件費	役員報酬 職員給料		
				職員賞与	他の会計の基準の内容を踏まえて職員給料と別に計上	
				賞与引当金繰入	他の会計の基準の内容を踏まえて追加	

老健準則と会計基準の勘定科目比較表

【老健準則】			【会計基準】			備考 (A欄の科目に対するB欄の科目等)
勘定科目【A】			勘定科目【B】			
科目区分			科目区分			
大区分	中区分	小区分	大区分	中区分	小区分	
材料費	非常勤職員給与	医師給 看護師給 看護職員給 支援相談員給 理学療法士又は作業療法士給 医療技術員給 事務員給 技能労務員給	非常勤職員給与			退職給付会計の導入により変更
	退職給与引当金繰入 法定福利費		派遣職員費 退職給付費用 法定福利費			会計基準では「給食費」に変更
	給食用材料費		給食費 介護用品費 医薬品費 診療・療養等材料費 保健衛生費 医療費 被服費 教養娯楽費 日用品費 保育材料費 本人支給金費 水道光熱費 燃料費 消耗器具備品費 保険料 賃借料 教育指導費 就職支度費 葬祭費 車輦費 雑費 〇〇費			他の会計の基準の内容を踏まえて追加
	医薬品費 施設療養材料費 施設療養消耗器具備品費 その他の材料費		福利厚生費 職員被服費 旅費交通費 消耗品費 消耗器具備品費		福利厚生費	消耗品費と消耗器具備品費は、会計基準では「消耗器具備品費」に統合して計上
			印刷製本費 水道光熱費 燃料費 修繕費 通信運搬費 会議費 広報費 手数料 保険料 賃借料 土地建物賃借料 租税公課 保守料 渉外費 諸会費 〇〇費 雑費			賃借料は、会計基準では「賃借料」と「土地建物賃借料」に分けて計上
経費	福利厚生費 職員被服費 旅費交通費 消耗品費 消耗器具備品費		印刷製本費 水道光熱費 燃料費 修繕費 通信運搬費 会議費 広報費 手数料 保険料 賃借料 土地建物賃借料 租税公課 保守料 渉外費 諸会費 〇〇費 雑費			会計基準では「水道光熱費」へ変更
	光熱水費		〇〇費用 利用者負担軽減額 減価償却費			会計基準では「渉外費」へ変更
	修繕費 通信費 会議費		国庫補助金等特別積立金 取崩額 徴収不能額 徴収不能引当金繰入額 その他の費用			「拠点区分間繰入費用」等へ計上
	保険料 賃借料					他の会計の基準の内容を踏まえて追加
	租税公課					
研究費	交際費 諸会費 車両費 雑費 徴収不能損失 謝金 図書費 旅費交通費 研修雑費 委託費					
	減価償却費	建物減価償却費 建物付属設備減価償却費 構築物設備減価償却費 医療用器械備品減価償却費 車両船舶減価償却費 その他の器械備品減価償却費 その他の有形固定資産減価償却費 無形固定資産減価償却費				
	本部費	本部費				
施設運営事業費用計(2)			サービス活動費用計(2)			
施設運営事業利益(3)=(1)-(2)			サービス活動増減差額(3)=(1)-(2)			
＜経常損益計算の部＞ 【施設運営事業外収益】			＜サービス活動外増減の部＞ 【収益】			
受取利息配当金			借入金利息補助金収益 受取利息配当金収益			他の会計の基準の内容を踏まえて追加
有価証券売却益			有価証券評価益 有価証券売却益 投資有価証券評価益 投資有価証券売却益 その他のサービス活動外収益			会計基準では有価証券の時価会計の導入に伴い追加 他の会計の基準の内容を踏まえて追加
利用者等外給食収益			受入研修費収益 利用者等外給食収益			他の会計の基準の内容を踏まえて追加 他の会計の基準の内容を踏まえて「利用者等外給食収益」に変更
その他の施設運営事業外収益			雑収益			他の会計の基準の内容を踏まえて「雑収益」に変更
施設運営事業活動外収益計(4)			サービス活動外収益計(4)			為替差益

老健準則と会計基準の勘定科目比較表

【老健準則】			【会計基準】			備考 (A欄の科目に対するB欄の科目等)
勘定科目【A】			勘定科目【B】			
科目区分			科目区分			
大区分	中区分	小区分	大区分	中区分	小区分	
<経常損益計算の部> 【施設運営事業外費用】			<サービス活動外増減の部> 【費用】			
支払利息			支払利息			会計基準では有価証券の時価会計の導入に伴い追加
有価証券売却損			有価証券評価損			
			有価証券売却損			会計基準では有価証券の時価会計の導入に伴い追加
利用者等外給食用材料費			投資有価証券評価損			他の会計の基準の内容を踏まえて追加
貸倒損失			投資有価証券売却損			他の会計の基準の内容を踏まえて追加
雑損失			その他のサービス活動外費用	利用者等外給食費用		他の会計の基準の内容を踏まえて「利用者等外給食費用」に変更 会計基準では「徴収不能額」へ計上
				雑損失		
					為替差損	
施設運営事業外費用計(5)			サービス事業活動外費用計(5)			
施設運営事業外損益(6)=(4)-(5)			サービス活動外増減差額(6)=(4)-(5)			
経常利益(7)=(3)+(6)			経常増減額(7)=(3)+(6)			
<純損益計算の部> 【特別利益】			<特別増減の部> 【収益】			
			施設整備等補助金収益	施設整備等補助金収益		他の会計の基準の内容を踏まえて追加
				設備資金借入金元金償還補助金収益		
			施設整備等寄附金収益	施設整備等寄附金収益		他の会計の基準の内容を踏まえて追加
				設備資金借入金元金償還寄附金収益		
			長期運営資金借入金元金償還寄附金収益	長期運営資金借入金元金償還寄附金収益		他の会計の基準の内容を踏まえて追加
			固定資産受贈額	〇〇受贈額		
固定資産売却益			固定資産売却益	車輦運搬具売却益 器具及び備品売却益 〇〇売却益		
			事業区分間繰入金収益			他の会計の基準の内容を踏まえて追加
			拠点区分間繰入金収益			
			事業区分間固定資産移管収益			
			拠点区分間固定資産移管収益			
その他の特別収益			その他の特別収益	徴収不能引当金戻入益		
				特別収益計(8)		
特別利益計(8)			特別増減差額(8)			
<純損益計算の部> 【特別損失】			<特別増減の部> 【費用】			
			基本金組入額			他の会計の基準の内容を踏まえ追加
			資産評価損			
固定資産売却損			固定資産売却損・処分損	建物売却損・処分損 車輦運搬具売却損・処分損 器具及び備品売却損・処分損 その他の固定資産売却損・処分損		
						他の会計の基準の内容を踏まえ追加
			国庫補助金等特別積立金取崩額(除却等)			
			国庫補助金等特別積立金積立額			
			災害損失			
			事業区分間繰入金費用			
			拠点区分間繰入金費用			
			事業区分間固定資産移管費用			
			拠点区分間固定資産移管費用			
その他の特別損失			その他の特別損失			
				特別費用計(9)		
特別損失計(9)			特別増減差額(10)=(8)-(9)			
純損益(10)=(8)-(9)			税引前当期活動増減差額(11)=(7)+(10)			
法人税等			法人税、住民税及び事業税(12)			
			法人税等調整額(13)			
当期純利益			当期活動増減差額(14)=(11)-(12)-(13)			
<繰越活動増減差額の部>			<繰越活動増減差額の部>			
前期繰越活動増減差額(15)			前期繰越活動増減差額(15)			
当期末繰越活動増減差額(16)=(14)+(15)			当期末繰越活動増減差額(16)=(14)+(15)			
			基本金取崩額(17)			
			その他の積立金取崩額	〇〇積立金取崩額		
			その他の積立金積立額	〇〇積立金積立額		
次期繰越活動増減差額(20)=(16)+(17)+(18)-(19)			次期繰越活動増減差額(20)=(16)+(17)+(18)-(19)			旧基準の「取支」を会計基準では「増減」に名称変更

老健準則と会計基準の勘定科目比較表

貸借対照表

【老健準則】		【会計基準】			備考 (A欄の科目に対するB欄の科目等)
勘定科目【A】		勘定科目【B】			
科目区分		科目区分			
大区分	中区分	大区分	中区分	小区分	
<資産の部>		<資産の部>			
流動資産	現金・預金 有価証券 施設運営事業未収金 未収金  受取手形 医薬品  給食用材料 貯蔵品  前払金 前払費用 未収収益  短期貸付金  その他の流動資産 貸倒引当金 徴収不能引当金	流動資産	現金預金 有価証券 事業未収金 未収金 未収補助金 受取手形 医薬品 診療・療養費等材料 給食用材料 貯蔵品 商品・製品 仕掛品 原材料 立替金 前払金 前払費用 未収収益 1年以内回収予定長期貸付金 1年以内回収予定事業区分間長期貸付金 1年以内回収予定拠点区分間長期貸付金 短期貸付金 事業区分間貸付金 拠点区分間貸付金 仮払金 その他の流動資産  徴収不能引当金		会計基準では「現金預金」へ変更  会計基準では「事業未収金」へ変更  他の会計の基準の内容を踏まえて追加  他の会計の基準の内容を踏まえて追加  他の会計の基準の内容を踏まえて追加  会計基準では1年基準の導入に伴い追加  他の会計の基準の内容を踏まえて追加  会計基準では「徴収不能引当金」へ計上
固定資産	土地 建物  減価償却累計額  建物付属設備 減価償却累計額 構築物 減価償却累計額 医療用器械備品 減価償却累計額 その他の器械備品 減価償却累計額 車両船舶 減価償却累計額 その他の有形固定資産 減価償却累計額 建設仮勘定  借地権 電話加入権  長期貸付金  その他の無形固定資産 その他の投資	固定資産 (基本財産)    (その他の固定資産)  土地 建物 定期預金 投資有価証券  土地 建物  構築物  機械及び装置  器具及び備品  車輛運搬具  その他の有形固定資産  建設仮勘定 有形リース資産 権利  ソフトウェア 無形リース資産 投資有価証券 長期貸付金 事業区分間長期貸付金 拠点区分間長期貸付金 退職給付引当資産 長期預り金積立資産 〇〇積立資産 差入保証金 長期前払費用  その他の固定資産		※基本財産に該当する固定資産は基本財産へ、該当しないものはその他の固定資産へ計上  他の会計の基準の内容を踏まえて追加  減価償却累計額は直接法又は間接法で記載 他の会計の基準の内容を踏まえて追加  会計基準では「建物」へ計上  他の会計の基準の内容を踏まえて変更  会計基準では「権利」へ計上  他の会計の基準の内容を踏まえて追加  他の会計の基準の内容を踏まえて追加  会計基準では「その他の固定資産」へ計上	
繰延資産	創立費  その他の繰延資産				社会福祉法人の場合は発生しない 会計基準では「その他の固定資産」へ計上
資産の部合計		資産の部合計			

老健準則と会計基準の勘定科目比較表

【老健準則】		【会計基準】			備考 (A欄の科目に対するB欄の科目等)
勘定科目【A】		勘定科目【B】			
科目区分		科目区分			
大区分	中区分	大区分	中区分	小区分	
＜負債の部＞		＜負債の部＞			
流動負債	買掛金 短期借入金 未払金 支払手形  未払費用 預り金 職員預り金 前受収益  賞与引当金 修繕引当金 その他の引当金 その他の流動負債	流動負債	短期運営資金借入金 事業未払金 その他の未払金 支払手形 役員等短期借入金 1年以内返済予定設備資金借入金 1年以内返済予定長期運営資金借入金 1年以内返済予定リース債務 1年以内返済予定役員等長期借入金 1年以内返済予定事業区分間借入金 1年以内返済予定拠点区分間借入金 1年以内支払予定長期未払金 未払費用 預り金 職員預り金 前受金 前受収益 事業区分間借入金 拠点区分間借入金 仮受金 賞与引当金  その他の流動負債		会計基準では「事業未払金」へ計上 会計基準では「短期運営資金借入金」に変更 会計基準では「事業未払金」、「その他の未払金」に分けて計上  他の会計の基準の内容を踏まえて追加  会計基準では1年基準の導入に伴い追加  他の会計の基準の内容を踏まえて追加  他の会計の基準の内容を踏まえて追加  会計基準では廃止。取り崩す
固定負債	長期借入金  退職給与引当金 長期未払金 その他の固定負債	固定負債	設備資金借入金 長期運営資金借入金 リース債務 役員等長期借入金 事業区分間長期借入金 拠点区分間長期借入金 退職給付引当金 長期未払金 長期預り金 その他の固定負債		他の会計の基準の内容を踏まえて追加 会計基準ではリース会計の導入により追加  他の会計の基準の内容を踏まえて追加  他の会計の基準の内容を踏まえて追加
負債の部合計		負債の部合計			
＜資本の部＞		＜純資産の部＞			
資本金 資本剰余金	国庫等補助金 指定寄付金 その他の資本剰余金	基本金			他の会計の基準の内容を踏まえて追加
利益剰余金	任意積立金  当期末処分利益	国庫補助金等特別積立金			他の会計の基準の内容を踏まえて追加
		その他の積立金	○積立金		他の会計の基準の内容を踏まえて追加
		次期繰越活動増減差額 (うち当期活動増減差額)			
資本の部合計		純資産の部合計			
負債及び純資産の部合計		負債及び純資産の部合計			

就労支援と会計基準の勘定科目比較表

資金収支計算書

別紙⑤

【就労支援】		【会計基準】			備考 (A欄の科目に対するB欄の科目等)
勘定科目【A】		勘定科目【B】			
科目区分		科目区分			
大区分	中区分	大区分	中区分	小区分	
<就労支援事業活動による収支> 【収入】		<事業活動による収支> 【収入】			
就労支援事業収入	〇〇事業収入	就労支援事業収入	〇〇事業収入 障害福祉サービス等事業収入 自立支援給付費収入 障害児施設給付費収入 利用者負担金収入 補足給付費収入 特定費用収入 その他の事業収入 〇〇事業収入 〇〇収入	介護給付費収入 特例介護給付費収入 訓練等給付費収入 特例訓練等給付費収入 サービス利用計画作成費収入 特定障害者特別給付費収入 特例特定障害者特別給付費収入 特定入所障害児食費等給付費収入 補助金事業収入 受託事業収入 その他の事業収入 補助金事業収入 受託事業収入 その他の事業収入	他の会計の基準の内容を踏まえて追加
			(保険等査定減) 〇〇事業収入 その他の事業収入 〇〇収入		
就労支援事業収入計					
<就労支援事業活動による収支> 【支出】		<事業活動による収支> 【支出】			
就労支援事業支出	〇〇事業支出 △△事業支出	就労支援事業支出	就労支援事業販売支出 就労支援事業販管費支出		会計基準では、就労支援事業販売支出、就労支援事業販管費支出に分けて整理
		〇〇支出			
就労支援事業支出計					
就労支援事業活動資金収支差額					



就労支援と会計基準の勘定科目比較表

【就労支援】		【会計基準】			備考 (A欄の科目に対するB欄の科目等)
勘定科目【A】		勘定科目【B】			
科目区分		科目区分			
大区分	中区分	大区分	中区分	小区分	
<b>&lt;福祉事業活動による収支&gt;</b> <b>【収入】</b>		<b>&lt;事業活動による収支&gt;</b> <b>【収入】</b>			
措置費収入		〇〇事業収入	〇〇事業収入		事業活動による収支の収入へ計上
運営費収入					
私的契約利用料収入					
自立支援費収入					
	介護給付費収入				
	訓練等給付費収入				
利用者負担金収入			その他の事業収入		
〇〇事業収入				補助金事業収入	
経常経費補助金収入				受託事業収入	
				その他の事業収入	
		〇〇収入			
		経常経費寄附金収入	〇〇収入		
寄附金収入		・・・	・・・	・・・	
・・・					
福祉事業収入計		事業活動収入計			
<b>&lt;福祉事業活動による収支&gt;</b> <b>【支出】</b>		<b>&lt;事業活動による収支&gt;</b> <b>【支出】</b>			
		・・・	・・・	・・・	事業活動による収支の支出へ計上
	福祉事業支出計	事業活動支出計			
	福祉事業活動資金収支差額	事業活動資金収支差額			
(以下、省略)		(以下、省略)			

就労支援と会計基準の勘定科目比較表

事業活動計算書

【就労支援】		【会計基準】			備考 (A欄の科目に対するB欄の科目等)
勘定科目【A】		勘定科目【B】			
科目区分		科目区分			
大区分	中区分	大区分	中区分	小区分	
<就労支援事業活動の部> 【収入】		<サービス活動増減の部> 【収益】			
就労支援事業収入	〇〇事業収入	就労支援事業収益	〇〇事業収益		他の会計の基準の内容を踏まえて追加
		障害福祉サービス等事業収益	自立支援給付費収益	介護給付費収益 特例介護給付費収益 訓練等給付費収益 特例訓練等給付費収益 サービス利用計画作成費収益	
			障害児施設給付費収益 利用者負担金収益 補足給付費収益	特定障害者特別給付費収益 特例特定障害者特別給付費収益 特定入所障害児食費等給付費収益	
			特定費用収益 その他の事業収益	補助金事業収益 受託事業収益 その他の事業収益	
		〇〇事業収益	(保険等査定減)		
			〇〇事業収益 その他の事業収益		
		〇〇収益		補助金事業収益 受託事業収益 その他の事業収益	
			〇〇収益		
	就労支援事業活動収入計				
<就労支援事業活動の部> 【支出】		<サービス活動増減の部> 【費用】			
就労支援事業支出	〇〇事業支出 △△事業支出	就労支援事業費用	就労支援事業販売原価	期首製品(商品)棚卸高 当期就労支援事業製造原価 当期就労支援事業仕入高 期末製品(商品)棚卸高	会計基準では、就労支援事業販売原価、就労支援事業販管費に分けて整理
			就労支援事業販管費		
	就労支援事業活動支出計	〇〇費用			
	就労支援事業活動資金収支差額				
<福祉事業活動の部> 【収入】		<サービス活動増減の部> 【収益】			
措置費収入		〇〇事業収益	〇〇事業収益		
運営費収入					
私的契約利用料収入					
自立支援費収入	介護給付費収入 訓練等給付費収入				
利用者負担金収入			その他の事業収益	補助金事業収益 受託事業収益 その他の事業収益	
〇〇事業収入					
経常経費補助金収入		〇〇収益			
		経常経費寄附金収益			
寄附金収入	・・・	・・・	・・・	・・・	
・・・	福祉事業活動収入計	・・・	サービス活動収益計	・・・	
<福祉事業活動の部> 【支出】		<サービス活動増減の部> 【費用】			
		・・・	・・・	・・・	
	福祉事業活動支出計		サービス活動費用計		
	福祉事業活動収支差額		サービス活動増減差額		
	(以下、省略)		(以下、省略)		

就労支援と会計基準の勘定科目比較表

貸借対照表

【就労支援】		【会計基準】			備考 (A欄の科目に対するB欄の科目等)
勘定科目【A】		勘定科目【B】			
科目区分		科目区分			
大区分	中区分	大区分	中区分	小区分	
＜資 産 の 部＞		＜資 産 の 部＞			
流動資産		流動資産			
	…	…	…		
固定資産		固定資産			
(1)基本財産	…	基本財産			
	…	…	…		
(2)その他の固定資産	…	その他の固定資産			
	…	…	…		
資産の部合計		資産の部合計			
＜負 債 の 部＞		＜負 債 の 部＞			
流動負債		流動負債			
	…	…	…		
固定負債		固定負債			
	…	…	…		
負債の部合計		負債の部合計			
＜純 資 産 の 部＞		＜純 資 産 の 部＞			
基本金		基本金			
国庫補助金等特別積立金		国庫補助金等特別積立金			
その他の積立金		その他の積立金			
		〇〇積立金			他の会計の基準の内容を踏まえて追加
次期繰越活動収支差額		次期繰越活動収支差額			他の会計の基準の内容を踏まえて追加
		(うち当期活動増減差額)			
純資産の部合計		純資産の部合計			
負債及び純資産の部合計		負債及び純資産の部合計			

就労支援と会計基準の勘定科目比較表

別紙①② 就労支援事業別事業活動明細書

【就労支援】		【会計基準】			備考 (A欄の科目に対するB欄の科目等)
勘定科目【A】		勘定科目【B】			
科目区分		科目区分			
大区分	中区分	大区分	中区分	小区分	
<就労支援事業活動の部> 【収入】		<サービス活動増減の部> 【収益】			
就労支援事業収入		就労支援事業収益	〇〇事業収益		他の会計の基準の内容を踏まえて追加 引当金戻入を収益計上し、対応する資金支出をそのまま費用計上するのではなく、当該差額のみ費用計上する方法を採用するため、引当金戻入は収益項目から削除
引当金戻入					
就労支援事業活動収支計		就労支援事業収益計			
<就労支援事業活動の部> 【支出】		<サービス活動増減の部> 【費用】			
就労支援事業販売原価	期首製品（商品）たな卸高 当期就労支援事業製造原価及び 当期製品（商品）仕入高	就労支援事業費用	就労支援事業販売原価	期首製品（商品）棚卸高 当期就労支援事業製造原価 当期就労支援事業仕入高	
	合 計		合 計		
	期末製品（商品）たな卸高		差 引	期末製品（商品）棚卸高	
	差 引		就労支援事業販管費		
販売費及び一般管理費			就労支援事業費用計		
就労支援事業活動支出計		就労支援事業増減差額			
就労支援事業活動収支差額					

## 就労支援と会計基準の勘定科目比較表

別紙③④ 就労支援事業製造原価明細書

【就労支援】	【会計基準】	備考 (A欄の科目に対するB欄の科目等)
勘定科目【A】	勘定科目【B】	
<p><b>I 材料費</b></p> <p>1. 期首材料たな卸高</p> <p>2. 当期材料仕入高</p> <p style="text-align: right;">計</p> <p>3. 期末材料たな卸高</p> <p style="text-align: right;">当期材料費</p> <p><b>II 労務費</b></p> <p>1. 利用者賃金</p> <p>2. 利用者工賃</p> <p>3. 就労支援事業指導員等給与</p> <p>4. 就労支援事業指導員等退職金</p> <p>5. 就労支援事業指導員等退職給与引当金繰入</p> <p style="text-align: right;">当期労務費</p> <p><b>III 外注加工費</b> (うち内部外注加工費)</p> <p style="text-align: right;">当期外注加工費</p> <p><b>IV 経費</b></p> <p>1. 福利厚生費</p> <p>2. 旅費交通費</p> <p>3. 器具什器費</p> <p>4. 消耗品費</p> <p>5. 印刷製本費</p> <p>6. 水道光熱費</p> <p>7. 燃料費</p> <p>8. 修繕費</p> <p>9. 通信運搬費</p> <p>10. 受注活動費</p> <p>11. 会議費</p> <p>12. 損害保険料</p> <p>13. 賃借料</p> <p>14. 図書・教育費</p> <p>15. 租税公課</p> <p>16. 減価償却費</p> <p>17. 国庫補助金等特別積立金取崩額 (控除項目)</p> <p>18. ○○引当金繰入額</p> <p>19. 雑費</p> <p style="text-align: right;">当期経費</p> <p style="text-align: right;">当期就労支援事業製造総費用</p> <p style="text-align: right;">期首仕掛品たな卸高</p> <p style="text-align: right;">合計</p> <p style="text-align: right;">期末仕掛品たな卸高</p> <p style="text-align: right;">当期就労支援事業製造原価</p>	<p><b>I 材料費</b></p> <p>1. 期首材料棚卸高</p> <p>2. 当期材料仕入高</p> <p style="text-align: right;">計</p> <p>3. 期末材料棚卸高</p> <p style="text-align: right;">当期材料費</p> <p><b>II 労務費</b></p> <p>1. 利用者賃金</p> <p>2. 利用者工賃</p> <p>3. 就労支援事業指導員等給与</p> <p>4. 就労支援事業賞与引当金繰入</p> <p>5. 就労支援事業指導員等退職給付費用</p> <p>6. 法定福利費</p> <p style="text-align: right;">当期労務費</p> <p><b>III 外注加工費</b> (うち内部外注加工費)</p> <p style="text-align: right;">当期外注加工費</p> <p><b>IV 経費</b></p> <p>1. 福利厚生費</p> <p>2. 旅費交通費</p> <p>3. 器具什器費</p> <p>4. 消耗品費</p> <p>5. 印刷製本費</p> <p>6. 水道光熱費</p> <p>7. 燃料費</p> <p>8. 修繕費</p> <p>9. 通信運搬費</p> <p>10. 会議費</p> <p>11. 損害保険料</p> <p>12. 賃借料</p> <p>13. 図書・教育費</p> <p>14. 租税公課</p> <p>15. 減価償却費</p> <p>16. 国庫補助金等特別積立金取崩額 (控除項目)</p> <p>17. 雑費</p> <p style="text-align: right;">当期経費</p> <p style="text-align: right;">当期就労支援事業製造総費用</p> <p style="text-align: right;">期首仕掛品棚卸高</p> <p style="text-align: right;">合計</p> <p style="text-align: right;">期末仕掛品棚卸高</p> <p style="text-align: right;">当期就労支援事業製造原価</p>	<p>就労支援事業指導員等退職給付費用へ計上</p>

## 就労支援と会計基準の勘定科目比較表

別紙⑮⑯ 就労支援事業販管費明細書

【就労支援】	【会計基準】	備考
勘定科目【A】	勘定科目【B】	(A欄の科目に対するB欄の科目等)
1. 利用者賃金 2. 利用者工賃 3. 就労支援事業指導員等給与  4. 就労支援事業指導員等退職金 5. 就労支援事業指導員等退職給与引当金繰入  6. 福利厚生費 7. 旅費交通費 8. 器具什器費 9. 消耗品費 10. 印刷製本費 11. 水道光熱費 12. 燃料費 13. 修繕費 14. 通信運搬費 15. 受注活動費 16. 会議費 17. 損害保険料 18. 賃借料 19. 図書・教育費 20. 租税公課 21. 減価償却費 22. 国庫補助金等特別積立金取崩額(控除項目) 23. ○○引当金繰入額 24. 雑費  販売費及び一般管理費合計	1. 利用者賃金 2. 利用者工賃 3. 就労支援事業指導員等給与 4. 就労支援事業賃与引当金繰入 5. 就労支援事業指導員等退職給付費用  6. 法定福利費 7. 福利厚生費 8. 旅費交通費 9. 器具什器費 10. 消耗品費 11. 印刷製本費 12. 水道光熱費 13. 燃料費 14. 修繕費 15. 通信運搬費 16. 受注活動費 17. 会議費 18. 損害保険料 19. 賃借料 20. 図書・教育費 21. 租税公課 22. 減価償却費 23. 国庫補助金等特別積立金取崩額(控除項目) 24. 徴収不能引当金繰入額 25. 徴収不能額 26. 雑費  就労支援事業販管費合計	就労支援事業指導員等退職給付費用へ計上







新病院会計準則と会計基準の勘定科目比較表

【新病院会計準則】 (直接法による記載例)	【会計基準】			備考 (A欄の科目に対するB欄の科目等)
勘定科目【A】	勘定科目【B】			
科目区分	科目区分			
大区分	大区分	中区分	小区分	
<投資活動によるキャッシュ・フロー>	<施設整備等による収支> 【支出】			
有形固定資産の取得による支出	設備資金借入金元金償還支出 固定資産取得支出	土地取得支出 建物取得支出 車輛運搬具取得支出 器具及び備品取得支出 ○○取得支出		
有価証券の取得による支出	固定資産除却・廃棄支出 ファイナンス・リース債務の返済支出	○○支出		
	その他の施設整備等による支出			
投資活動によるキャッシュ・フロー	施設整備等支出計(5)			
	施設整備当資金収支差額(6)=(4)-(5)			
<財務活動によるキャッシュ・フロー>	<その他の活動による収支> 【収入】			
長期借入れによる収入 貸付金の回収による収入	長期運営資金借入金元金償還寄附金収入 長期運営資金借入金回収 長期貸付金回収収入 投資有価証券売却収入 積立資産取崩収入	退職給付引当資産取崩収入 長期預り金積立資産取崩収入 ○○積立資産取崩収入		
	事業区分間長期借入金収入 拠点区分間長期借入金収入	○○収入		
	事業区分間長期貸付金回収収入 拠点区分間長期貸付金回収収入	その他の活動による収		
	事業区分間繰入金収入 拠点区分間繰入金収入 サービス区分間繰入金収入	○○収入		
	その他の活動による収	その他の活動収入計(7)		
<財務活動によるキャッシュ・フロー>	<その他の活動による収支> 【支出】			
長期借入金の返済による支出 貸付けによる支出	長期運営資金借入金元金償還支出 長期貸付金支出 投資有価証券取得支出 積立資産支出	退職給付引当資産支出 長期預り金積立資産支出 ○○積立資産支出		
	事業区分間長期貸付金支出 拠点区分間長期貸付金支出	○○支出		
	事業区分間長期借入金返済支出 拠点区分間長期借入金返済支出	その他の活動による支		
	事業区分間繰入金支出 拠点区分間繰入金支出 サービス区分間繰入金支出	○○支出		
財務活動によるキャッシュ・フロー	その他の活動支出計(8)			
	その他の活動資金収支差額(9)=(7)-(8)			
	予備費支出(10)			
現金等の増加額(又は減少額)	当期資金収支差額合計(11)=(3)+(6)+(9)-(10)			
現金等の期首残高	前期末支払資金残高(12)			
現金等の期末残高	当期末支払資金残高(11)+(12)			

新病院会計準則と会計基準の勘定科目比較表

事業活動計算書

【新病院会計準則】		【会計基準】			備考 (A欄の科目に対するB欄の科目等)
勘定科目【A】		勘定科目【B】			
科目区分		科目区分			
大区分	中区分	大区分	中区分	小区分	
【医薬収益】		＜サービス活動増減の部＞ 【収益】			
入院診療収益 室料差額収益 外来診療収益 保健予防活動収益 受託検査・施設利用収益		介護保険事業収益 施設介護料収益 居宅介護料収益 (介護報酬収益) (利用者負担金収益) 居宅介護支援介護料収益 利用者等利用料収益 その他の事業収益 (保険等査定減)	介護報酬収益 利用者負担金収益(公費) 利用者負担金収益(一般) 介護報酬収益 介護予防報酬収益 介護負担金収益(公費) 介護負担金収益(一般) 介護予防負担金収益(公費) 介護予防負担金収益(一般) 居宅介護支援介護料収益 介護予防支援介護料収益 施設サービス利用料収益 居宅介護サービス利用料収益 食費収益(公費) 食費収益(一般) 居住費収益(公費) 居住費収益(一般) その他の利用料収益 補助金事業収益 市町村特別事業収益 受託事業収益 その他の事業収益	他の会計の基準の内容を踏まえて追加	
その他の医薬収益		医療事業収益 入院診療収益 室料差額収益 外来診療収益 保健予防活動収益 受託検査・施設利用収益 訪問看護療養費収益 訪問看護利用料収益 その他の医療事業収益 (保険等査定減)	訪問看護基本利用料収益 訪問看護その他の利用料収益 補助金事業収益 受託事業収益 その他の医療事業収益	他の会計の基準の内容を踏まえて追加	
保険等査定減		〇〇事業収益 〇〇収益 経常経費寄附金収益 その他の収益	〇〇事業収益 〇〇収益 その他の事業収益 補助金事業収益 受託事業収益 その他の事業収益		
		サービス活動取収益計(1)			
【医薬費用】		＜サービス活動増減の部＞ 【費用】			
給与費	給料	人件費	役員報酬 職員給料 非常勤職員給与 派遣職員費 職員賞与 賞与引当金繰入 退職給付費用 法定福利費	他の会計の基準の内容を踏まえて変更	
材料費	賞与 賞与引当金繰入額 退職給付費用 法定福利費 給食用材料費 医薬品費 診療材料費 医療消耗器具備品費	事業費	給食費 医薬品費 診療・療養等材料費 介護用品費 保健衛生費 医療費 被服費 教養娯楽費 日用品費 保育材料費 本人支給金 車輦費 水道光熱費 燃料費 消耗器具備品費 保険料 賃借料 教育指導費 就職支度費 葬祭費 車輦費 〇〇費 雑費	会計一元化により新設 会計基準では「診療・療養等材料費」に計上	
委託費	検査委託費 給食委託費 寝具委託費 医事委託費 清掃委託費 保守委託費 その他委託費	事務費	業務委託費		
設備関係費	器械賃借料 地代家賃 修繕費 器械保守料 固定資産税等		賃借料 土地建物賃借料 修繕費 保守料		



新病院会計準則と会計基準の勘定科目比較表

【新病院会計準則】		【会計基準】			備考 (A欄の科目に対するB欄の科目等)
勘定科目【A】		勘定科目【B】			
科目区分		科目区分			
大区分	中区分	大区分	中区分	小区分	
【臨時収益】		<特別増減の部> 【収益】			
固定資産売却益		施設整備等補助金収益 施設整備等寄附金収益 長期運営資金借入金元金償還寄附金収益 固定資産受贈額 固定資産売却益 事業区分間繰入金収益 拠点区分間繰入金収益 事業区分間固定資産移管収益 拠点区分間固定資産移管収益 その他の特別収益	施設整備等補助金収益 設備資金借入金元金償還補助金収益 施設整備等寄附金収益 設備資金借入金元金償還寄附金収益 〇〇受贈額 車両運搬具売却益 器具及び備品売却益 〇〇売却益		他の会計の基準の内容を踏まえて追加
その他の臨時収益		徴収不能引当金戻入益			
		特別収益計(8)			
【臨時費用】		<特別増減の部> 【費用】			
固定資産売却損		基本金組入額 資産評価損 固定資産売却損・処分損	建物売却損・処分損 車両運搬具売却損・処分損 器具及び備品売却損・処分損 その他の固定資産売却損・処分損		他の会計の基準の内容を踏まえて追加
固定資産除却損		国庫補助金等特別積立金取崩額(除却等) 国庫補助金等特別積立金積立額 災害損失 事業区分間繰入金費用 拠点区分間繰入金費用 事業区分間固定資産移管費用 拠点区分間固定資産移管費用			
災害損失		その他の特別損失			
		特別費用計(9)			
		特別増減差額(10)=(8)-(9)			
税引前当期純利益(又は税引前当期純損失)		税引前当期活動増減差額(11)=(7)+(10)			
法人税、住民税及び事業税負担額		法人税、住民税及び事業税(12)			
		法人税等調整額(13)			
当期純利益(又は当期純損失)		当期活動増減差額(14)=(11)-(12)-(13)			
		<繰越活動増減差額の部>			
		前期繰越活動増減差額(15)			
		当期末繰越活動増減差額(16)=(14)+(15)			
		基本金取崩額(17)			
		その他の積立金取崩額(18)			
		〇〇積立金取崩額			
		その他の積立金積立額(19)			
		〇〇積立金積立額			
		次期繰越活動増減差額(20)=(16)+(17)+(18)-(19)			旧基準の「収支」を会計基準では「増減」に名称変更



新病院会計準則と会計基準の勘定科目比較表

貸借対照表

【新病院会計準則】		【会計基準】			備考 (B欄の科目に対するA欄の科目等)
勘定科目【A】		勘定科目【B】			
科目区分		科目区分			
大区分	中区分	大区分	中区分	小区分	
<負債の部>		<負債の部>			
流動負債	短期借入金 未払金 買掛金 支払手形 役員従業員短期借入金  未払費用 預り金 従業員預り金 前受金 前受収益 他会計短期借入金  賞与引当金 その他の流動負債	流動負債	短期運営資金借入金 事業未払金 その他の未払金  支払手形 役員等短期借入金 1年以内返済予定設備資金借入金 1年以内返済予定長期運営資金借入金 1年以内返済予定リース債務 1年以内返済予定役員等長期借入金 1年以内返済予定事業区分間長期借入金 1年以内返済予定拠点区分間長期借入金 1年以内支払予定長期未払金 未払費用 預り金 職員預り金 前受金 前受収益 事業区分間借入金 拠点区分間借入金 仮受金 賞与引当金 未払法人税等 その他の流動負債		会計基準では「事業未払金」で処理
固定負債	長期借入金  役員従業員長期借入金 他会計長期借入金  退職給付引当金 長期未払金  長期前受補助金 その他の固定負債	固定負債	設備資金借入金 長期運営資金借入金 リース債務 役員等長期借入金 事業区分間長期借入金 拠点区分間長期借入金 退職給付引当金 長期未払金 長期預り金  その他の固定負債		純資産の部の「国庫補助金等特別積立金」へ計上
負債合計		負債の部合計			
<純資産の部>		<純資産の部>			
純資産額		基本金			純資産額を会計基準では「基本金」、「国庫補助金等特別積立金」、「その他の積立金」、「次期繰越活動増減差額」と、細分化して計上
(うち、当期純利益又は当期純損失)		国庫補助金等特別積立金 その他の積立金 次期繰越活動増減差額 (うち当期活動増減差額)	〇〇積立金		
純資産合計		純資産の部合計			
負債及び純資産合計		負債及び純資産の部合計			

旧病院会計準則と会計基準の勘定科目比較表

資金収支計算書

※旧病院会計準則には資金収支計算書がないため、旧社会福祉法人基準又は指導指針からの変更を示す。

別紙⑦

【旧基準】		【会計基準】			備考 (A欄の科目に対するB欄の科目等)
勘定科目【A】		勘定科目【B】			
科目区分		科目区分			
大区分	中区分	大区分	中区分	小区分	
＜経常活動による収支＞ 【収入】		＜事業活動による収支＞ 【収入】			
介護保険収入	介護保険収入	介護保険事業収入	施設介護料収入	介護報酬収入 利用者負担金収入（公費） 利用者負担金収入（一般）	社会福祉法人が行う事業ごとに大区分を設定
			居宅介護料収入 （介護報酬収入） （利用者負担金収入）	介護報酬収入 介護予防報酬収入 介護負担金収入（公費） 介護負担金収入（一般） 介護予防負担金収入（公費） 介護予防負担金収入（一般）	
			地域密着型介護料収入 （介護報酬収入） （利用者負担金収入）	介護報酬収入 介護予防報酬収入 介護負担金収入（公費） 介護負担金収入（一般） 介護予防負担金収入（公費） 介護予防負担金収入（一般）	他の会計の基準の内容を踏まえ追加
			居宅介護支援介護料収入	居宅介護支援介護料収入 介護予防支援介護料収入	
			利用者等利用料収入	施設サービス利用料収入 居宅介護サービス利用料収入 地域密着型介護サービス利用料収入 食費収入（公費） 食費収入（一般） 居住費収入（公費） 居住費収入（一般） その他の利用料収入	
経常経費補助金収入	経常経費補助金収入		その他の事業収入	補助金事業収入 市町村特別事業収入 受託事業収入 その他の事業収入	介護保険事業収入に係る補助金事業収入等を計上。なお他の大区分に係る補助金事業収入等はそれぞれの区分ごとに計上。
			（保険等査定減）		
利用料収入	利用料収入 利用料負担金収入	老人福祉事業収入	措置事業収入	事務費収入 事業費収入 その他の利用料収入 その他の事業収入	本科目の他、児童福祉事業収入、生活保護事業収入にも設定
措置費収入	事務費収入 事業費収入		運営事業収入	管理費収入 その他の利用料収入 補助金事業収入 その他の事業収入	
			その他の事業収入	管理費収入 その他の利用料収入 その他の事業収入	
		児童福祉事業収入	措置費収入	事務費収入 事業費収入	
			私的契約利用料収入 その他の事業収入	補助金事業収入 受託事業収入 その他の事業収入	
運営費収入 私的契約利用料収入	運営費収入 私的契約利用料収入	保育事業収入	保育所運営費収入 私的契約利用料収入 私立認定保育所利用料収入 その他の事業収入		運営費については、保育事業収入の中に保育所運営費収入を設定
			就労支援事業収入	補助金事業収入 受取事業収入 その他の事業収入	
		障害福祉サービス等事業収入	〇〇事業収入 自立支援給付費収入	介護給付費収入 特例介護給付費収入 訓練等給付費収入 特例訓練等給付費収入 サービス利用計画作成費収入	
	介護給付費収入 訓練等給付費収入 障害児施設給付費収入 サービス利用計画作成費収入		障害児施設給付費収入 利用者負担金収入 補足給付費収入	特定障害者特別給付費収入 特例特定障害者特別給付費収入 特定入所障害児食費等給付費収入	
自立支援費等収入	特定障害者特別給付費収入 特定入所障害児食費等給付費収入 利用者負担金収入		特定費用収入 その他の事業収入	補助金事業収入 受託事業収入 その他の事業収入	
			（保険等査定減）		
		生活保護事業収入	措置費収入	事務費収入	
			授産事業収入	〇〇事業収入	
			その他の事業収入	補助金事業収入 受託事業収入 その他の事業収入	

旧病院会計準則と会計基準の勘定科目比較表

【旧基準】		【会計基準】			備考 (A欄の科目に対するB欄の科目等)
勘定科目【A】		勘定科目【B】			
科目区分		科目区分			
大区分	中区分	大区分	中区分	小区分	
〇〇事業収入	〇〇事業収入	医療事業収入	入院診療収入 室料差額収入 外来診療収入 保健予防活動収入 受託検査・施設利用収入 訪問看護療養費収入 訪問看護利用料収入  その他の医療事業収入  (保険等査定減)  〇〇事業収入 その他の事業収入	訪問看護基本利用料収入 訪問看護その他の利用料収入  補助金事業収入 受託事業収入 その他の医療事業収入	介護保険事業収入等に係る補助金事業収入等は、それぞれの区分ごとに計上。上記の大区分に含まれない事業の補助金事業収入は〇〇事業収入に計上
借入金利息補助金収入 寄附金収入 受取利息配当金収入	借入金利息補助金収入 寄附金収入 受取利息配当金収入	〇〇収入	〇〇収入	補助金事業収入 受託事業収入 その他の事業収入	
雑収入	雑収入	借入金利息補助金収入 経常経費寄附金収入 受取利息配当金収入 その他の収入	受入研修費収入 利用者等外給食費収入 雑収入		
会計単位間繰入金収入	公益事業会計繰入金収入 収益事業会計繰入金収入	流動資産評価益等による資金増加額	有価証券売却益 有価証券評価益 為替差益		
経理区分間繰入金収入	経理区分間繰入金収入				
経常収入計(1)				事業活動収入計(1)	



旧病院会計準則と会計基準の勘定科目比較表

【旧基準】		【会計基準】			備考 (A欄の科目に対するB欄の科目等)
勘定科目【A】		勘定科目【B】			
科目区分		科目区分			
大区分	中区分	大区分	中区分	小区分	
＜経常活動による収支＞ 【支出】		＜事業活動による収支＞ 【支出】			
人件費支出	役員報酬 職員俸給 職員諸手当 非常勤職員給与	人件費支出	役員報酬支出 職員給料支出 職員賞与支出 非常勤職員給与支出 派遣職員費支出		会計基準では「職員給料支出」と「職員賞与支出」に分けて整理
事業費支出	退職金 退職共済掛金 法定福利費 給食費 保健衛生費 医療費 被服費 教養娯楽費 日用品費 保育材料費 本人支給金 水道光熱費 燃料費 消耗品費 器具什器費	事業費支出	退職給付支出 法定福利費支出 給食費支出 介護用品費支出 医薬品費支出 診療・療養等材料費支出 保健衛生費支出 医療費支出 被服費支出 教養娯楽費支出 日用品費支出 保育材料費支出 本人支給金支出 水道光熱費支出 燃料費支出 消耗器具備品費支出		派遣職員費支出を追加 退職金と退職共済掛金は、会計基準では「退職給付支出」に統合して計上 *旧基準では勘定科目の順は事業費支出、事業費支出の順番だが、ここでは比較しやすいように会計基準の事業費支出、事務費支出の順番に合わせている
事務費支出	賃借料 教育指導費 就職支度費 葬祭費 〇〇費 雑費 福利厚生費 旅費交通費 研修費 消耗品費 器具什器費 印刷製本費 水道光熱費 燃料費 修繕費 通信運搬費 会議費 広報費 業務委託費 手数料 損害保険料 賃借料 租税公課 〇〇費 雑費 〇〇費 雑費	事務費支出	保険料支出 賃借料支出 教育指導費支出 就職支度費支出 葬祭費支出 車輦費支出 管理費返還支出 〇〇費支出 雑支出 福利厚生費支出 職員被服費支出 旅費交通費支出 研修研究費支出 事務消耗品費支出 印刷製本費支出 水道光熱費支出 燃料費支出 修繕費支出 通信運搬費支出 会議費支出 広報費支出 業務委託費支出 手数料支出 保険料支出 賃借料支出 土地・建物賃借料支出 租税公課支出 保守料支出 渉外費支出 諸会費支出 〇〇費支出 雑支出 就労支援事業支出 就労支援事業販売支出 就労支援事業販管費支出 投産事業支出 〇〇支出 利用者負担軽減額 支払利息支出 その他の支出 利用者等外給食費支出 雑支出 流動資産評価損等による資金減少額 有価証券売却損 資産評価損 為替差損 徴収不能額		消耗品費と器具什器費は、会計基準では「消耗器具備品費支出」に統合して計上 *旧基準では勘定科目の順は事務費支出、事業費支出の順番だが、ここでは比較しやすいように会計基準の事業費支出、事務費支出の順番に合わせている 消耗品費と器具什器費は、会計基準では「事務消耗品費支出」に統合して計上 賃借料は、会計基準では「賃借料支出」と「土地・建物賃借料支出」に分けて計上 損害保険以外の保険加入のケースもあるため、他の会計の基準の内容も踏まえて変更 他の会計の基準の内容を踏まえて追加 他の会計の基準の内容を踏まえて追加 他の会計の基準の内容を踏まえて追加
借入金利息支出	借入金利息支出	借入金利息支出	借入金利息支出		
経理区分間繰入金支出	経理区分間繰入金支出	経理区分間繰入金支出	経理区分間繰入金支出		
経常支出計(2)		事業活動支出計(2)			
経常活動資金収支差額(3)=(1)-(2)		事業活動資金収支差額(3)=(1)-(2)			
＜施設整備等による収支＞ 【収入】		＜施設整備等による収支＞ 【収入】			
施設整備等補助金収入	施設整備補助金収入 設備整備補助金収入	施設整備等補助金収入	施設整備等補助金収入 設備資金借入金元金償還補助金収入		
施設整備等寄附金収入	施設整備等寄附金収入 施設整備等借入金償還寄附金収入	施設整備等寄附金収入	施設整備等寄附金収入 設備資金借入金元金償還寄附金収入		
固定資産売却収入	車輦運搬具売却収入 器具及び備品売却収入 〇〇売却収入	固定資産売却収入	車輦運搬具売却収入 器具及び備品売却収入 〇〇売却収入		他の会計の基準の内容を踏まえて追加
施設整備等収入計(4)		施設整備等収入計(4)			

旧病院会計準則と会計基準の勘定科目比較表

【旧基準】		【会計基準】			備考 (A欄の科目に対するB欄の科目等)
勘定科目【A】		勘定科目【B】			
科目区分		科目区分			
大区分	中区分	大区分	中区分	小区分	
<施設整備等による収支> 【支出】		<施設整備等による収支> 【支出】			
固定資産取得支出	建物取得支出 車輛運搬具取得支出 ○○取得支出	設備資金借入金元金償還支出 固定資産取得支出 土地取得支出 建物取得支出 車輛運搬具取得支出 器具及び備品取得支出 ○○取得支出			他の会計の基準の内容を踏まえて追加
元入金支出	公益事業会計元入金支出 収益事業会計元入金支出	固定資産除却・廃棄支出 ファイナンス・リース債務の返済支出 その他の施設整備等による支出 ○○支出			
施設整備等支出計(5)		施設整備等支出計(5)			
施設整備等資金収支差額(6)=(4)-(5)		施設整備当資金収支差額(6)=(4)-(5)			
<財務活動による収支> 【収入】		<その他の活動による収支> 【収入】			
借入金収入	設備資金借入金収入	長期運営資金借入金元金償還寄附金収入			会計基準の区分方法に沿って変更
その他の収入 投資有価証券売却収入 積立預金取崩収入	長期運営資金借入金収入 長期貸付金回収収入 投資有価証券売却収入 積立預金取崩収入 ○○積立預金取崩収入	長期運営資金借入金収入 長期貸付金回収収入 投資有価証券売却収入 積立資産取崩収入 退職給付引当資産取崩収入 長期預り金積立資産取崩収入 ○○積立資産取崩収入			
借入金元金償還補助金収入	借入金元金償還補助金収入	事業区分間長期借入金収入 拠点区分間長期借入金収入 事業区分間長期貸付金回収収入 拠点区分間長期貸付金回収収入 事業区分間繰入金収入 拠点区分間繰入金収入 サービス区分間繰入金収入 その他の活動による収入 ○○収入			
財務収入計(7)		その他の活動収入計(7)			
<財務活動による収支> 【支出】		<その他の活動による収支> 【支出】			
借入金元金償還金支出	長期運営資金借入金償還金支出	長期運営資金借入金元金償還支出			会計基準の区分方法に沿って変更
投資有価証券取得支出 積立預金積立支出	投資有価証券取得支出 ○○積立預金積立支出	長期貸付金支出 投資有価証券取得支出 積立資産支出 退職給付引当資産支出 長期預り金積立資産支出 ○○積立資産支出			
借入金元金償還金支出	設備資金借入金償還金支出	事業区分間長期貸付金支出 拠点区分間長期貸付金支出 事業区分間長期借入金返済支出 拠点区分間長期借入金返済支出 事業区分間繰入金支出 拠点区分間繰入金支出 サービス区分間繰入金支出 その他の活動による支出 ○○支出			
流動資産評価減等による資金減少額等	徴収不能額 有価証券売却益 有価証券売却損 有価証券評価損 ○○評価損				
財務支出計(8)		その他の活動支出計(8)			
財務活動資金収支差額(9)=(7)-(8)		その他の活動資金収支差額(9)=(7)-(8)			
子備費(10)		子備費支出(10)			
当期資金収支差額合計(11)=(3)+(6)+(9)-(10)		当期資金収支差額合計(11)=(3)+(6)+(9)-(10)			
前期末支払資金残高(12)		前期末支払資金残高(12)			
当期末支払資金残高(11)+(12)		当期末支払資金残高(11)+(12)			

旧病院会計準則と会計基準の勘定科目比較表

資金収支計算書

※旧病院会計準則には資金収支計算書がないため、旧社会福祉法人基準又は指導指針からの変更を示す。

【指導指針】		【会計基準】			備考 (A欄の科目に対するB欄の科目等)
勘定科目【A】		勘定科目【B】			
科目区分		科目区分			
大区分	中区分	大区分	中区分	小区分	
<経常活動による収支> 【収入】		<事業活動による収支> 【収入】			
介護福祉施設介護料収入	介護報酬収入 利用者負担金収入	介護保険事業収入	施設介護料収入	介護報酬収入 利用者負担金収入(公費) 利用者負担金収入(一般)	
居宅介護料収入 (介護報酬収入)	介護報酬収入 介護予防報酬収入 (利用者負担金収入) 介護負担金収入 介護予防負担金収入	居宅介護料収入 (介護報酬収入)	居宅介護料収入 (介護報酬収入)	介護報酬収入 介護予防報酬収入	
			(利用者負担金収入)	介護負担金収入(公費) 介護負担金収入(一般) 介護予防負担金収入(公費) 介護予防負担金収入(一般)	
居宅介護支援介護料収入	居宅介護支援介護料収入 介護予防支援介護料収入	地域密着型介護料収入 (介護報酬収入)	地域密着型介護料収入 (介護報酬収入)	介護報酬収入 介護予防報酬収入	
			(利用者負担金収入)	介護負担金収入(公費) 介護負担金収入(一般) 介護予防負担金収入(公費) 介護予防負担金収入(一般)	
利用者等利用料収入	介護福祉施設利用料収入 居宅介護サービス利用料収入	居宅介護支援介護料収入	居宅介護支援介護料収入	居宅介護支援介護料収入 介護予防支援介護料収入	
	食費収入 居住費収入 管理費収入	利用者等利用料収入	利用者等利用料収入	施設サービス利用料収入 居宅介護サービス利用料収入 地域密着型介護サービス利用料収入 食費収入(公費) 食費収入(一般) 居住費収入(公費) 居住費収入(一般)	指導指針における管理費収入は老人福祉事業収入の管理費収入に計上
その他の事業収入	その他の利用料収入	その他の事業収入	その他の事業収入	その他の利用料収入	
	補助金収入 市町村特別事業収入 受託収入 その他の事業収入	(保険等査定減)		補助金事業収入 市町村特別事業収入 受託事業収入 その他の事業収入	介護保険事業収入に係る補助金事業収入等を計上。なお他の大区分に係る補助金事業収入等はそれぞれの区分ごとに計上。
措置費収入	事務費収入 事業費収入	老人福祉事業収入	措置事業収入	事務費収入 事業費収入 その他の利用料収入 その他の事業収入	措置事業に係る措置事業収入は老人福祉事業収入に計上
			運営事業収入	管理費収入 その他の利用料収入 補助金事業収入 その他の事業収入	
			その他の事業収入	管理費収入 その他の利用料収入 その他の事業収入	
		〇〇事業収入		補助金事業収入 受託事業収入 その他の事業収入	
		〇〇収入	〇〇事業収入 その他の事業収入		
借入金利息補助金収入 寄付金収入 受取利息配当金収入 事業外収入	受入研修費収入 職員等給食費収入	借入金利息補助金収入 経常経費者附金収入 受取利息配当金収入 その他の収入	〇〇収入	〇〇収入	
雑収入		流動資産評価益等による資金増加額	受入研修費収入 利用者等外給食費収入 雑収入		
			有価証券売却益 有価証券評価益 為替差益		
経常収入計(1)		事業活動収入計(1)			



旧病院会計準則と会計基準の勘定科目比較表

【指導指針】		【会計基準】			備考 (A欄の科目に対するB欄の科目等)	
勘定科目【A】		勘定科目【B】				
科目区分		科目区分				
大区分	中区分	大区分	中区分	小区分		
<b>&lt;施設整備等による収支&gt;</b> <b>【収入】</b> 施設整備等補助金収入 施設整備等寄付金収入 設備資金借入金収入 固定資産売却収入 車輦運搬具売却収入 器具及び備品売却収入 ○○売却収入 施設整備等収入計(4)		<b>&lt;施設整備等による収支&gt;</b> <b>【収入】</b> 施設整備等補助金収入 施設整備等寄附金収入 設備資金借入金収入 固定資産売却収入 設備資金借入金元金償還補助金収入 設備資金借入金元金償還寄附金収入 設備資金借入金元金償還寄附金収入 固定資産売却収入 車輦運搬具売却収入 器具及び備品売却収入 ○○売却収入 ○○収入 その他の施設整備等による収入 施設整備等収入計(4)				他の会計の基準の内容を踏まえて追加
<b>&lt;施設整備等による収支&gt;</b> <b>【支出】</b> 固定資産取得支出 土地取得支出 建物取得支出 車輦運搬具取得支出 器具及び備品取得支出 ○○取得支出 固定資産除却・廃棄支出 固定資産除却・廃棄支出 施設整備等支出計(5) 施設整備等資金収支差額(6)=(4)-(5)		<b>&lt;施設整備等による収支&gt;</b> <b>【支出】</b> 設備資金借入金元金償還支出 固定資産取得支出 土地取得支出 建物取得支出 車輦運搬具取得支出 器具及び備品取得支出 ○○取得支出 固定資産除却・廃棄支出 ファイナンス・リース債務の返済支出 その他の施設整備等による支出 ○○支出 施設整備等支出計(5) 施設整備等資金収支差額(6)=(4)-(5)				他の会計の基準の内容を踏まえて追加
<b>&lt;財務活動等による収支&gt;</b> <b>【収入】</b> 長期運営資金借入金元金償還寄附金収入 長期運営資金借入金収入 投資有価証券売却収入 積立預金取崩収入 移行時特別積立預金取崩収入 ○○積立預金取崩収入 他会計区分長期借入金収入 他会計区分長期貸付金回収収入 他会計区分繰入金収入 会計区分外繰入金収入 その他の収入 設備資金借入金元金償還補助金収入 設備資金借入金元金償還寄附金収入 財務収入計(7)		<b>&lt;その他の活動による収支&gt;</b> <b>【収入】</b> 長期運営資金借入金元金償還寄附金収入 長期運営資金借入金収入 長期貸付金回収収入 投資有価証券売却収入 積立資産取崩収入 退職給付引当資産取崩収入 長期預り金積立資産取崩収入 ○○積立資産取崩収入 事業区分間長期借入金収入 拠点区分間長期借入金収入 事業区分間長期貸付金回収収入 拠点区分間長期貸付金回収収入 事業区分間繰入金収入 拠点区分間繰入金収入 サービス区分間繰入金収入 その他の活動による収入 ○○収入 その他の活動収入計(7)				会計基準の区分方法に沿って変更
<b>&lt;財務活動等による収支&gt;</b> <b>【支出】</b> 設備資金借入金元金償還支出 長期運営資金借入金元金償還支出 投資有価証券取得支出 積立預金支出 他会計区分長期貸付金支出 他会計区分長期借入金償還支出 他会計区分繰入金支出 会計区分外繰入金支出 その他の支出 設備資金借入金元金償還支出 財務支出計(8) 財務活動資金収支差額(9)=(7)-(8) 予備費(10) 当期資金収支差額合計(11)=(3)+(6)+(9)-(10)		<b>&lt;その他の活動による収支&gt;</b> <b>【支出】</b> 長期運営資金借入金元金償還支出 長期貸付金支出 投資有価証券取得支出 積立資産支出 退職給付引当資産支出 長期預り金積立資産支出 ○○積立資産支出 事業区分間長期貸付金支出 拠点区分間長期貸付金支出 事業区分間長期借入金返済支出 拠点区分間長期借入金返済支出 事業区分間繰入金支出 拠点区分間繰入金支出 サービス区分間繰入金支出 その他の活動による支出 ○○支出 その他の活動支出計(8) その他の活動資金収支差額(9)=(7)-(8) 予備費支出(10) 当期資金収支差額合計(11)=(3)+(6)+(9)-(10)				会計基準の区分方法に沿って変更
前期末支払資金残高(12) 当期末支払資金残高(11)+(12)		前期末支払資金残高(12) 当期末支払資金残高(11)+(12)				

旧病院会計準則と会計基準の勘定科目比較表

事業活動計算書

【旧病院会計準則】			【会計基準】			備考 (A欄の科目に対するB欄の科目等)
勘定科目【A】			勘定科目【B】			
大区分	科目区分	中区分	大区分	科目区分	小区分	
【医薬収益】			<サービス活動増減の部> 【収益】			
入院料収益 入院診療収益 室料差額収益 外来診療収益 保健予防活動収益 受託検査・施設利用収益 医療相談収益			介護保険事業収益	施設介護料収益	介護報酬収益 利用者負担金収益(公費) 利用者負担金収益(一般)	
				居宅介護料収益 (介護報酬収益) (利用者負担金収益)	介護報酬収益 介護予防報酬収益 介護負担金収益(公費) 介護負担金収益(一般) 介護予防負担金収益(公費) 介護予防負担金収益(一般)	
				地域密着型介護料収益 (介護報酬収益) (利用者負担金収益)	介護報酬収益 介護予防報酬収益 介護負担金収益(公費) 介護負担金収益(一般) 介護予防負担金収益(公費) 介護予防負担金収益(一般)	
				居宅介護支援介護料収益	居宅介護支援介護料収益 介護予防支援介護料収益	
				利用者等利用料収益	施設サービス利用料収益 居宅介護サービス利用料収益 地域密着型介護サービス利用料収益 食費収益(公費) 食費収益(一般) 居住費収益(公費) 居住費収益(一般) その他の利用料収益	
				その他の事業収益 (保険等査定減)	補助金事業収益 市町村特別事業収益 受託事業収益 その他の事業収益	
入院診療収益 入院診療収益 室料差額収益 外来診療収益 保健予防活動収益 受託検査・施設利用収益 医療相談収益			医療事業収益	入院診療収益 室料差額収益 外来診療収益 保健予防活動収益 受託検査・施設利用収益 訪問看護療養費収益 訪問看護利用料収益	訪問看護基本利用料収益 訪問看護その他の利用料収益	
その他の医薬収益 (保険等査定減)				その他の医療事業収益 (保険等査定減)	補助金事業収益 受託事業収益 その他の医療事業収益	
			〇〇事業収益	〇〇事業収益 その他の事業収益	補助金事業収益 受託事業収益 その他の事業収益	
			〇〇収益	〇〇収益		
			経常経費寄附金収益 その他の収益			
				サービス活動収益計(1)		
【医薬費用】			<サービス活動増減の部> 【費用】			
役員報酬 給与費	役員報酬 常勤職員給与	医師給 看護師給 医療技術員給 事務員給 技能労務員給	人件費	役員報酬 職員給料		他の会計の基準の内容を踏まえて職員給料と別に計上
	非常勤職員給与	医師給 看護師給 医療技術員給 事務員給 技能労務員給		職員賞与 賞与引当金繰入 非常勤職員給与		他の会計の基準の内容を踏まえて追加
	退職給与引当金繰入 法定福利費			派遣職員費 退職給付費用 法定福利費		退職給付会計の導入により変更
材料費	給食用材料費 医薬品費 診療材料費 医療消耗器具備品費		事業費	給食費 介護用品費 医薬品費 診療・療養等材料費 保健衛生費 医療費 医薬費 教養娯楽費 日用品費 保管材料費 本人支給金費 水道光熱費		会計基準では「給食費」に変更
						他の会計の基準の内容を踏まえて追加

旧病院会計準則と会計基準の勘定科目比較表

【旧病院会計準則】			【会計基準】			備考 (A欄の科目に対するB欄の科目等)
勘定科目【A】			勘定科目【B】			
科目区分			科目区分			
大区分	中区分	小区分	大区分	中区分	小区分	
経費	福利厚生費 職員被服費 旅費交通費 消耗品費 消耗器具備品費 光熱水費 修繕費 通信費 会議費 保険料 賃借料 租税公課 交際費 諸会費 雑費 車両費 徴収不能損失 研究材料費 謝金 図書費 旅費交通費 研修雑費 委託費		事務費	燃料費 消耗器具備品費 保険料 賃借料 教育指導費 就職支度費 雑費 車輦費 雑費 〇〇費 福利厚生費 職員被服費 旅費交通費 事務消耗品費 印刷製本費 水道光熱費 燃料費 修繕費 通信運搬費 会議費 広報費 手数料 保険料 賃借料 土地・建物賃借料 租税公課 保守料 渉外費 諸会費 〇〇費 雑費	福利厚生費	消耗品費と消耗器具備品費は、会計基準では「事務消耗器具費」に統合して計上。 会計基準では「水道光熱費」へ変更 賃借料は、会計基準では「賃借料」と「土地・建物賃借料」に分けて計上。 会計基準では「渉外費」へ変更
研究研修費	雑費 車両費 徴収不能損失 研究材料費 謝金 図書費 旅費交通費 研修雑費 委託費		〇〇費用 利用者負担軽減額 減価償却費	研究研究費 業務委託費		
減価償却費	建物減価償却費 建物付属設備減価償却費 構築物設備減価償却費 医療用器械備品減価償却費 車両船舶減価償却費 その他の器械備品減価償却費 放射性同位元素減価償却費 その他の有形固定資産減価償却費		国庫補助金等特別積立金取崩額 徴収不能額 徴収不能引当金繰入額 その他の費用			「拠点区分間繰入費用」等へ計上 他の会計の基準の内容を踏まえて追加
本部費	本部費					
医療利益（又は医療損失）			サービス活動増減差額(3)=(1)-(2)			
【医療外収益】			＜サービス活動外増減の部＞ 【収益】			
受取利息配当金			借入金利息補助金収益 受取利息配当金収益			会計基準では「受取利息配当金収益」へ変更
有価証券売却益			有価証券評価益 有価証券売却益 投資有価証券評価益 投資有価証券売却益 その他のサービス活動外収益			会計基準では有価証券の時価会計の導入に伴い科目を追加 会計基準では有価証券の時価会計の導入に伴い科目を追加 他の会計の基準の内容を踏まえ追加
患者外給食収益 その他の医療外収益			受入研修費収益 利用者等外給食収益 雑収益		為替差益	他の会計の基準の内容を踏まえ、追加、変更
			サービス活動外収益計(4)			
【医療外費用】			＜サービス活動外増減の部＞ 【費用】			
支払利息			支払利息			会計基準では有価証券の時価会計の導入に伴い科目を追加
有価証券売却損			有価証券評価損 有価証券売却損 投資有価証券評価損 投資有価証券売却損 その他のサービス活動外費用			会計基準では有価証券の時価会計の導入に伴い科目を追加
患者外給食材料費 その他の医療外費用			利用者外給食材料費 雑損失		為替差損	会計基準のサービス活動費用の「利用者負担軽減額」に計上 雑損失に計上
診療費減免額 貸倒損失 雑損失						
経常利益（又は経常損失）			サービス活動外増減差額(6)=(4)-(5) 経常増減額(7)=(3)+(6)			

旧病院会計準則と会計基準の勘定科目比較表

【旧病院会計準則】			【会計基準】			備考 (A欄の科目に対するB欄の科目等)
勘定科目【A】			勘定科目【B】			
科目区分			科目区分			
大区分	中区分		大区分	中区分	小区分	
【特別利益】			＜特別増減の部＞			
補助金・負担金			施設整備等補助金収益	施設整備等補助金収益 設備資金借入金元金償還補助金収益		他の会計の基準の内容を踏まえて追加
			施設整備等寄附金収益	施設整備等寄附金収益 設備資金借入金元金償還寄附金収益		
			長期運営資金借入金元金償還寄附金収益			
固定資産売却益			固定資産受贈額	○受贈額		
			固定資産売却益	車両運搬具売却益 器具及び備品売却益 ○売却益		
			事業区分間繰入金収益			
			拠点区分間繰入金収益			
			事業区分間固定資産移管収益			
			拠点区分間固定資産移管収益			
その他の特別収益			その他の特別収益	徴収不能引当金戻入益 特別収益計(8)		
【特別損失】			＜特別増減の部＞			
固定資産売却損			基本金組入額			他の会計の基準の内容を踏まえて追加
			資産評価損			
			固定資産売却損・処分損	建物売却損・処分損 車両運搬具売却損・処分損 器具及び備品売却損・処分損 その他の固定資産売却損・処分損		
			国庫補助金等特別積立金取崩額(除却等)			
			国庫補助金等特別積立金積立額			
			災害損失			
			事業区分間繰入金費用			
			拠点区分間繰入金費用			
			事業区分間固定資産移管費用			
その他の特別損失			拠点区分間固定資産移管費用			
			その他の特別損失			
税引前当期純利益(又は税引前当期純損失)			特別費用計(9)			
法人税等			特別増減差額(10)=(8)-(9)			
当期純利益(又は当期純損失)			税引前当期活動増減差額(11)=(7)+(10)			
前期繰越利益(又は前期繰越損失)			法人税、住民税及び事業税(12)			
前期繰越利益(又は前期繰越損失)			法人税等調整額(13)			
当期末処分利益(又は当期末処分損失)			当期活動増減差額(14)=(11)-(12)-(13)			
			前期繰越活動増減差額(15)			
			当期末繰越活動増減差額(16)=(14)+(15)			
			基本金取崩額(17)			
			その他の積立金取崩額(18)	○積立金取崩額		
			その他の積立金積立額(19)	○積立金積立額		
			次期繰越活動増減差額(20)=(16)+(17)+(18)-(19)			旧基準の「収支」を会計基準では「増減」に名称変更





旧病院会計準則と会計基準の勘定科目比較表

【旧病院会計準則】			【会計基準】		備考 (B欄の科目に対するA欄の科目等)
勘定科目【A】			勘定科目【B】		
科目区分			科目区分		
大区分	中区分	小区分	大区分	中区分	
<負債の部>			<負債の部>		
流動負債	短期借入金 買掛金 未払金  支払手形    未払費用 預り金 従業員預り金  前受収益   賞与引当金 修繕引当金 その他の引当金 その他の流動負債		流動負債	短期運営資金借入金  事業未払金 その他の未払金 支払手形 役員等短期借入金 1年以内返済予定設備資金借入金 1年以内返済予定長期運営資金借入金 1年以内返済予定リース債務 1年以内返済予定役員等長期借入金 1年以内返済予定事業区分間借入金 1年以内返済予定拠点区分間借入金 1年以内支払予定長期未払金 未払費用 預り金 職員預り金 前受金 前受収益 事業区分間借入金 拠点区分間借入金 仮受金 賞与引当金  その他の流動負債	会計基準では「事業未払金」へ計上 会計基準では「事業未払金」、「その他の未払金」に分けて計上  他の会計の基準の内容を踏まえて追加       会計基準では1年基準の導入に伴い追加       他の会計の基準の内容を踏まえて追加  他の会計の基準の内容を踏まえて追加  会計基準では廃止。取り崩す
固定負債	長期借入金    退職給与引当金 長期未払金  その他の固定負債		固定負債	設備資金借入金 長期運営資金借入金  リース債務  役員等長期借入金 事業区分間長期借入金 拠点区分間長期借入金 退職給付引当金 長期未払金 長期預り金 その他の固定負債	会計基準では「設備資金借入金」、「長期運営資金借入金」に分けて計上  会計基準ではリース会計の導入に伴い追加  他の会計の基準の内容を踏まえて追加 退職給付会計の導入により変更  他の会計の基準の内容を踏まえて追加
負債合計			負債の部合計		
<純資産の部>			<純資産の部>		
資本金 資本剰余金	国庫等補助金  指定寄附金 その他の資本剰余金		基本金	国庫補助金等特別積立金	他の会計の基準の内容を踏まえて追加  他の会計の基準の内容を踏まえて追加 会計基準の「基本金」へ計上 会計基準の「〇〇積立金」へ計上
利益剰余金	任意積立金  当期未処分利益		その他の積立金	〇〇積立金	他の会計の基準の内容を踏まえて追加
			次期繰越活動増減差額 (うち当期活動増減差額)		
資本の部合計 負債・資本合計			純資産の部合計 負債及び純資産の部合計		

訪看準則と会計基準の勘定科目比較表

資金収支計算書

※訪看準則には資金収支計算書がないため、旧社会福祉法人基準又は指導指針からの変更を示す。

別紙⑧

【旧基準】		【会計基準】			備考 (A欄の科目に対するB欄の科目等)
勘定科目【A】		勘定科目【B】			
大区分	科目区分	大区分	中区分	小区分	
＜経常活動による収支＞ 【収入】		＜事業活動による収支＞ 【収入】			
介護保険収入	介護保険収入	介護保険事業収入	施設介護料収入	介護報酬収入 利用者負担金収入（公費） 利用者負担金収入（一般）	社会福祉法人が行う事業ごとに大区分を設定
			居宅介護料収入 （介護報酬収入） （利用者負担金収入）	介護報酬収入 介護予防報酬収入 介護負担金収入（公費） 介護負担金収入（一般） 介護予防負担金収入（公費） 介護予防負担金収入（一般）	
			地域密着型介護料収入 （介護報酬収入） （利用者負担金収入）	介護報酬収入 介護予防報酬収入 介護負担金収入（公費） 介護負担金収入（一般） 介護予防負担金収入（公費） 介護予防負担金収入（一般）	他の会計の基準の内容を踏まえ追加
			居宅介護支援介護料収入	居宅介護支援介護料収入 介護予防支援介護料収入	
			利用者等利用料収入	施設サービス利用料収入 居宅介護サービス利用料収入 地域密着型介護サービス利用料収入	介護保険事業収入に係る補助金事業収入等を計上。なお他の大区分に係る補助金事業収入等はそれぞれの区分ごとに計上。
			その他の事業収入	食費収入（公費） 食費収入（一般） 居住費収入（公費） 居住費収入（一般） その他の利用料収入	
経常経費補助金収入	経常経費補助金収入		（保険等査定減）	補助金事業収入 市町村特別事業収入 受託事業収入 その他の事業収入	本科目の他、児童福祉事業収入、生活保護事業収入にも設定
利用料収入	利用料収入 利用料負担金収入	老人福祉事業収入	措置事業収入	事務費収入 事業費収入 その他の利用料収入 その他の事業収入	
措置費収入	事務費収入 事業費収入		運営事業収入	管理費収入 その他の利用料収入 補助金事業収入 その他の事業収入	運営費については、保育事業収入の中に保育所運営費収入を設定
			その他の事業収入	管理費収入 その他の利用料収入 その他の事業収入	
運営費収入	運営費収入	児童福祉事業収入	措置費収入	事務費収入 事業費収入	
私的契約利用料収入	私的契約利用料収入		私的契約利用料収入 その他の事業収入	補助金事業収入 受託事業収入 その他の事業収入	
		保育事業収入	保育所運営費収入 私的契約利用料収入 私立認定保育所利用料収入 その他の事業収入	補助金事業収入 受取事業収入 その他の事業収入	
			就労支援事業収入	〇〇事業収入	
自立支援費等収入	介護給付費収入 訓練等給付費収入 障害児施設給付費収入 サービス利用計画作成費収入	障害福祉サービス等事業収入	自立支援給付費収入	介護給付費収入 特例介護給付費収入 訓練等給付費収入 特例訓練等給付費収入 サービス利用計画作成費収入	
	特定障害者特別給付費収入 特定入所障害児食費等給付費収入 利用者負担金収入		障害児施設給付費収入 利用者負担金収入 補足給付費収入	特定障害者特別給付費収入 特例特定障害者特別給付費収入 特定入所障害児食費等給付費収入	
			特定費用収入 その他の事業収入	補助金事業収入 受託事業収入 その他の事業収入	
			（保険等査定減）		
		生活保護事業収入	措置費収入	事務費収入	
			授産事業収入	〇〇事業収入	
			その他の事業収入	補助金事業収入 受託事業収入 その他の事業収入	
		医療事業収入	入院診療収入 室料差額収入		



訪看準則と会計基準の勘定科目比較表

【旧基準】		【会計基準】			備考 (A欄の科目に対するB欄の科目等)
勘定科目【A】		勘定科目【B】			
科目区分		科目区分			
大区分	中区分	大区分	中区分	小区分	
＜経常活動による収支＞ 【支出】		＜事業活動による収支＞ 【支出】			
人件費支出	役員報酬 職員俸給 職員諸手当 非常勤職員給与 退職金 退職共済掛金 法定福利費	人件費支出	役員報酬支出 職員給料支出 職員賞与支出 非常勤職員給与支出 派遣職員費支出 退職給付支出 法定福利費支出		会計基準では「職員給料支出」と「職員賞与支出」に分けて整理 派遣職員費支出を追加 退職金と退職共済掛金は、会計基準では「退職給付支出」に統合して計上
事業費支出	給食費 保健衛生費 医療費 被服費 教養娯楽費 日用品費 保育材料費 本人支給金 水道光熱費 燃料費 消耗品費 器具什器費	事業費支出	給食費支出 介護用品費支出 医薬品費支出 診療・療養等材料費支出 保健衛生費支出 医療費支出 被服費支出 教養娯楽費支出 日用品費支出 保育材料費支出 本人支給金支出 水道光熱費支出 燃料費支出 消耗器具備品費支出		*旧基準では勘定科目の順は事務費支出、事業費支出の順番だが、ここでは比較しやすいように会計基準の事業費支出、事務費支出の順番に合わせている 消耗品費と器具什器費は、会計基準では「消耗器具備品費支出」に統合して計上
事務費支出	賃借料 教育指導費 就職支度費 葬祭費 〇〇費 雑費	事務費支出	保険料支出 賃借料支出 教育指導費支出 就職支度費支出 葬祭費支出 車輦費支出 管理費返還支出 〇〇費支出 雑支出		*旧基準では勘定科目の順は事務費支出、事業費支出の順番だが、ここでは比較しやすいように会計基準の事業費支出、事務費支出の順番に合わせている
借入金利息支出	福利厚生費 旅費交通費 研修費 消耗品費 器具什器費 印刷製本費 水道光熱費 燃料費 修繕費 通信運搬費 会議費 広報費 業務委託費 手数料 損害保険料 賃借料 租税公課 〇〇費 雑費 〇〇費 雑費	借入金利息支出	福利厚生費支出 職員被服費支出 旅費交通費支出 研修研究費支出 事務消耗品費支出 印刷製本費支出 水道光熱費支出 燃料費支出 修繕費支出 通信運搬費支出 会議費支出 広報費支出 業務委託費支出 手数料支出 保険料支出 賃借料支出 土地・建物賃借料支出 租税公課支出 保守料支出 渉外費支出 諸会費支出 〇〇費支出 雑支出 就労支援事業支出 就労支援事業販売支出 就労支援事業販管費支出 授産事業支出 〇〇支出 利用者負担軽減額 支払利息支出 その他の支出 利用者等外給食費支出 雑支出 流動資産評価損等による 資金減少額 有価証券売却損 資産評価損 為替差損 徴収不能額		消耗品費と器具什器費は、会計基準では「事務消耗品費支出」に統合して計上 賃借料は、会計基準では「賃借料支出」と「土地・建物賃借料支出」に分けて計上 損害保険以外の保険加入のケースもあるため、他の会計の基準の内容も踏まえて変更 他の会計の基準の内容を踏まえて追加 他の会計の基準の内容を踏まえて追加 他の会計の基準の内容を踏まえて追加
経理区分間繰入金支出	経理区分間繰入金支出	経理区分間繰入金支出	経理区分間繰入金支出		
経常支出計(2)		事業活動支出計(2)			
経常活動資金収支差額(3)=(1)-(2)		事業活動資金収支差額(3)=(1)-(2)			

訪看準則と会計基準の勘定科目比較表

【旧基準】		【会計基準】			備考 (A欄の科目に対するB欄の科目等)
勘定科目【A】		勘定科目【B】			
科目区分		科目区分			
大区分	中区分	大区分	中区分	小区分	
<b>&lt;施設整備等による収支&gt;</b> <b>【収入】</b>		<b>&lt;施設整備等による収支&gt;</b> <b>【収入】</b>			
施設整備等補助金収入	施設整備補助金収入 設備整備補助金収入	施設整備等補助金収入	施設整備等補助金収入 設備資金借入金元金償還補助金収入		他の会計の基準の内容を踏まえて追加
施設整備等寄附金収入	施設整備等寄附金収入 施設整備等借入金償還寄附金収入	施設整備等寄附金収入	施設整備等寄附金収入 設備資金借入金元金償還寄附金収入		
固定資産売却収入	車輛運搬具売却収入 器具及び備品売却収入 〇〇売却収入	設備資金借入金収入 固定資産売却収入	車輛運搬具売却収入 器具及び備品売却収入 〇〇売却収入		
	施設整備等収入計(4)	その他の施設整備等による収入	〇〇収入		
			施設整備等収入計(4)		
<b>&lt;施設整備等による収支&gt;</b> <b>【支出】</b>		<b>&lt;施設整備等による収支&gt;</b> <b>【支出】</b>			
固定資産取得支出	建物取得支出 車輛運搬具取得支出 〇〇取得支出	設備資金借入金元金償還支出 固定資産取得支出	土地取得支出 建物取得支出 車輛運搬具取得支出 器具及び備品取得支出 〇〇取得支出		他の会計の基準の内容を踏まえて追加
元入金支出	公益事業会計元入金支出 収益事業会計元入金支出	固定資産除却・廃棄支出 ファイナンス・リース債務の返済支出 その他の施設整備等による支出	〇〇支出		他の会計の基準の内容を踏まえて追加
	施設整備等支出計(5)		施設整備等支出計(5)		会計基準ではその他の活動による収支の部の支出に移動し、「事業・拠点区分間貸付金支出」として計上
	施設整備等資金収支差額(6)=(4)-(5)		施設整備等資金収支差額(6)=(4)-(5)		
<b>&lt;財務活動による収支&gt;</b> <b>【収入】</b>		<b>&lt;その他の活動による収支&gt;</b> <b>【収入】</b>			
借入金収入	設備資金借入金収入	長期運営資金借入金元金償還寄附金収入			会計基準の区分方法に沿って変更
その他の収入	長期運営資金借入金収入 長期貸付金回収収入 投資有価証券売却収入 積立預金取崩収入	長期運営資金借入金収入 長期貸付金回収収入 投資有価証券売却収入 積立資産取崩収入			
積立預金取崩収入	〇〇積立預金取崩収入	事業区分間長期借入金収入 拠点区分間長期借入金収入 事業区分間長期貸付金回収収入 拠点区分間長期貸付金回収収入 事業区分間繰入金収入 拠点区分間繰入金収入 サービス区分間繰入金収入 その他の活動による収入	退職給付引当資産取崩収入 長期預り金積立資産取崩収入 〇〇積立資産取崩収入		
その他の収入	〇〇収入		〇〇収入		
借入金元金償還補助金収入	借入金元金償還補助金収入				
	財務収入計(7)		その他の活動収入計(7)		
<b>&lt;財務活動による収支&gt;</b> <b>【支出】</b>		<b>&lt;その他の活動による収支&gt;</b> <b>【支出】</b>			
借入金元金償還金支出	長期運営資金借入金償還金支出	長期運営資金借入金元金償還支出			会計基準の区分方法に沿って変更
投資有価証券取得支出	投資有価証券取得支出	長期貸付金支出			
積立預金積立支出	〇〇積立預金積立支出	投資有価証券取得支出 積立資産支出	退職給付引当資産支出 長期預り金積立資産支出 〇〇積立資産支出		
その他の支出		事業区分間長期貸付金支出 拠点区分間長期貸付金支出 事業区分間長期借入金返済支出 拠点区分間長期借入金返済支出 事業区分間繰入金支出 拠点区分間繰入金支出 サービス区分間繰入金支出 その他の活動による支出	〇〇支出		
借入金元金償還金支出	設備資金借入金償還金支出				
流動資産評価減等による資金減少額等	徴収不能額 有価証券売却益 有価証券売却損 有価証券評価損 〇〇評価損				
	財務支出計(8)		その他の活動支出計(8)		
	財務活動資金収支差額(9)=(7)-(8)		その他の活動資金収支差額(9)=(7)-(8)		
子備費(10)		子備費支出(10)			
当期資金収支差額合計(11)=(3)+(6)+(9)-(10)		当期資金収支差額合計(11)=(3)+(6)+(9)-(10)			
前期末支払資金残高(12)		前期末支払資金残高(12)			
当期末支払資金残高(11)+(12)		当期末支払資金残高(11)+(12)			

訪看準則と会計基準の勘定科目比較表

資金収支計算書

※訪看準則には資金収支計算書がないため、旧社会福祉法人基準又は指導指針からの変更を示す。

【指導指針】		【会計基準】			備考 (A欄の科目に対するB欄の科目等)
勘定科目【A】		勘定科目【B】			
科目区分		科目区分			
大区分	中区分	大区分	中区分	小区分	
<経常活動による収支> 【収入】		<事業活動による収支> 【収入】			
介護福祉施設介護料収入	介護報酬収入 利用者負担金収入	介護保険事業収入	施設介護料収入	介護報酬収入 利用者負担金収入(公費) 利用者負担金収入(一般)	
居宅介護料収入 (介護報酬収入)	介護報酬収入 介護予防報酬収入 (利用者負担金収入) 介護負担金収入 介護予防負担金収入	居宅介護料収入 (介護報酬収入)	(利用者負担金収入)	介護報酬収入 介護予防報酬収入 介護負担金収入(公費) 介護負担金収入(一般) 介護予防負担金収入(公費) 介護予防負担金収入(一般)	
居宅介護支援介護料収入	居宅介護支援介護料収入 介護予防支援介護料収入	地域密着型介護料収入 (介護報酬収入)	(利用者負担金収入)	介護報酬収入 介護予防報酬収入 介護負担金収入(公費) 介護負担金収入(一般) 介護予防負担金収入(公費) 介護予防負担金収入(一般)	
利用者等利用料収入	介護福祉施設利用料収入 居宅介護サービス利用料収入	居宅介護支援介護料収入	利用者等利用料収入	居宅介護支援介護料収入 介護予防支援介護料収入	
	食費収入			施設サービス利用料収入 居宅介護サービス利用料収入 地域密着型介護サービス利用料収入	
	居住費収入			食費収入(公費) 食費収入(一般) 居住費収入(公費) 居住費収入(一般)	
	管理費収入			その他の利用料収入	
その他の事業収入	その他の利用料収入	その他の事業収入	その他の事業収入	その他の利用料収入	指導指針における管理費収入は老人福祉 事業収入の管理費収入に計上
	補助金収入			補助金事業収入	
	市町村特別事業収入			市町村特別事業収入	
	受託収入			受託事業収入	
	その他の事業収入		(保険等査定)	その他の事業収入	介護保険事業収入に係る補助金事業収入等を 計上。なお他の大区分に係る補助金事業収入 等はそれぞれの区分ごとに計上。
措置費収入	事務費収入 事業費収入	老人福祉事業収入	措置事業収入	事務費収入 事業費収入 その他の利用料収入 その他の事業収入	措置事業に係る措置事業収入は老人福祉 事業収入に計上
			運営事業収入	管理費収入 その他の利用料収入 補助金事業収入 その他の事業収入	
			その他の事業収入	管理費収入 その他の利用料収入 その他の事業収入	
		〇〇事業収入	〇〇事業収入	補助金事業収入 受託事業収入 その他の事業収入	
			その他の事業収入		
		〇〇収入	〇〇収入		
		借入金利息補助金収入	借入金利息補助金収入		
		寄付金収入	経常経費寄附金収入		
		受取利息配当金収入	受取利息配当金収入		
		事業外収入	その他の収入		
	受入研修費収入		受入研修費収入		
	職員等給食費収入		利用者等外給食費収入		
			雑収入		
		流動資産評価益等による資金増加額	有価証券売却益 有価証券評価益 為替差益		
経常収入計(1)			事業活動収入計(1)		





訪看準則と会計基準の勘定科目比較表

【指導指針】		【会計基準】			備考 (A欄の科目に対するB欄の科目等)
勘定科目【A】		勘定科目【B】			
科目区分		科目区分			
大区分	中区分	大区分	中区分	小区分	
<施設整備等による収支> 【収入】		<施設整備等による収支> 【収入】			
施設整備等補助金収入		施設整備等補助金収入	施設整備等補助金収入		他の会計の基準の内容を踏まえて追加
施設整備等寄付金収入		施設整備等寄附金収入	設備資金借入金元金償還補助金収入		
設備資金借入金収入		設備資金借入金収入	施設整備等寄附金収入		
固定資産売却収入		固定資産売却収入	設備資金借入金元金償還寄附金収入		
	車輦運搬具売却収入 器具及び備品売却収入 〇〇売却収入		車輦運搬具売却収入 器具及び備品売却収入 〇〇売却収入		
施設整備等収入計(4)		施設整備等収入計(4)			
<施設整備等による収支> 【支出】		<施設整備等による収支> 【支出】			
固定資産取得支出	土地取得支出 建物取得支出 車輦運搬具取得支出 器具及び備品取得支出 〇〇取得支出	設備資金借入金元金償還支出	固定資産取得支出		他の会計の基準の内容を踏まえて追加
固定資産除却・廃棄支出	固定資産除却・廃棄支出	固定資産除却・廃棄支出	固定資産取得支出		
		ファイナンス・リース債務の返済支	その他の施設整備等による支出		
		〇〇支出			
施設整備等支出計(5)		施設整備等支出計(5)			
施設整備等資金収支差額(6)=(4)-(5)		施設整備等資金収支差額(6)=(4)-(5)			
<財務活動等による収支> 【収入】		<その他の活動による収支> 【収入】			
長期運営資金借入金元金償還寄附金収入		長期運営資金借入金元金償還寄附金収入			会計基準の区分方法に沿って変更
長期運営資金借入金収入		長期運営資金借入金収入			
投資有価証券売却収入		長期貸付金回収収入			
積立預金取崩収入	移行時特別積立預金取崩収入	投資有価証券売却収入			
	〇〇積立預金取崩収入	積立資産取崩収入			
他会計区分長期借入金収入		退職給付引当資産取崩収入			
他会計区分長期貸付金回収収入		長期預り金積立資産取崩収入			
他会計区分繰入金収入		〇〇積立資産取崩収入			
会計区分外繰入金収入		事業区分間長期借入金収入			
その他の収入		拠点区分間長期借入金収入			
設備資金借入金元金償還補助金収入		事業区分間長期貸付金回収収入			
設備資金借入金元金償還寄附金収入		拠点区分間長期貸付金回収収入			
財務収入計(7)		その他の活動収入計(7)			
<財務活動等による収支> 【支出】		<その他の活動による収支> 【支出】			
設備資金借入金元金償還支出		長期運営資金借入金元金償還支出			会計基準の区分方法に沿って変更
長期運営資金借入金元金償還金支出		長期貸付金支出			
投資有価証券取得支出		投資有価証券取得支出			
積立預金支出		積立資産支出			
他会計区分長期貸付金支出		退職給付引当資産支出			
他会計区分長期借入金元金償還支出		長期預り金積立資産支出			
他会計区分繰入金支出		〇〇積立資産支出			
会計区分外繰入金支出		事業区分間長期貸付金支出			
その他の支出		拠点区分間長期貸付金支出			
設備資金借入金元金償還金支出		事業区分間長期借入金返済支出			
財務支出計(8)		その他の活動支出計(8)			
財務活動資金収支差額(9)=(7)-(8)		その他の活動資金収支差額(9)=(7)-(8)			
予備費(10)		予備費支出(10)			
当期資金収支差額合計(11)=(3)+(6)+(9)-(10)		当期資金収支差額合計(11)=(3)+(6)+(9)-(10)			
前期末支払資金残高(12)		前期末支払資金残高(12)			
当期末支払資金残高(11)+(12)		当期末支払資金残高(11)+(12)			

訪看準則と会計基準の勘定科目比較表

事業活動計算書

【訪看準則】			【会計基準】			備考 (A欄の科目に対するB欄の科目等)
勘定科目【A】			勘定科目【B】			
科目区分			科目区分			
大区分	中区分	小区分	大区分	中区分	小区分	
<事業損益計算の部> 【事業収益】			<サービス活動増減の部> 【収益】			
老人訪問看護療養費収益 老人訪問看護利用料収益	老人訪問看護基本利用料収益 老人訪問看護その他の利用料収益	長時間利用料収益 休日、時間外利用料収益 交通費収益 その他のサービス利用料収益	介護保険事業収益	施設介護料収益 居宅介護料収益(介護報酬収益) (利用者負担金収益) 地域密着型介護料収益(介護報酬収益) (利用者負担金収益) 居宅介護支援介護料収益 利用者等利用料収益	介護報酬収益 利用者負担金収益(公費) 利用者負担金収益(一般) 介護報酬収益 介護予防報酬収益 介護負担金収益(公費) 介護負担金収益(一般) 介護予防負担金収益(公費) 介護予防負担金収益(一般) 介護報酬収益 介護予防報酬収益 介護負担金収益(公費) 介護負担金収益(一般) 介護予防負担金収益(公費) 介護予防負担金収益(一般) 居宅介護支援介護料収益 施設サービス利用料収益 居宅介護サービス利用料収益 地域密着型介護サービス利用料収益 食費収益(公費) 食費収益(一般) 居住費収益(公費) 居住費収益(一般) その他の利用料収益	老人訪問看護に係る収益は「介護保険事業収益」へ計上
訪問看護療養費収益 訪問看護利用料収益	訪問看護基本利用料収益 訪問看護その他の利用料収益	長時間利用料収益 休日、時間外利用料収益 交通費収益 その他のサービス利用料収益	医療事業収益	入院診療収益 室料差額収益 外来診療収益 保健予防活動収益 受託検査・施設利用収益 訪問看護療養費収益 訪問看護利用料収益	補助金事業収益 市町村特別事業収益 受託事業収益 その他の事業収益 訪問看護基本利用料収益 訪問看護その他の利用料収益	老人訪問看護に係る査定減は「介護保険事業収益」へ計上
その他事業収益	(老人保健査定減)	(健康保険等査定減)	〇〇事業収益	その他の医療事業収益 (保険等査定減) 〇〇事業収益 その他の事業収益	補助金事業収益 受託事業収益 その他の事業収益	訪問看護収益に係る補助金等を計上。なお、〇〇事業収益など他の大区分に係る補助金収入等はそれぞれの区分ごとに計上。
			〇〇収益	〇〇収益	補助金事業収益 受託事業収益 その他の事業収益	
			経常経費寄附金収益 その他の収益	〇〇収益		
			サービス活動収益計(1)			
<事業損益計算の部> 【事業費用】			<サービス活動増減の部> 【費用】			
役員報酬 給与費	役員報酬 常勤職員給与	看護師給 理学療法士又は作業療法士給 事務員給	人件費	役員報酬 職員給料	職員給与 職員賞与 賞与引当金繰入 非常勤職員給与	
材料費	非常勤職員給与 退職給与引当金繰入 法定福利費	看護師給 理学療法士又は作業療法士給 事務員給	事業費	派遣職員費 退職給付費用 法定福利費	派遣職員費 退職給付費用 法定福利費	他の会計の基準の内容を踏まえて追加 退職給付会計の導入により変更
	医薬品費 指定老人訪問看護・指定 訪問看護材料費 指定老人訪問看護・指定 訪問看護消耗器具備品費 その他の材料費			給食費 介護用品費 医薬品費 診療・療養等材料費 保健衛生費 医療費 被服費 教養娯楽費 日用品費 保育材料費 本人支給金費 水道光熱費 燃料費 消耗器具備品費 保険料 賃借料 教育指導費 就職支度費		

訪看準則と会計基準の勘定科目比較表

【訪看準則】			【会計基準】			備考 (A欄の科目に対するB欄の科目等)
勘定科目【A】			勘定科目【B】			
科目区分			科目区分			
大区分	中区分	小区分	大区分	中区分	小区分	
経費	福利厚生費 職員被服費 旅費交通費 消耗品費 消耗器具備品費 光熱水費 修繕費 通信費 会議費 保険料 賃借料 租税公課 交際費 諸会費 車両費 雑費 謝金 図書費 旅費交通費 研修雑費 委託費		事務費	雑費 車輦費 雑費 〇〇費 福利厚生費 職員被服費 旅費交通費 事務消耗品費 印刷製本費 水道光熱費 燃料費 修繕費 通信運搬費 会議費 広報費 手数料 保険料 賃借料 土地建物賃借料 租税公課 保守料 渉外費 諸会費 〇〇費 雑費 研修研究費	福利厚生費	消耗品費及び消耗器具備品費は「事務費」の「事務消耗品費」及び「事業費」の「消耗器具備品費」へ分けて計上 会計基準では「水道光熱費」へ変更 会計基準では「通信運搬費」へ変更
研修費	保険料 賃借料 租税公課 交際費 諸会費 車両費 雑費 謝金 図書費 旅費交通費 研修雑費 委託費		〇〇費用 利用者負担軽減額 減価償却費	賃借料 土地建物賃借料 租税公課 保守料 渉外費 諸会費 〇〇費 雑費 研修研究費		賃借料は、会計基準では「賃借料」と「土地建物賃借料」に分けて計上 会計基準では「渉外費」へ変更
減価償却費	建物減価償却費 建物付属設備減価償却費 構築物設備減価償却費 医療用器械備品減価償却費 車両船舶減価償却費 その他の器械備品減価償却費 その他の有形固定資産減価償却費 無形固定資産減価償却費		国庫補助金等特別積立金 取崩額 徴収不能額 徴収不能引当金繰入 その他の費用	業務委託費		
本部費	本部費			業務委託費		
事業利益（又は事業損失）			サービス活動増減差額(3)=(1)-(2)			
＜経常損益計算の部＞ 【事業外収益】			＜サービス活動外増減の部＞ 【収益】			
受取利息配当金			借入金利息補助金収益 受取利息配当金収益 有価証券評価益 有価証券売却益 投資有価証券評価益 投資有価証券売却益 その他のサービス活動外収益		他の会計の基準の内容を踏まえて追加 会計基準では有価証券の時価会計の導入に伴い追加 会計基準では有価証券の時価会計の導入に伴い追加 他の会計の基準の内容を踏まえて追加 他の会計の基準の内容を踏まえて追加	
有価証券売却益			受入研修費収益 利用者等外給食収益 雑収益		他の会計の基準の内容を踏まえて「利用者等外給食収益」に変更 他の会計の基準の内容を踏まえて「雑収益」に変更	
職員給食収益				為替差益		
その他の事業外収益				サービス活動外収益計(4)		
＜経常損益計算の部＞ 【事業外費用】			＜サービス活動外増減の部＞ 【費用】			
支払利息			支払利息 有価証券評価損 有価証券売却損 投資有価証券評価損 投資有価証券売却損 その他のサービス活動外費用		会計基準では有価証券の時価会計の導入に伴い追加 会計基準では有価証券の時価会計の導入に伴い追加 他の会計の基準の内容を踏まえて追加	
有価証券売却損			利用者等外給食費 雑損失		他の会計の基準の内容を踏まえて「利用者等外給食費用」に変更 会計基準では「雑損失」へ計上	
職員給食用材料費				為替差損		
貸倒損失				サービス事業活動外費用計(5)		
雑損失				サービス活動外増減差額(6)=(4)-(5)		
経常利益（又は経常損失）			経常増減額(7)=(3)+(6)			
＜特別損益計算の部＞ 【特別利益】			＜特別増減の部＞ 【収益】			
施設整備等補助金収益			施設整備等補助金収益 設備資金借入金元金償還補助金収益		他の会計の基準の内容を踏まえて追加	
施設整備等寄附金収益			施設整備等寄附金収益 設備資金借入金元金償還寄附金収益			
長期運営資金借入金元金償還寄附金収益			〇〇受贈額			
固定資産受贈額			車輦運搬具売却益 器具及び備品売却益 〇〇売却益		他の会計の基準の内容を踏まえて追加	
固定資産売却益			事業区分間繰入金収益 拠点区分間繰入金収益 事業区分間固定資産移管収益 拠点区分間固定資産移管収益 その他の特別収益			
固定資産売却益			徴収不能引当金戻入益			
事業区分間繰入金収益				特別収益計(8)		
拠点区分間繰入金収益						
事業区分間固定資産移管収益						
拠点区分間固定資産移管収益						
その他の特別利益						

訪看準則と会計基準の勘定科目比較表

【訪看準則】			【会計基準】			備考 (A欄の科目に対するB欄の科目等)
勘定科目【A】			勘定科目【B】			
大区分	中区分	小区分	大区分	中区分	小区分	
<特別増減計算の部> 【特別損失】			<特別増減の部> 【費用】			
固定資産売却損			基本金組入額 資産評価損 固定資産売却損・処分損	建物売却損・処分損 車輛運搬具売却損・処分損 器具及び備品売却損・処分損 その他の固定資産売却損・処分損		他の会計の基準の内容を踏まえて追加
			国庫補助金等特別積立金 取崩額（除却等） 国庫補助金等特別積立金 積立額 災害損失 事業区分間繰入金費用 拠点区分間繰入金費用 事業区分間固定資産移管 費用 拠点区分間固定資産移管 費用 その他の特別損失			他の会計の基準の内容を踏まえて追加
その他の特別損失			税引前当期純利益（又は税引前当期純損失） 法人税等	特別費用計（9） 特別増減差額（10）=（8）-（9）		
			当期純利益（又は当期純損失） 前期繰越利益（又は当期繰越損失） 当期末処分利益（又は当期末処理損失）	税引前当期活動増減差額（11）=（7）+（10） 法人税、住民税及び事業税（12） 法人税等調整額（13） 当期活動増減差額（14）=（11）-（12）-（13）		
<繰越活動増減差額の部>			<繰越活動増減差額の部>			
			前期繰越活動増減差額（15） 当期末繰越活動増減差額（16）=（14）+（15） 基本金取崩額（17）			
			その他の積立金取崩額 その他の積立金積立額	○積立金取崩額 ○積立金積立額		
			次期繰越活動増減差額（20）=（16）+（17）+（18）-（19）			旧基準の「取支」を会計基準では「増減」に名称変更

訪看準則と会計基準の勘定科目比較表

貸借対照表

【訪看準則】		【会計基準】			備考 (A欄の科目に対するB欄の科目等)
勘定科目【A】		勘定科目【B】			
科目区分		科目区分			
大区分	中区分	大区分	中区分	小区分	
<資産の部>		<資産の部>			
流動資産	現金・預金 有価証券 事業未収金 未収金  未収収益 受取手形 貯藏品 医薬品  前払金 前払費用  短期貸付金  その他の流動資産 貸倒引当金 徴収不能引当金	流動資産	現金預金 有価証券 事業未収金 未収金 未収補助金 未収収益 受取手形 貯藏品 医薬品 診療・療養費等材料 給食用材料 商品・製品 仕掛品 原材料 立替金 前払金 前払費用 1年以内回収予定長期貸付金 1年以内回収予定事業区分間長期貸付金 1年以内回収予定拠点区分間長期貸付金 短期貸付金 事業区分間貸付金 拠点区分間貸付金 仮払金 その他の流動資産 徴収不能引当金		他の会計の基準の内容を踏まえて追加  他の会計の基準の内容を踏まえて追加  他の会計の基準の内容を踏まえて追加  会計基準では1年基準の導入に伴い追加  他の会計の基準の内容を踏まえて追加  会計基準では「徴収不能引当金」へ計上
固定資産 (有形固定資産)	土地 建物	固定資産 (基本財産)	土地 建物 定期預金 投資有価証券		※基本財産に該当する固定資産は「基本財産」へ、該当しないものは「その他の固定資産」へ計上  他の会計の基準の内容を踏まえて追加
		(その他の固定資産)	土地 建物 構築物 機械及び装置 車輛運搬具 器具及び備品  建設仮勘定 有形リース資産		他の会計の基準の内容を踏まえて追加  他の会計の基準の内容を踏まえて追加  他の会計の基準の内容を踏まえて変更  他の会計の基準の内容を踏まえて追加  減価償却累計額は直接法又は間接法で記載
(無形固定資産)	建物付属設備 構築物 医療用器械備品 車両船舶 その他の器械備品 その他の有形固定資産 建設仮勘定  減価償却累計額		権利		会計基準では「権利」に計上
	借地権 電話加入権 その他の無形固定資産		ソフトウェア 無形リース資産 投資有価証券 長期貸付金 事業区分間長期貸付金 拠点区分間長期貸付金 退職給付引当資産 長期預り金積立資産 〇〇積立資産 差入保証金 長期前払費用 その他の固定資産		他の会計の基準の内容を踏まえて追加  他の会計の基準の内容を踏まえて追加
(その他の資産)	長期貸付金  その他の投資				他の会計の基準の内容を踏まえて追加
繰延資産	創立費 その他の繰延資産				社会福祉法人の場合は、発生しない「その他の固定資産」に計上
<資産の部合計>		資産の部合計			



## 本部会計残高区分表

(単位:円)

	本部会計残高 ①		A園関連残高 ②		B園関連残高 ③		本部関連残高 ④=①-(②+ ③)	
	借方	貸方	借方	貸方	借方	貸方	借方	貸方
01 流動資産								
01 現金								
02 預金								
03 有価証券								
04 立替金								
05 仮払金								
06 前渡金								
07 前払費用								
08 貸付金								
09 本部会計貸付金								
10 施設会計貸付金								
11 特別会計貸付金								
12 未収金								
13 その他の流動資産								
02 固定資産								
01 建物								
02 固定資産物品								
03 土地								
04 建設仮勘定								
05 権利								
06 投資有価証券								
07 その他の固定資産								
資産合計								
11 流動負債								
01 経常資金借入金								
02 未払金								
03 未払費用								
04 仮受金								
05 預り金								
06 前受収益								
07 本部会計借入金								
08 施設会計借入金								
09 特別会計借入金								
10 その他の流動負債								
12 固定負債								
01 設備資金借入金								
02 退職給与引当金								
負債合計								
21 基金								
01 基本財産基金								
02 運用財産基金								
22 積立金								
01 建設積立金								
02 固定負債積立金								
03 その他の積立金								
人件費積立金								
修繕積立金								
備品等購入積立金								
特定積立金								
23 繰越金								
01 前期繰越金								
02 当期繰越金								
純財産合計								
負債・純財産合計								

(記載上の留意事項)

本部会計残高;旧本部会計の貸借対照表残高を記入する。

本部関連残高;いずれの拠点区分にも個別的・直接的な関連を有しないため分割不能な残高を記入する。

## 勘定残高集計表

(拠点区分)A園

(単位:円)

	本部関連残高 ①		A園関連残高 ②		A園施設会計 ③		〇〇事業 ④		〇〇事業 ⑤		A園拠点区分残高 ⑥=①+②+③+④+⑤	
	借方	貸方	借方	貸方	借方	貸方	借方	貸方	借方	貸方	借方	貸方
01 流動資産												
01 現金												
02 預金												
03 有価証券												
04 立替金												
05 仮払金												
06 前渡金												
07 前払費用												
08 貸付金												
09 本部会計貸付金												
10 施設会計貸付金												
11 特別会計貸付金												
12 未収金												
13 その他の流動資産												
02 固定資産												
01 建物												
02 固定資産物品												
03 土地												
04 建設仮勘定												
05 権利												
06 投資有価証券												
07 その他の固定資産												
資産合計												
11 流動負債												
01 経常資金借入金												
02 未払金												
03 未払費用												
04 仮受金												
05 預り金												
06 前受収益												
07 本部会計借入金												
08 施設会計借入金												
09 特別会計借入金												
10 その他の流動負債												
12 固定負債												
01 設備資金借入金												
02 退職給与引当金												
負債合計												
21 基金												
01 基本財産基金												
02 運用財産基金												
22 積立金												
01 建設積立金												
02 固定負債積立金												
03 その他の積立金												
人件費積立金												
修繕積立金												
備品等購入積立金												
特定積立金												
23 繰越金												
01 前期繰越金												
02 当期繰越金												
純財産合計												
負債・純財産合計												

(記載上の留意事項)

本部関連残高①;別紙⑨の「本部関連残高④」欄の金額を記入する。

A園関連残高②;別紙⑨の「A園関連残高②」欄の金額を記入する。

③、④、⑤は旧施設会計の貸借対照表残高を記入する。

※ 上表は、本部会計をA園拠点区分を構成するサービス区分として設定した場合を想定している。



## 前期末支払資金残高の調整表

《資金収支計算書上の取扱い》

1	前期末支払資金残高		
	A施設会計繰越金	×××	
	A〇〇事業会計繰越金	×××	
		⋮	
	A施設関連本部会計繰越金	<u>×××</u>	×××
2	繰越金戻入額		
	A施設会計引当金合計額	×××	
	A〇〇事業会計引当金合計額	×××	
		⋮	
	A施設関連本部会計特定引当金	<u>×××</u>	×××
3	その他の調整額		
	有価証券調整額	×××	
	計;調整後前期末支払資金残高		<u><u>×××</u></u>

## 前期繰越活動増減差額の設定表

《事業活動計算書上の取扱い》

1 繰越金		
A施設会計繰越金	×××	
A〇〇事業会計繰越金	×××	
⋮	⋮	
A施設関連本部会計繰越金	×××	×××
	—————	
2 引当金		
A施設会計引当金合計額	×××	
A〇〇事業会計引当金合計額	×××	
⋮	⋮	
A施設関連本部会計特定引当金	×××	×××
計	—————	—————
新基準採用から生ずる繰越金差額(+又は△)	×××	
過年度減価償却累計額受入	△×××	
過年度国庫補助金等特別積立金取崩額	×××	×××
⋮		
差引;前期繰越活動増減差額設定額	—————	—————
		—————



経理規程準則と新会計基準の勘定科目比較表

【経理規程準則（本部会計）】		【会計基準】		備考 (A欄の科目に対するB欄の科目等)	
勘定科目【A】		勘定科目【B】			
科目区分	科目区分	科目区分	科目区分		
大区分	中区分	大区分	中区分		
＜純 資 産 の 部＞		＜純 資 産 の 部＞			
基金	基本財産基金	基本金		他の会計の基準の内容を踏まえて追加	
積立金	運用財産基金	国庫補助金等特別積立金			
	建設積立金	その他の積立金	〇〇積立金		
	固定負債積立金				
繰越金	その他の積立金				
	前期繰越金				
	当期繰越金	次期繰越活動増減差額 (うち当期活動増減差額)			
純資産の部合計		純資産の部合計			
負債及び純資産の部合計		負債及び純資産の部合計			

経理規程準則と会計基準の勘定科目比較表

資金収支計算書（施設会計）

【経理規程準則（施設会計）】		【会計基準】			備考 (A欄の科目に対するB欄の科目等)
勘定科目【A】		勘定科目【B】			
科目区分		科目区分			
大区分	中区分	大区分	中区分	小区分	
【収入】		<事業活動による取支> 【収入】			
措置費収入	事務費収入 事業費収入	老人福祉事業収入	措置費収入	事務費収入 事業費収入 その他の利用料収入 その他の事業収入	本科目の他、児童福祉事業収入、生活保護事業収入にも設定
利用者負担金収入	利用者負担金収入		運営事業収入	管理費収入 その他の利用料収入 補助金事業収入 その他の事業収入	
補助金収入	都道府県補助金収入 市町村補助金収入		その他の事業収入	管理費収入 その他の利用料収入 その他の事業収入	
		児童福祉事業収入	措置費収入	事務費収入 事業費収入	
			私的契約利用料収入 その他の事業収入	補助金事業収入 受託事業収入 その他の事業収入	
		保育事業収入	保育所運営費収入 私的契約利用料収入 私立認定保育所利用料収入 その他の事業収入	補助金事業収入 受取事業収入 その他の事業収入	
		生活保護事業収入	措置費収入	事務費収入	運営費については、保育事業収入の中に保育所運営費収入を設定
			授産事業収入 その他の事業収入	〇〇事業収入 補助金事業収入 受託事業収入 その他の事業収入	
		〇〇事業収入	〇〇事業収入 その他の事業収入	補助金事業収入 受託事業収入 その他の事業収入	上記の大区分に含まれない事業の補助金事業収入は〇〇事業収入に計上
		〇〇収入	〇〇収入		
寄付金収入	寄付金収入	借入金利息補助金収入 経常経費寄附金収入 受取利息配当金収入 その他の収入	受入研修費収入 利用者等外給食費収入 雑収入		
雑収入	雑収入				
引当金戻入	人件費引当金戻入 修繕引当金戻入 備品等購入引当金戻入	流動資産評価益等による 資金増加額	有価証券売却益 有価証券評価益 為替差益		
		事業活動収入計(1)			

経理規程準則と会計基準の勘定科目比較表

【経理規程準則（施設会計）】		【会計基準】			備考 (A欄の科目に対するB欄の科目等)
勘定科目【A】		勘定科目【B】			
科目区分		科目区分			
大区分	中区分	大区分	中区分	小区分	
【支出】		<事業活動による収支> 【支出】			
事務費支出	役員報酬 職員俸給 職員諸手当 賃金	人件費支出	役員報酬支出 職員給料支出 職員賞与支出 非常勤職員給与支出 派遣職員費支出 退職給付支出 法定福利費支出		会計基準では「職員給料支出」と「職員賞与支出」に分けて整理
事業費支出	退職給与及び引当金繰入 法定福利費 給食費 保健衛生費 医療費 被服費 教養娯楽費 日用品費 本人支給金 光熱水費 燃料費 器具什器費	事業費支出	給食費支出 介護用品費支出 医薬品費支出 診療・療養等材料費支出 保健衛生費支出 医療費支出 被服費支出 教養娯楽費支出 日用品費支出 保育材料費支出 本人支給金支出 水道光熱費支出 燃料費支出 消耗器具備品費支出 保険料支出 賃借料支出 教育指導費支出 就職支度費支出 葬祭費支出 車輦費支出 管理費返還支出 〇〇費支出 雑支出		派遣職員費支出を追加  *経理規程準則では勘定科目の順は事務費支出、事業費支出の順番だが、ここでは比較しやすいように会計基準の事業費支出、事務費支出の順番に合わせている
事務費支出	教育費 就職支度費 葬祭費 雑費 修繕費 訓練指導費 職業補導費 厚生経費 旅費 一般物品費 印刷製本費 光熱水費 燃料費 修繕費 会議費 借料損料 雑費 役務費	事務費支出	福利厚生費支出 職員被服費支出 旅費交通費支出 研修研究費支出 事務消耗品費支出 印刷製本費支出 水道光熱費支出 燃料費支出 修繕費支出 通信運搬費支出 会議費支出 広報費支出 業務委託費支出 手数料支出 保険料支出 賃借料支出 土地・建物賃借料支出 租税公課支出 保守料支出 渉外費支出 諸会費支出 〇〇費支出 雑支出		*経理規程準則では勘定科目の順は事務費支出、事業費支出の順番だが、ここでは比較しやすいように会計基準の事業費支出、事務費支出の順番に合わせている
引当金繰入	人件費引当金繰入 修繕引当金繰入 備品等購入引当金繰入	授産事業支出 〇〇支出 利用者負担軽減額 支払利息支出 その他の支出  流動資産評価損等による 資金減少額	利用者等外給食費支出 雑支出  有価証券売却損 資産評価損  為替差損 徴収不能額	有価証券評価損 〇〇評価損	他の会計の基準の内容を踏まえて追加
		事業活動支出計(2)			
		事業活動資金収支差額(3)=(1)-(2)			

経理規程準則と会計基準の勘定科目比較表

【経理規程準則（施設会計）】		【会計基準】			備考 (A欄の科目に対するB欄の科目等)
勘定科目【A】		勘定科目【B】			
科目区分		科目区分		小区分	
大区分	中区分	大区分	中区分	小区分	
【収入】		<施設整備等による収支> 【収入】			
		施設整備等補助金収入 設備資金借入金元金償還補助金収入 施設整備等寄附金収入 設備資金借入金収入 固定資産売却収入 その他の施設整備等による収入	施設整備等補助金収入 設備資金借入金元金償還補助金収入 施設整備等寄附金収入 設備資金借入金元金償還寄附金収入 車両運搬具売却収入 器具及び備品売却収入 〇〇売却収入 〇〇収入		
			施設整備等収入計(4)		
【支出】		<施設整備等による収支> 【支出】			
固定資産物品費	固定資産物品費	設備資金借入金元金償還支出 固定資産取得支出 固定資産除却・廃棄支出 ファイナンス・リース債務の返済支出 その他の施設整備等による支出	土地取得支出 建物取得支出 車両運搬具取得支出 器具及び備品取得支出 〇〇取得支出 〇〇支出		他の会計の基準の内容を踏まえて追加 他の会計の基準の内容を踏まえて追加 他の会計の基準の内容を踏まえて追加 会計基準ではその他の活動による収支の部の支出に移動し、「事業・拠点区分間繰入金支出」として計上 他の会計の基準の内容を踏まえて追加 他の会計の基準の内容を踏まえて追加
			施設整備等支出計(5)		
			施設整備当資金収支差額(6)=(4)-(5)		
【収入】		<その他の活動による収支> 【収入】			
		長期運営資金借入金元金償還寄附金収入 長期運営資金借入金収入 長期貸付金回収収入 投資有価証券売却収入 積立資産取崩収入 事業区分間長期借入金収入 拠点区分間長期借入金収入 事業区分間長期貸付金回収収入 拠点区分間長期貸付金回収収入 事業区分間繰入金収入 拠点区分間繰入金収入 サービス区分間繰入金収入 その他の活動による収入	退職給付引当資産取崩収入 長期預り金積立資産取崩収入 〇〇積立資産取崩収入 〇〇収入		会計基準の区分方法に沿って変更
繰入金収入	特別会計繰入金収入 本部会計繰入金収入				
【支出】		<その他の活動による収支> 【支出】			
		長期運営資金借入金元金償還支出 長期貸付金支出 投資有価証券取得支出 積立資産支出 事業区分間長期貸付金支出 拠点区分間長期貸付金支出 事業区分間長期借入金返済支出 拠点区分間長期借入金返済支出 事業区分間繰入金支出 拠点区分間繰入金支出 サービス区分間繰入金支出 その他の活動による支出	退職給付引当資産支出 長期預り金積立資産支出 〇〇積立資産支出 〇〇支出		会計基準の区分方法に沿って変更
繰入金支出	本部会計繰入金支出				
			その他の活動支出計(8)		
			その他の活動資金収支差額(9)=(7)-(8)		
			子備費支出(10)		
当期繰越金	当期繰越金		当期資金収支差額合計(11)=(3)+(6)+(9)-(10)		
			前期末支払資金残高(12)		
			当期末支払資金残高(11)+(12)		





経理規程準則と新会計基準の勘定科目比較表

【経理規程準則（施設会計）】		【会計基準】		備考 (A欄の科目に対するB欄の科目等)
勘定科目【A】		勘定科目【B】		
科目区分	科目区分	科目区分	科目区分	
大区分	中区分	大区分	中区分	
<純資産の部>		<純資産の部>		
運用財産基金	運用財産基金	基本金		他の会計の基準の内容を踏まえて追加
積立金	建設積立金	国庫補助金等特別積立金		
	固定負債積立金	その他の積立金	〇〇積立金	
	その他の積立金			
繰越金	前期繰越金			
	当期繰越金			
		次期繰越活動増減差額 (うち当期活動増減差額)		
純資産の部合計		純資産の部合計		
負債及び純資産の部合計		負債及び純資産の部合計		

経理規程準則と会計基準の勘定科目比較表

資金収支計算書（施設会計（保育所））

【経理規程準則（施設会計（保育所））】		【会計基準】			備考 (A欄の科目に対するB欄の科目等)
勘定科目【A】		勘定科目【B】			
科目区分		科目区分			
大区分	中区分	大区分	中区分	小区分	
【収入】		<事業活動による収支> 【収入】			
措置費収入	措置費収入	児童福祉事業収入	措置費収入	事務費収入 事業費収入	
利用料収入	利用料収入		私的契約利用料収入 その他の事業収入	補助金事業収入 受託事業収入 その他の事業収入	
補助金収入	都道府県補助金収入 市町村補助金収入	保育事業収入	保育所運営費収入 私的契約利用料収入 私立認定保育所利用料収入 その他の事業収入	補助金事業収入 受取事業収入 その他の事業収入	
		〇〇事業収入	〇〇事業収入 その他の事業収入	補助金事業収入 受取事業収入 その他の事業収入	
		〇〇収入	〇〇収入	補助金事業収入 受託事業収入 その他の事業収入	上記の大区分に含まれない事業の補助金事業収入は〇〇事業収入に計上
寄付金収入	寄付金収入	借入金利息補助金収入 経常経費寄附金収入 受取利息配当金収入 その他の収入	〇〇収入		
雑収入	雑収入		受入研修費収入 利用者等外給食費収入 雑収入		
引当金戻入	人件費引当金戻入 修繕引当金戻入 備品等購入引当金戻入	流動資産評価益等による 資金増加額	有価証券売却益 有価証券評価益 為替差益		
			事業活動収入計(1)		

経理規程準則と会計基準の勘定科目比較表

【経理規程準則（施設会計（保育所））】		【会計基準】			備考 (A欄の科目に対するB欄の科目等)
勘定科目【A】		勘定科目【B】			
科目区分		科目区分			
大区分	中区分	大区分	中区分	小区分	
【支出】		<事業活動による取支> 【支出】			
事務費支出	職員俸給 職員諸手当 賃金	人件費支出	役員報酬支出 職員給料支出 職員賞与支出 非常勤職員給与支出 派遣職員費支出 退職給付支出 法定福利費支出		会計基準では「職員給料支出」と「職員賞与支出」に分けて整理
事業費支出	法定福利費 給食費 保健衛生費	事業費支出	給食費支出 介護用品費支出 医薬品費支出 診療・療養等材料費支出 保健衛生費支出 医療費支出 被服費支出 教養娯楽費支出 日用品費支出 保育材料費支出 本人支給金支出 水道光熱費支出 燃料費支出 消耗器具備品費支出 保険料支出 賃借料支出 教育指導費支出 就職支度費支出 葬祭費支出 車輦費支出 管理費運送支出 〇〇費支出 雑支出		* 経理規程準則では勘定科目の順は事務費支出、事業費支出の順番だが、ここでは比較しやすいように会計基準の事業費支出、事務費支出の順番に合わせている
事務費支出	保育材料費 本人支給金 光熱水費	事務費支出	福利厚生費支出 職員被服費支出 旅費交通費支出 研修研究費支出 事務消耗品費支出 印刷製本費支出 水道光熱費支出 燃料費支出 修繕費支出 通信運搬費支出 会議費支出 広報費支出 業務委託費支出 手数料支出 保険料支出 賃借料支出 土地・建物賃借料支出 租税公課支出 保守料支出 渉外費支出 諸会費支出 〇〇費支出 雑支出		* 経理規程準則では勘定科目の順は事務費支出、事業費支出の順番だが、ここでは比較しやすいように会計基準の事業費支出、事務費支出の順番に合わせている
事務費支出	雑費 児童用採暖費 炊具食器費	事務費支出	利用者等外給食費 雑支出		他の会計の基準の内容を踏まえて追加
事務費支出	厚生経費 旅費 一般物品費 印刷製本費 光熱水費 修繕費 会議費 業務委託費 借料掛料	〇〇支出 利用者負担軽減額 支払利息支出 その他の支出	流動資産評価損等による 資金減少額		
事務費支出	雑費 役員費	有価証券売却損 資産評価損	有価証券評価損 〇〇評価損		
引当金繰入	人件費引当金繰入 修繕引当金繰入 備品等購入引当金繰入	為替差損 徴収不能額			
		事業活動支出計(2)			
		事業活動資金収支差額(3)=(1)-(2)			

経理規程準則と会計基準の勘定科目比較表

【経理規程準則（施設会計（保育所））】		【会計基準】			備考 (A欄の科目に対するB欄の科目等)
勘定科目【A】		勘定科目【B】			
科目区分		科目区分			
大区分	中区分	大区分	中区分	小区分	
【収入】		<施設整備等による収支> 【収入】			
		施設整備等補助金収入	施設整備等補助金収入		他の会計の基準の内容を踏まえて追加
		施設整備等寄附金収入	施設整備等寄附金収入		
		設備資金借入金収入	設備資金借入金元金償還補助金収入		他の会計の基準の内容を踏まえて追加
		固定資産売却収入	設備資金借入金元金償還寄附金収入		
		その他の施設整備等による収入	車輛運搬具売却収入 器具及び備品売却収入 〇〇売却収入		
			〇〇収入		
		施設整備等収入計(4)			
【支出】		<施設整備等による収支> 【支出】			
固定資産物品費	固定資産物品費	設備資金借入金元金償還支出			他の会計の基準の内容を踏まえて追加
		固定資産取得支出	土地取得支出 建物取得支出 車輛運搬具取得支出 器具及び備品取得支出 〇〇取得支出		他の会計の基準の内容を踏まえて追加
		固定資産除却・廃棄支出			他の会計の基準の内容を踏まえて追加
		ファイナンス・リース債務の返済支出			
		その他の施設整備等による支出	〇〇支出		他の会計の基準の内容を踏まえて追加
		施設整備等支出計(5)			
		施設整備当資金収支差額(6)=(4)-(5)			
【収入】		<その他の活動による収支> 【収入】			
		長期運営資金借入金元金償還寄附金収入			会計基準の区分方法に沿って変更
		長期運営資金借入金収入			
		長期貸付金回収収入			
		投資有価証券売却収入			
		積立資産取崩収入	退職給付引当資産取崩収入 長期預り金積立資産取崩収入 〇〇積立資産取崩収入		
		事業区分間長期借入金収入			
		拠点区分間長期借入金収入			
		事業区分間長期貸付金回収収入			
		拠点区分間長期貸付金回収収入			
		事業区分間繰入金収入			
		拠点区分間繰入金収入			
		サービス区分間繰入金収入			
		その他の活動による収入	〇〇収入		
		その他の活動収入計(7)			
繰入金収入	特別会計繰入金収入 本部会計繰入金収入				
【支出】		<その他の活動による収支> 【支出】			
		長期運営資金借入金元金償還支出			会計基準の区分方法に沿って変更
		長期貸付金支出			
		投資有価証券取得支出			
		積立資産支出	退職給付引当資産支出 長期預り金積立資産支出 〇〇積立資産支出		
		事業区分間長期貸付金支出			
		拠点区分間長期貸付金支出			
		事業区分間長期借入金返済支出			
		拠点区分間長期借入金返済支出			
		事業区分間繰入金支出			
		拠点区分間繰入金支出			
		サービス区分間繰入金支出			
		その他の活動による支出	〇〇支出		
		その他の活動支出計(8)			
		その他の活動資金収支差額(9)=(7)-(8)			
		予備費支出(10)			
		当期資金収支差額合計(11)=(3)+(6)+(9)-(10)			
当期繰越金	当期繰越金	前期末支払資金残高(12)			
		当期末支払資金残高(11)+(12)			

経理規程準則と新会計基準の勘定科目比較表

貸借対照表(施設会計(保育所))

【経理規程準則(施設会計(保育所))】			【会計基準】			備考 (A欄の科目に対するB欄の科目等)
勘定科目【A】			勘定科目【B】			
大区分	科目区分	中区分	大区分	科目区分	中区分	
<資産の部>			<資産の部>			
流動資産	現金		流動資産	現金預金		会計基準では「現金預金」へ変更
	預金			有価証券		
	有価証券			事業未収金		
	未収金			未収金		
				未収補助金		
				未収収益		
				受取手形		
				貯蔵品		
				医薬品		
				診療・療養費等材料		
				給食用材料		
				商品・製品		
				仕掛品		
				原材料		
				立替金		
				前払金		
	前払費用			前払費用		
				1年以内回収予定長期貸付金		
				1年以内回収予定事業区分間長期貸付金		会計基準では1年基準の導入により科目を新設
				1年以内回収予定拠点区分間長期貸付金		
				短期貸付金		
				事業区分間貸付金		会計基準の区分方法に沿って変更
	本部会計貸付金			拠点区分間貸付金		
				仮払金		
	その他の流動資産			その他の流動資産		
固定資産			固定資産 (基本財産)			
				土地		
				建物		他の会計の基準の内容を踏まえて追加
				定期預金		
				投資有価証券		
			(その他の固定資産)			
				土地		
				建物		他の会計の基準の内容を踏まえて追加
	固定資産物品			構築物		
				機械及び装置		
				車両運搬具		
				器具及び備品		
				建設仮勘定		
				有形リース資産		会計基準ではリース会計の導入により追加
				権利		
				ソフトウエア		他の会計の基準の内容を踏まえて追加
				無形リース資産		会計基準ではリース会計の導入により追加
				投資有価証券		
				長期貸付金		
				事業区分間長期貸付金		
				拠点区分間長期貸付金		
				退職給付引当資産		他の会計の基準の内容を踏まえて追加
				長期預り金積立資産		
				〇〇積立預金		
				差入保証金		
				長期前払費用		
	その他の固定資産			その他の固定資産		
	資産の部合計			資産の部合計		
<負債の部>			<負債の部>			
流動負債	未払金		流動負債	短期運営資金借入金		会計基準では、「事業未払金」、「その他の未払金」に分けて整理
				事業未払金		
				その他の未払金		他の会計の基準の内容を踏まえて追加
				支払手形		
				役員等短期借入金		
				1年以内返済予定設備資金借入金		
				1年以内返済予定長期運営資金借入金		
				1年以内返済予定リース債務		会計基準では1年基準の導入により科目を新設
				1年以内返済予定役員等長期借入金		
				1年以内返済予定事業区分間長期借入金		
				1年以内返済予定拠点区分間長期借入金		
				1年以内支払予定長期未払金		
				未払費用		
	預り金			預り金		会計基準では、「預り金」、「職員預り金」に分けて整理
				職員預り金		
	前受収益			前受金		他の会計の基準の内容を踏まえて追加
	本部会計借入金			前受収益		
				事業区分間借入金		会計基準の区分方法に沿って変更
				拠点区分間借入金		
				仮受金		
	その他の流動負債			賞与引当金		他の会計の基準の内容を踏まえて追加
				その他の流動負債		
			固定負債			
				設備資金借入金		他の会計の基準の内容を踏まえて追加
				長期運営資金借入金		会計基準ではリース会計の導入により追加
				リース債務		
				役員等長期借入金		
				事業区分間長期借入金		他の会計の基準の内容を踏まえて追加
				拠点区分間長期借入金		
				退職給付引当金		
引当金	人件費引当金			長期未払金		
	修繕引当金			長期預り金		
	備品等購入引当金			その他の固定負債		他の会計の基準の内容を踏まえて追加
	負債の部合計			負債の部合計		

経理規程準則と新会計基準の勘定科目比較表

【経理規程準則（施設会計（保育所））】		【会計基準】		備考 (A欄の科目に対するB欄の科目等)
勘定科目【A】		勘定科目【B】		
大区分	科目区分 中区分	大区分	科目区分 中区分	
<純資産の部>				
運用財産基金		基本金		他の会計の基準の内容を踏まえて追加
	運用財産基金	国庫補助金等特別積立金		
		その他の積立金	〇〇積立金	
繰越金		次期繰越活動増減差額 (うち当期活動増減差額)		
	前期繰越金 当期繰越金			
純資産の部合計		純資産の部合計		
負債及び純資産の部合計		負債及び純資産の部合計		

会計基準移行時精算表  
(平成 年 月 日)

法人名	
拠点区分名	

借		貸		方		方		新会計基準	
科 目	目	科 目	目	借 方	貸 方	借 方	貸 方	残 高	残 高
経理規程準則		経理規程準則		経理規程準則		経理規程準則		経理規程準則	
残 高		残 高		残 高		残 高		残 高	
流動資産		流動負債							
現金	金	短期運営資金借入金	金						
有価証券	金	事業未払金	金						
未収補助金	金	施設整備未払金	金						
未償還借入金	金	その他の未払金	金						
前払金	金	1年以内返済予定設備資金借入金	金						
1年以内回収予定長期貸付金	金	1年以内返済予定長期運営資金借入金	金						
1年以内回収予定事業区分間長期貸付金	金	1年以内返済予定リース債務	金						
1年以内回収予定拠点区分間長期貸付金	金	1年以内返済予定事業区分間借入金	金						
短期貸付金	金	1年以内支払予定長期未払金	金						
事業区分間貸付金	金	未払金	金						
拠点区分間貸付金	金	預り金	金						
その他の流動資産	金	職員預り金	金						
		前受金	金						
		事業区分間借入金	金						
		拠点区分間借入金	金						
		仮受金	金						
		その他の流動負債	金						
固定資産(基本財産)									
土地	地	固定負債							
建物	物	設備資金借入金	金						
基本財産特定預金	金	長期運営資金借入金	金						
		リース債務	金						
固定資産(その他の固定資産)									
建物	物	事業区分間長期借入金	金						
構築物	物	事業区分間長期借入金	金						
機械及び装置	機	退職給付引当金	金						
車両運搬具	車	長期未払金	金						
器具及び備品	器	長期預り金	金						
建設仮勘定	設	その他の固定資産	金						
権利	利	基本金	金						
リース	リ	基金	金						
投資有価証券	投	基金	金						
長期貸付金	長	基金	金						
事業区分間長期貸付金	事	基金	金						
拠点区分間長期貸付金	拠	基金	金						
種別預金	種	国庫補助金等特別積立金	金						
差入保証金	差	国庫補助金等特別積立金	金						
退職共済預け金	退	その他の積立金	金						
その他の固定資産	其	固定負債積立金	金						
固定資産物	固	その他の積立金	金						
		その他の積立金	金						
		次期繰越活動増減差額	金						
		次期繰越活動増減差額	金						
		繰越	金						
合計	合	合計	計						

(単位:円)

## 4号基本金取崩調整表

(単位:円)

	調整前貸借対照表		調整		調整後貸借対照表	
	借方	貸方	借方	貸方	借方	貸方
純資産の部						
基本金						
1号～3号基本金		3,000				3,000
4号基本金		1,000	1,000			0
国庫補助金等特別積立金		2,000				2,000
その他積立金						
〇〇積立金		1,000				1,000
△△積立金				300		300
次期繰越活動収支差額		10,000		700		10,700
純資産の部合計		17,000				17,000

資産の部						
	借方	貸方	借方	貸方	借方	貸方
流動資産						
固定資産						
基本財産						
基本財産特定預金	1,000			300	700	
基本財産△△積立資産			300		300	
その他固定資産						
〇〇積立資産						
資産の部合計						

(上記の事例)

移行前:第4号基本金、基本財産特定預金に1,000円計上。



移行時:第4号基本金を取崩し、次期繰越活動増減差額に700円、△△積立金に300円積立。